

第2章 地域概況の把握・整理

2.1 社会的状況に係る調査

表 2-1-1 に社会的状況に係る調査項目を示す。

表 2-1-1 社会的状況に係る調査項目

項 目		調査内容
社会的状況	人口及び産業	人口分布、人口動態、主な産業及び産業構造等
	交通の状況	道路、鉄道等の位置、交通施設の分布等
	土地利用の状況	土地利用状況、住宅・農地・森林等の分布等
	環境保全に係る配慮が必要な施設の状況	教育・医療・福祉施設等の分布
	環境整備の状況	上・下水道の整備状況、廃棄物の発生・処理・処分状況等
	水利用の状況	上水・農業用水・地下水の取水状況、水利権、漁業権等
	騒音・振動	騒音・振動の現況、発生源の状況、苦情発生件数等
	悪臭	悪臭の現況、発生源の状況、苦情発生件数等
	地盤沈下	地下水の揚水状況、地盤沈下の状況、地下水の水質等
	土壤汚染	土壤汚染の現況等
	レクリエーション地、文化財等	レクリエーション施設の分布・利用状況、文化財（史跡、名勝、天然記念物等）の分布
	法令による指定及び規制等の状況	環境基準の類型指定状況、用途指定に係る地域、自然環境保全に係る地域の指定状況等、公害防止に係る地域指定状況・規制基準、防災に係る地域指定等
	地域の環境に係る方針等の状況	地域のマスタープラン等における環境に係る方針、各種開発計画の状況等
	廃棄物等	廃棄物の処理・処分方法等
	温室効果ガス	温室効果ガスの排出量、排出形態

(1) 人口及び産業

各市町における人口及び産業の状況を下記に整理する。

1) 人口の状況

各市町における人口及び世帯数の推移、人口分布、人口動態を下記に整理する。

①人口及び世帯数の推移

各市町における人口及び世帯数の推移を表 2-1-2、図 2-1-1～図 2-1-3 に整理する。

七尾市、中能登町ともに人口は減少傾向となっている。

表 2-1-2 各市町における人口及び世帯数の推移

年度		H26	H27	H28	H29	H30
七尾市	人口（人）	55,790	54,988	54,191	53,404	52,578
	世帯数（世帯）	22,099	22,151	22,103	22,112	22,083
	世帯当たりの人口（人/世帯）	2.52	2.48	2.45	2.42	2.38
中能登町	人口（人）	18,883	18,618	18,392	18,198	17,992
	世帯数（世帯）	6,608	6,621	6,597	6,619	6,639
	世帯当たりの人口（人/世帯）	2.86	2.81	2.79	2.75	2.71
合計	人口（人）	74,673	73,606	72,583	71,602	70,570
	世帯数（世帯）	28,707	28,772	28,700	28,731	28,722
	世帯当たりの人口（人/世帯）	2.60	2.56	2.53	2.49	2.46

出典）七尾市 住民基本台帳（各年度末日現在）、中能登町 住民基本台帳（各年度末日現在）

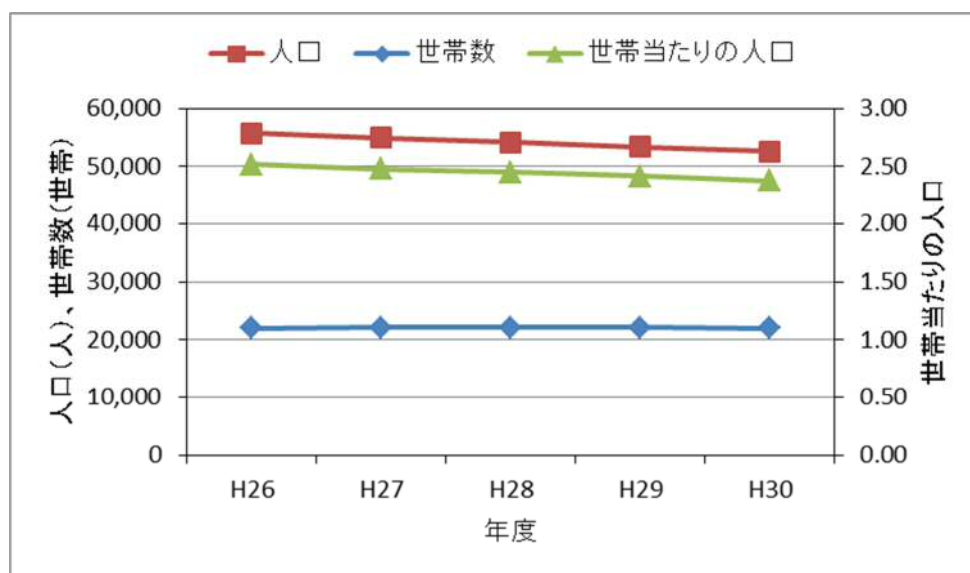


図 2-1-1 七尾市における人口、世帯数、世帯当たりの人口の推移

出典）七尾市 住民基本台帳（各年度末日現在）

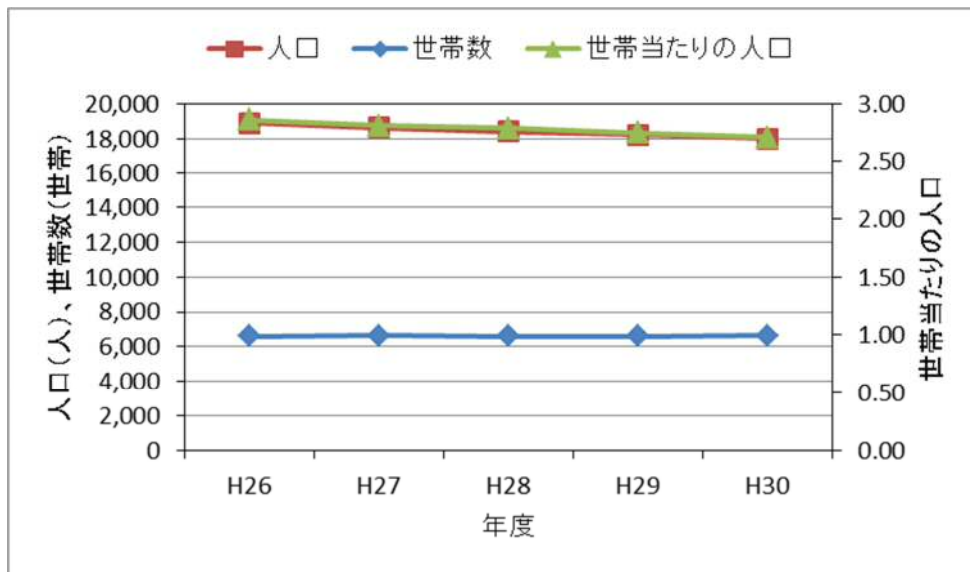


図 2-1-2 中能登町における人口、世帯数、世帯当たりの人口の推移
出典) 中能登町 住民基本台帳 (各年度末日現在)

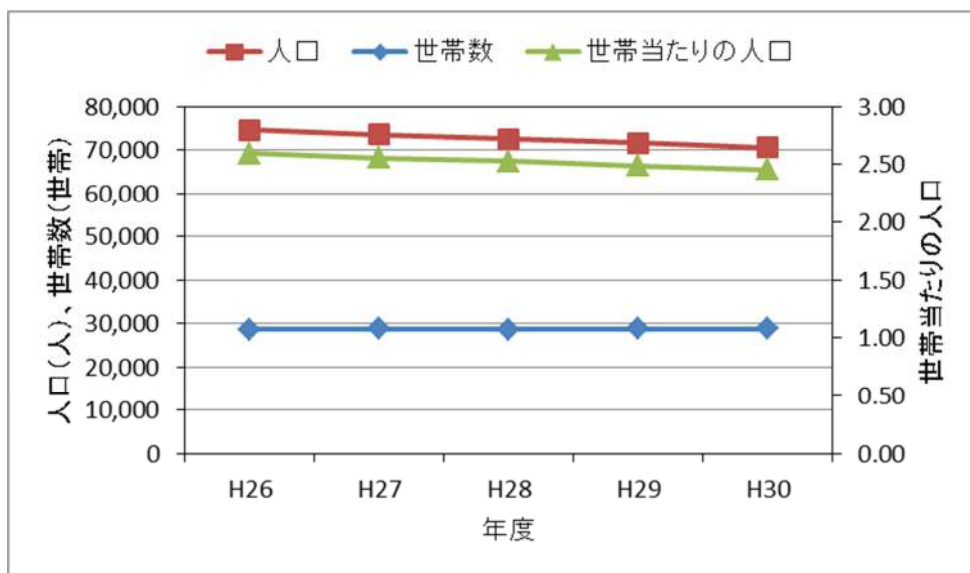


図 2-1-3 両市町における人口、世帯数、世帯当たりの人口の推移
出典) 七尾市 住民基本台帳 (各年度末日現在)、中能登町 住民基本台帳 (各年度末日現在)

②人口分布

各市町における人口ピラミッドを図 2-1-4、図 2-1-5 に整理する。

七尾市、中能登町ともに「65～69 歳」、「70～74 歳」が多く、つぼ型の傾向となっている。

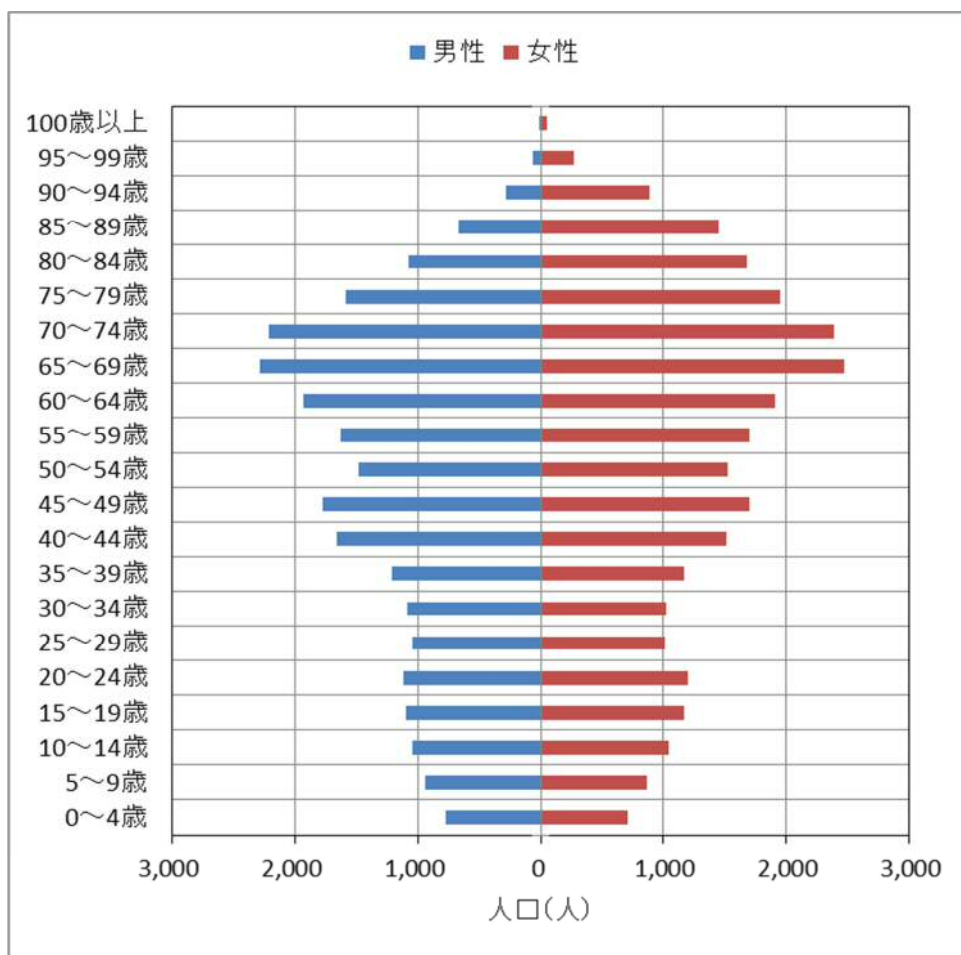


図 2-1-4 七尾市における人口ピラミッド

出典) 七尾市住民基本台帳から作成 (平成 31 年 3 月末日現在)

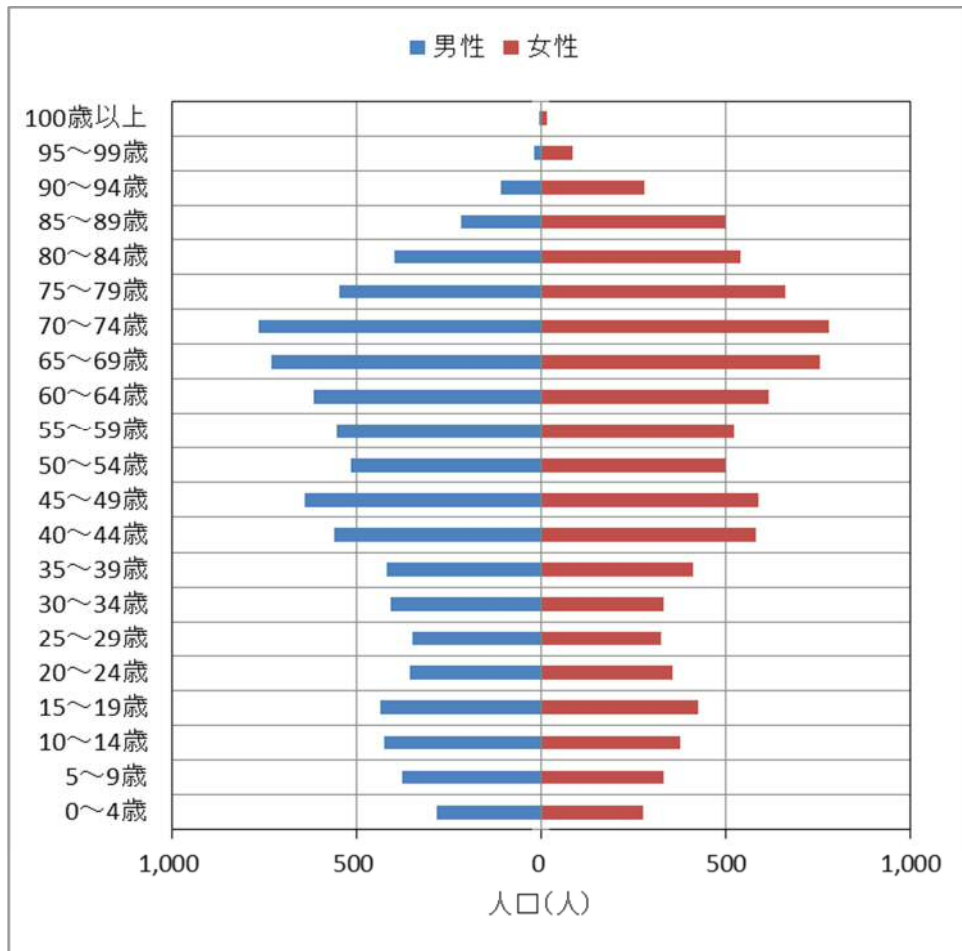


図 2-1-5 中能登町における人口ピラミッド

出典) 中能登町住民基本台帳から作成 (平成 31 年 3 月末日現在)

③人口動態

構成市町における人口動態を表 2-1-3、表 2-1-4 に整理する。

表 2-1-3 七尾市における人口動態

年度	自然動態		社会動態		人口変動		
	出生 ①	死亡 ②	転入 ③	転出 ④	増加 ①+③	減少 ②+④	計 (①+③)-(②+④)
H26	322	865	1,218	1,503	1,540	2,368	-828
H27	342	833	1,247	1,607	1,589	2,440	-851
H28	306	794	1,219	1,536	1,525	2,330	-805
H29	280	826	1,455	1,710	1,735	2,536	-801
H30	271	781	1,297	1,620	1,568	2,401	833

出典) 七尾市提供資料 (各年度 3 月末日現在)

表 2-1-4 中能登町における人口動態

年度	自然動態		社会動態		人口変動		
	出生 ①	死亡 ②	転入 ③	転出 ④	増加 ①+③	減少 ②+④	計 (①+③)-(②+④)
H26	112	243	321	463	433	706	-273
H27	127	250	332	436	459	686	-227
H28	120	269	348	448	468	717	-249
H29	119	248	314	381	433	629	-196
H30	95	226	179	397	274	623	-349

出典) 中能登町提供資料 (各年度 9 月末日現在)

2) 産業の状況

各市町における産業分類別事業所数及び従業者数を表 2-1-5、表 2-1-6 に整理する。

表 2-1-5 七尾市における産業分類別事業所数及び従業者数

区分	民営事業所		国・地方公共団体	
	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)
農林漁業	26	403	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	22	—	—
建設業	327	1,801	—	—
製造業	311	3,952	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3	276	1	15
情報通信業	17	74	—	—
運輸業、郵便業	73	1,211	1	21
卸売業、小売業	883	4,903	—	—
金融業、保険業	59	579	—	—
不動産業、物品賃貸業	117	270	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	89	408	4	79
宿泊業、飲食サービス業	483	3,178	8	70
生活関連サービス業、娯楽業	317	1,171	6	38
教育、学習支援業	85	447	61	798
医療、福祉	211	3,884	32	912
複合サービス事業	45	448	—	—
サービス業	275	2,133	6	62
公務	—	—	53	1,110
総数	3,324	25,160	172	3,105

出典) 石川県市町要覧(平成 31 年版)

表 2-1-6 中能登町における産業分類別事業所数及び従業者数

区分	民営事業所		国・地方公共団体	
	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)
農林漁業	5	30	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	6	—	—
建設業	94	305	—	—
製造業	163	1,839	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	1	12
情報通信業	1	1	1	8
運輸業、郵便業	14	200	—	—
卸売業、小売業	173	851	1	1
金融業、保険業	9	57	—	—
不動産業、物品賃貸業	7	19	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	17	73	—	—
宿泊業、飲食サービス業	55	256	1	17
生活関連サービス業、娯楽業	72	187	3	8
教育、学習支援業	15	25	15	241
医療、福祉	48	583	21	157
複合サービス事業	9	74	—	—
サービス業	62	158	—	—
公務	—	—	11	155
総数	745	4,664	54	599

出典) 石川縣市町要覧(平成31年版)

(2) 交通の状況

事業予定地がある七尾市における交通の状況を下記に整理する。

1) 道路

七尾市都市マスタープランでは、国土レベルの広域幹線道路である能越自動車道及び能登有料道路を広域交流軸として位置づけ、中能登地域の周辺市町と七尾市を結ぶ放射状道路を都市間交流軸として位置づけている。また、七尾市内の各地域を結ぶ放射状道路を地域間連携軸として位置づけ、それぞれの生活圏が相互に連携し交流できる道路ネットワークの形成を計画している(図 2-1-6、表 2-1-7、図 2-1-7)。七尾市街地においては、市街地中心部への通過交通の流入をコントロールし、市街地内での快適な自動車交通環境を確保するため、環状型の道路網の形成を計画している。

事業予定地付近には、能越自動車道、主要地方道志賀田鶴浜線、一般県道末吉七尾線等が位置している。

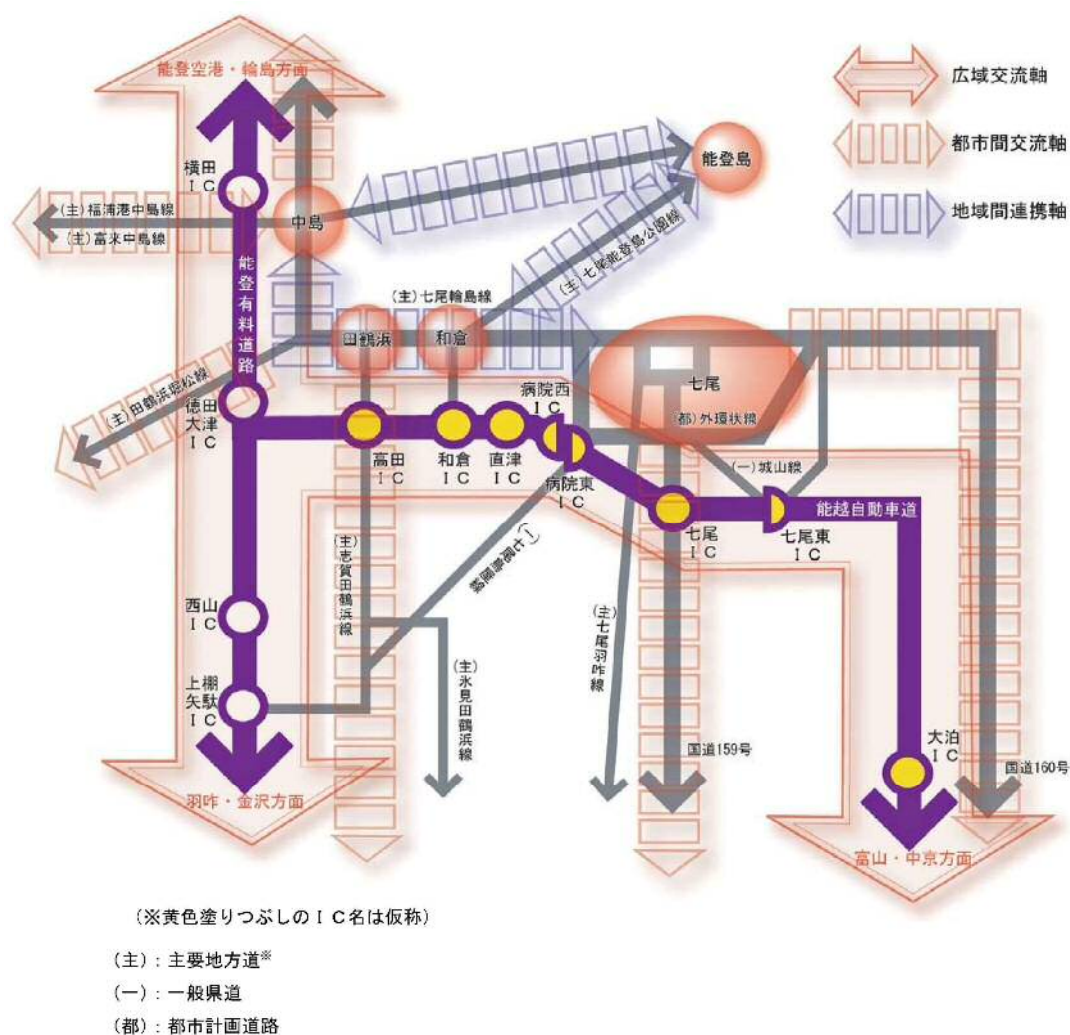


図 2-1-6 道路ネットワークの基本的な考え方

出典) 七尾市都市マスタープラン(平成 23 年 3 月 七尾市)

表 2-1-7 道路ネットワークにおける主要道路

区分	道路	位置づけ
広域交流 道路	能越自動車道 能登有料道路	三大都市圏及び富山県、石川中央地域、奥能登 地域等との広域的な交流・連携を図る道路
都市間交流 道路	(都) 七尾金沢線 (国道 159 号) (都) 大田川原線 (国道 160 号) (都) 七尾田鶴浜線 (国道 249 号) (都) 外環状線 (一部藤橋バイパス) (主) 七尾輪島線	広域交流道路を補完し、中能登地域内の広域的 な交流を支え育むための道路
地域間連携 道路	(主) 七尾能登島公園線 (市) 能登島 150 号線	市内各地域間の連携を支え育むための道路、主 要な拠点間を連絡する道路

出典) 七尾市都市マスタープラン (平成 23 年 3 月 七尾市)

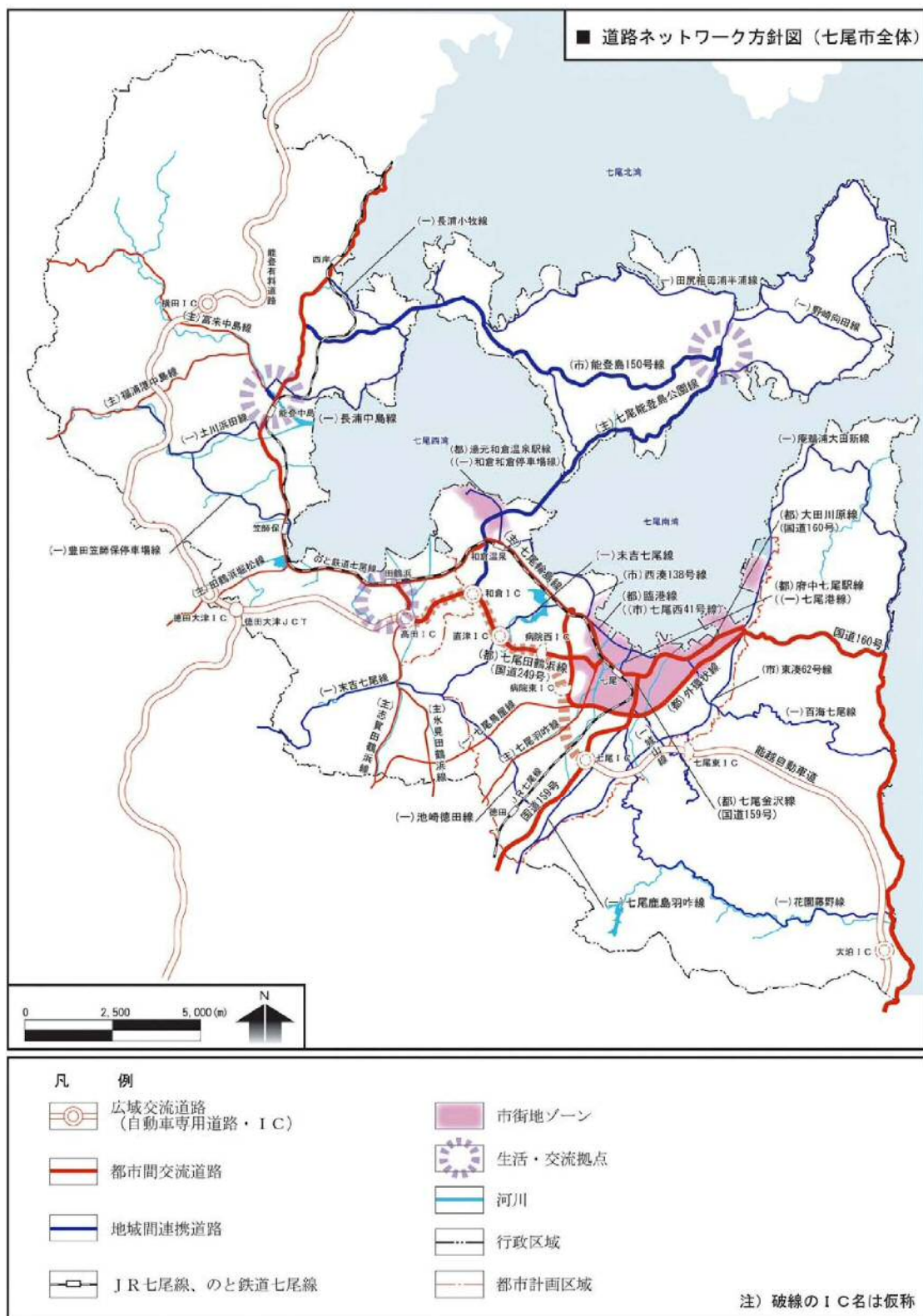


図 2-1-7 道路ネットワーク方針図

出典) 七尾市都市マスタープラン（平成 23 年 3 月 七尾市）

2) 鉄道、バス等

本地域の公共交通ネットワークとしては、広域交通は、2つの鉄道が七尾市を南北に縦断しており、**JR** 七尾線は金沢方面、のと鉄道は穴水方面を結んでいる。また、定期観光バスが運行し、金沢や能登空港、輪島、珠洲を周回する交通ネットワークが構築されている。

事業予定地からのと鉄道までの距離は約 2.2km 、**JR** 七尾線までの距離は約 5.9km である。

(3) 土地利用の状況

事業予定地がある七尾市における土地利用の状況を下記に整理する。

1) 土地利用の状況

七尾市における土地利用方針図を図 2-1-8 に示す。七尾市都市マスタープランでは、土地利用の基本方針を実現していくため、都市的土地利用の促進を図る市街地ゾーンと、田園、森林、海岸などの既存の環境の保全を図る保全系ゾーンに区分している（表 2-1-8、表 2-1-9）。

市街地ゾーンでは、市民生活や多様な都市活動の関係などを踏まえて細かく区分し、各ゾーンの特性を活かしながら、きめ細やかな土地利用の規制・誘導を計画している。七尾市は、非線引き都市であるため将来市街地の範囲に関して厳格な規制・誘導を行うわけではないものの、市街地の無秩序な拡散を抑制したコンパクトな市街地を形成する観点から、（都）外環状線の内側、及び和倉市街地を概ねの範囲として位置づけている。市街地ゾーンについては、本来求められていた機能の衰退などにより、今後他の用途への土地利用転換が見込まれる地区がある。

事業予定地は森林環境保全ゾーンに位置する。

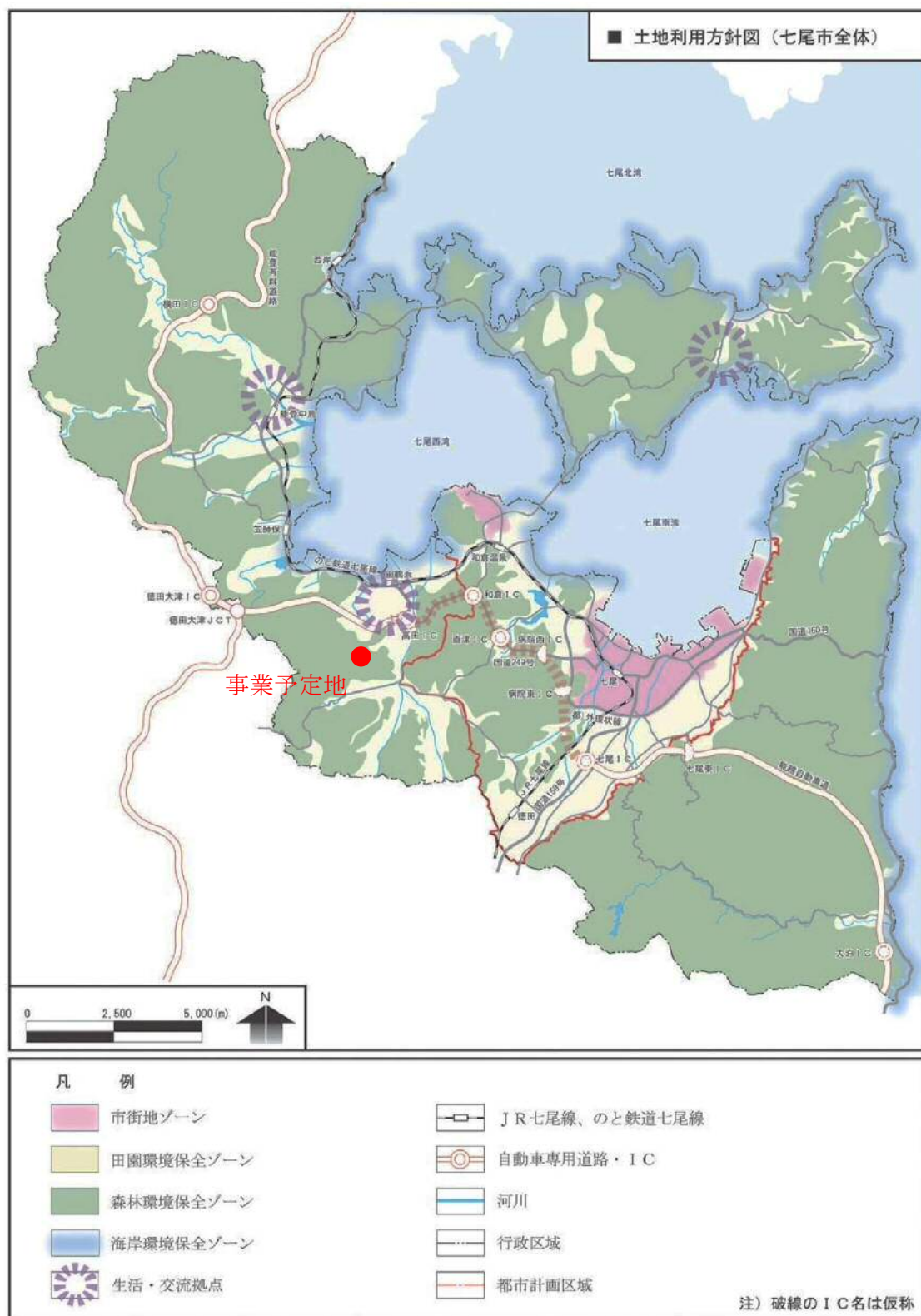


図 2-1-8 土地利用方針図（七尾市全体）

出典）七尾市都市マスタープラン（平成 23 年 3 月 七尾市）（一部加筆修正）

表 2-1-8 市街地ゾーンの土地利用方針、配置方針

ゾーン名称	土地利用の方針、配置の方針
みなと文化交流ゾーン	能登食祭市場や七尾マリンパークの周辺は、市民や観光客のふれあい、広域的な交流の拠点として、みなと文化の感じられる賑わいのある魅力的な空間の形成を図ります。
ゆけむり文化交流ゾーン	- 和倉温泉地区は、情緒ある温泉街の形成に向けて、観光の振興、温泉街の賑わいの再生を図ります。 - 回遊路や散策路の整備、空き店舗の活用などにより、歩いて楽しめる魅力的な温泉街としてのイメージアップを図ります。
商業・業務ゾーン	「みなと」と「えき」を結ぶシンボル軸となる御祓川大通りを中心とする七尾駅周辺から七尾港周辺にかけては、七尾市民及び中能登地域の住民を対象とした広域的な商業・業務地、みなと文化交流ゾーンと一体となったまちなか観光地の形成を図ります。
沿道サービスゾーン	国道 159 号、160 号、(都) 外環状線及び主要地方道七尾羽咋線の沿道は、沿道サービス施設*や中小規模の店舗・事業所など、幹線道路としての交通利便性を活かした施設の立地を誘導するとともに、それらの施設と戸建て住宅や共同住宅が調和した市街地の形成、及び良好な沿道景観の形成を図ります。
生活文化福祉ゾーン	能登総合病院周辺の公共施設が集積している地区は、既存の集積を活かして、医療、教育、文化などの市民の日常生活へのサービス機能の充実を図ります。
まちなかゾーン	- 国道 160 号、249 号により囲まれる市役所周辺の地区は、既存の戸建て住宅に加えて、共同住宅、歴史・文化を感じられる商店街や事業所が共存した土地利用を図ります。 - 地区内の空き家や空き地の有効活用などにより市街地の再構築を進め、若者の U ターン・I ターン・J ターン希望者などに対する各種支援の充実、身近な買物機能の確保などにより、まちなか居住の推進を図ります。 - 既存の商店街や、文化財にも登録されている歴史的建造物などの歴史的なまちなみの保全を図ります。
ゆとりの住宅地ゾーン	- 現在は農地も多く残存している市街地の縁辺部の住宅地は、戸建て住宅を中心として、緑が豊かでゆとりある住宅地の形成を図ります。 - 土地区画整理事業などにより計画的に整備された地区を中心に、七尾市内での世帯分離による住宅地や、周辺都市からの転入者のための住宅地として、民間活力も活用しながら計画的な宅地供給を図ります。
複合市街地ゾーン	- 概ねまちなかゾーンを取り囲む市街地は、戸建て住宅や共同住宅を中心に、日常的な暮らしを支える中小規模の店舗や事業所などが調和した良好な居住環境の維持・整備を図ります。 - 和倉地区の旧市街地の住宅地は、温泉街と一体となった安全・快適に住み続けられる住宅地として居住環境の改善を図ります。 - 住宅と工業が混在している地区においては、操業環境の維持に配慮しながら、居住環境の維持・改善を図ります。また、地域の実情に応じて、工場の移転誘導などにより、土地利用の純化を促進します。
工業・生産物流ゾーン	臨港地区に指定されている七尾湾に面する地区は、周辺環境への影響を最小限に抑制しつつ、生産物流関連、エネルギー関連など、それぞれの有する機能の維持・増進を図り、七尾市の活力を支える工業・生産物流ゾーンとして育成します。

※沿道サービス施設：幹線道路沿道に立地する、主に自動車利用に対するサービスを提供する施設（スーパーマーケットなどの商業施設、自動車販売店など）

出典）七尾市都市マスタープラン（平成 23 年 3 月 七尾市）

表 2-1-9 保全系ゾーンの土地利用方針、配置方針

ゾーン名称	土地利用の方針、配置の方針
田園環境 保全ゾーン	・平野部を中心に広がる農地は、集落や里山と一体となって良好な田園環境を形成しているため、今後とも、適切な土地利用の誘導による保全を基本とします。 ・市街地ゾーンの近郊や七尾 IC 周辺など、今後、開発が想定される場所については、先導的かつ計画的に土地利用の規制・誘導を図り、スプロール的な開発による優良農地の喪失、都市運営の非効率化を抑制します。 ・田鶴浜、中島、能登島の各市民センターの周辺は、既存の生活関連施設、都市機能の集積を活かした生活・交通・交流の拠点として必要なサービス機能の集約化、強化を図ります。 ・地域の生活の場である、既存の集落や開発行為などにより整備された住宅地は、周辺の良好な田園環境に配慮しつつ、今後とも地域の歴史性、文化性を活かした、快適でゆとりある居住環境の保全を図ります。
森林環境 保全ゾーン	・市域を取り囲む山地・丘陵地は、水源涵養や自然環境の保全、市街地からの景観要素など、森林の持つ多面的な機能を保全し、豊かな歴史・自然環境資源として、まちづくりへの活用を図ります。
海岸環境 保全ゾーン	・能登半島国定公園にも指定されている海岸線は、自然の生態系を育む貴重な財産として自然環境を保全するとともに、市民や観光客を対象とした海洋性の観光・レクリエーション地としての活用を図ります。

出典) 七尾市都市マスタープラン (平成 23 年 3 月 七尾市)

2) 都市計画用途地域の状況

七尾市における都市計画用途地域の状況を図 2-1-9 に示す。

事業予定地は、都市計画区域外に位置する。

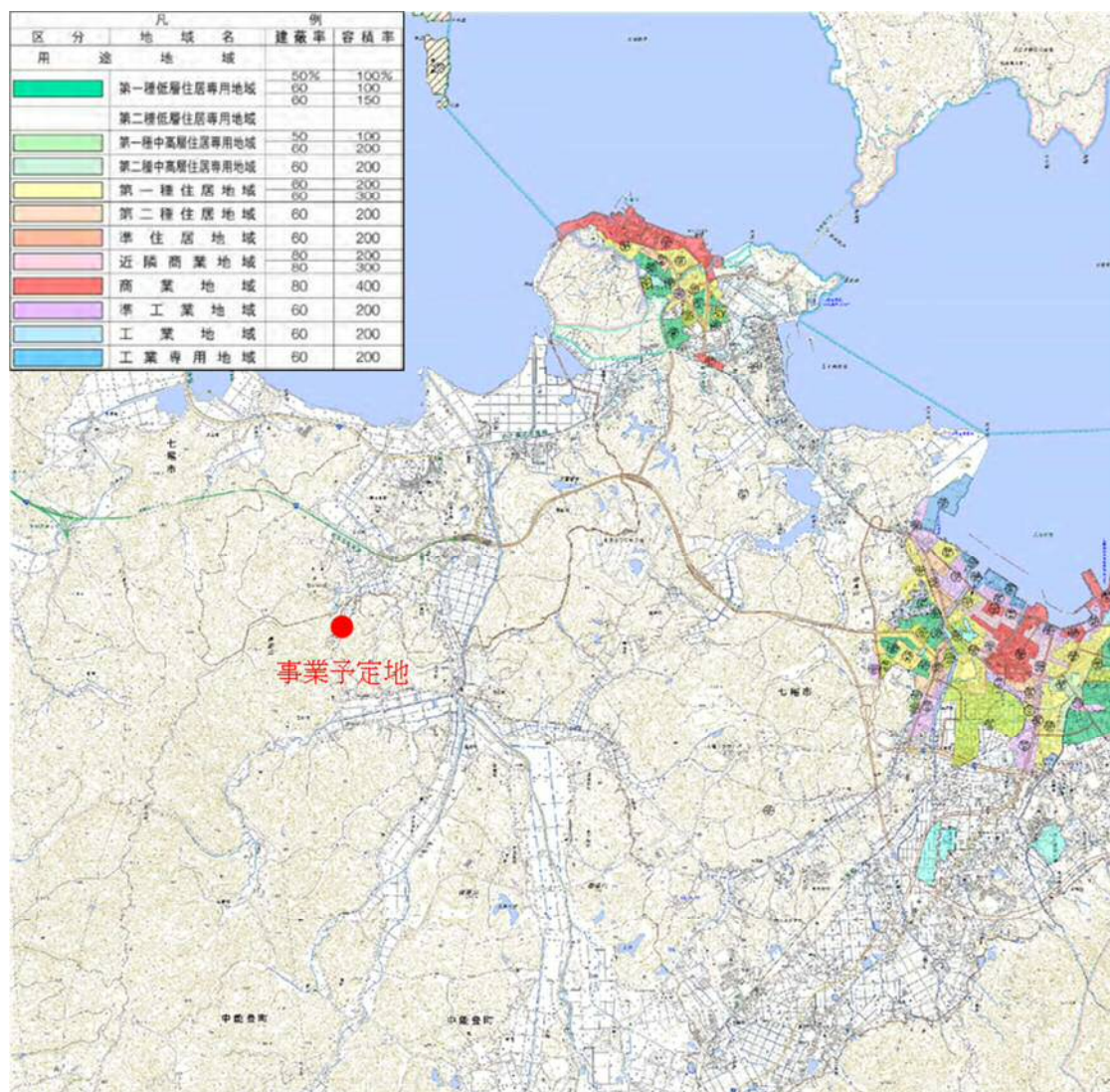


図 2-1-9 七尾市 用途地域図

出典) 七尾市 HP (令和元年 6 月閲覧) (一部加筆修正)

(4) 環境保全に係る配慮が必要な施設の状況

調査対象施設は、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会平成 25 年 3 月）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（社団法人全国都市清掃会議 昭和 61 年 5 月）」に基づき、半径 3.0km の範囲内の学校、病院等とした。

調査結果を表 2-1-10、図 2-1-10 に整理する。事業予定地の北側約 140m の地点に青山彩光苑ワークセンター田鶴浜が位置することから、周辺環境に影響を与える騒音、振動、悪臭の影響がないか調査を実施する。

表 2-1-10 環境保全に係る配慮が必要な施設の一覧

区分	施設	住所
公民館等	田鶴浜地区コミュニティセンター	石川県七尾市垣吉町へ 24
	高階地区コミュニティセンター	石川県七尾市町屋町に 24
	七尾市立相馬公民館	石川県七尾市伊久留町ム 2
	三引集会所、三引公民館	石川県七尾市三引町 15・22・1
	吉田会館	石川県七尾市吉田町 8
	南町会館	石川県七尾市田鶴浜町ニ
	新垣会館	石川県七尾市新屋町ア 94・3
	高田会館	石川県七尾市高田町井 30・1
社会福祉・教育施設	ふれあい交流館相馬	石川県七尾市伊久留馬部 28・1
	田鶴浜町在宅介護支援センター	石川県七尾市宇田鶴浜リ 27
	青山彩光苑ワークセンター田鶴浜	石川県七尾市吉田昭部 6・1
	七尾市健康増進センターアスロン	石川県七尾市高田町ち 10
病院・診療所	田鶴浜診療所	石川県七尾市田鶴浜町リ 11
	さき川歯科医院	石川県七尾市田鶴浜町リ 24
	田鶴浜歯科医院	石川県七尾市田鶴浜町ハ 150・1
	三井歯科クリニック	石川県七尾市田鶴浜町と 3
保育園・幼稚園	田鶴浜保育園	石川県七尾市田鶴浜町ぬ 57
	あかくら保育園	石川県七尾市三引町 15・22・1
児童クラブ	田鶴浜児童館	石川県七尾市田鶴浜町ニ 117
学校施設	七尾市立田鶴浜小学校	石川県七尾市田鶴浜町ホ 365
	石川県立田鶴浜高等学校	石川県七尾市上野ヶ丘町 59
公園	田鶴浜野鳥公園	石川県七尾市田鶴浜町 2・1
スポーツ・レジャー施設	七尾市田鶴浜体育館	石川県七尾市田鶴浜町ニ 144
	七尾市田鶴浜勤労者体育センター	石川県七尾市田鶴浜町ニ 117
	七尾市田鶴浜室内ゲートボール場	石川県七尾市田鶴浜町ロ 21・1
	七尾市田鶴浜テニスコート	石川県七尾市田鶴浜町ニ 60
	七尾市田鶴浜武道館	石川県七尾市田鶴浜町ニ 63
	七尾市田鶴浜多目的グラウンド	石川県七尾市垣吉町へ 24
	サンビーム日和ヶ丘	石川県七尾市垣吉町へ 24
図書館	田鶴浜地区コミュニティセンター	石川県七尾市垣吉町へ 24

出典）石川県 HP、七尾市 HP、各施設 HP、石川県医師会 HP、歯科医師会 HP（令和元年 6 月閲覧）

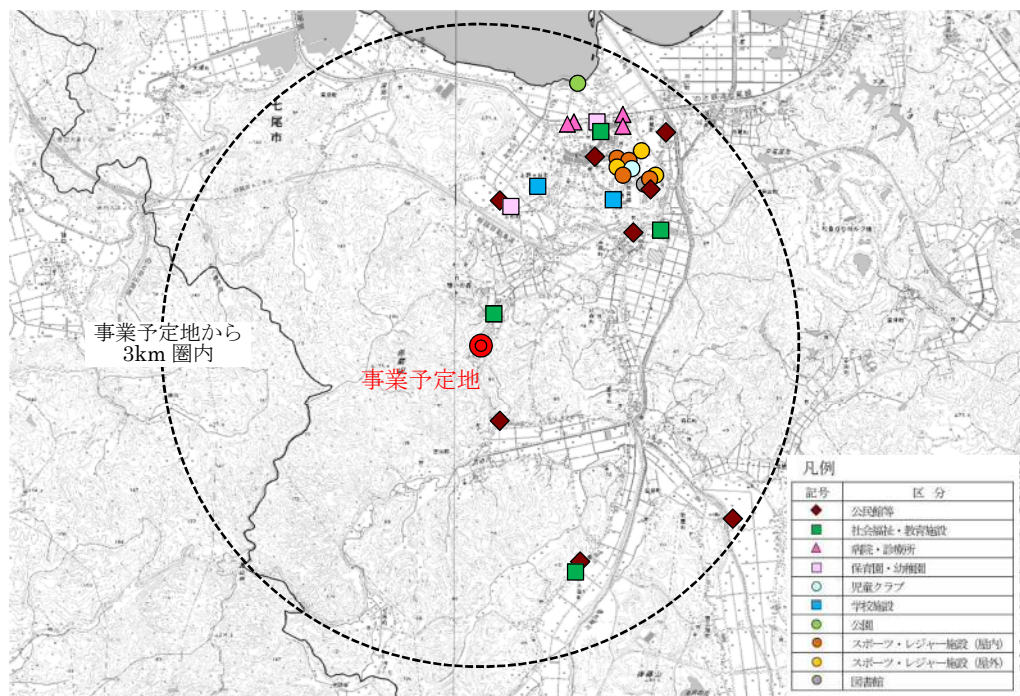


図 2-1-10 環境保全に係る配慮が必要な施設の位置図

(5) 環境整備の状況

各市町における環境設備の状況を下記に整理する。

1) 上・下水道の整備状況

各市町における上水道及び下水道の普及率を表 2-1-11、表 2-1-12 に示す。

各市町における生活排水処理構想エリアマップを図 2-1-11、図 2-1-12 に示す。

表 2-1-11 上水道の普及率

市町名	総人口（人） [A]	現在給水人口（人）				普及率（%） [B/A]
		上水道	簡易水道	専用水道	計 [B]	
七尾市 ¹⁾	52,578	50,116	—	—	50,116	95.7
中能登町 ²⁾	17,992	17,863	—	—	17,863	99.3

出典 1) 七尾市提供資料（平成 31 年 3 月末日現在）

出典 2) 中能登町提供資料（平成 31 年 3 月末日現在）

表 2-1-12 下水道の普及率

市町名	行政人口（人） [A]	下水道処理人口（人） [B]	下水道普及率（%） [B/A]
七尾市 ¹⁾	52,578	21,793	41.4
中能登町 ²⁾	17,992	16,185	90.0

出典 1) 七尾市提供資料（平成 31 年 3 月末日現在）

出典 2) 中能登町提供資料（平成 31 年 3 月末日現在）

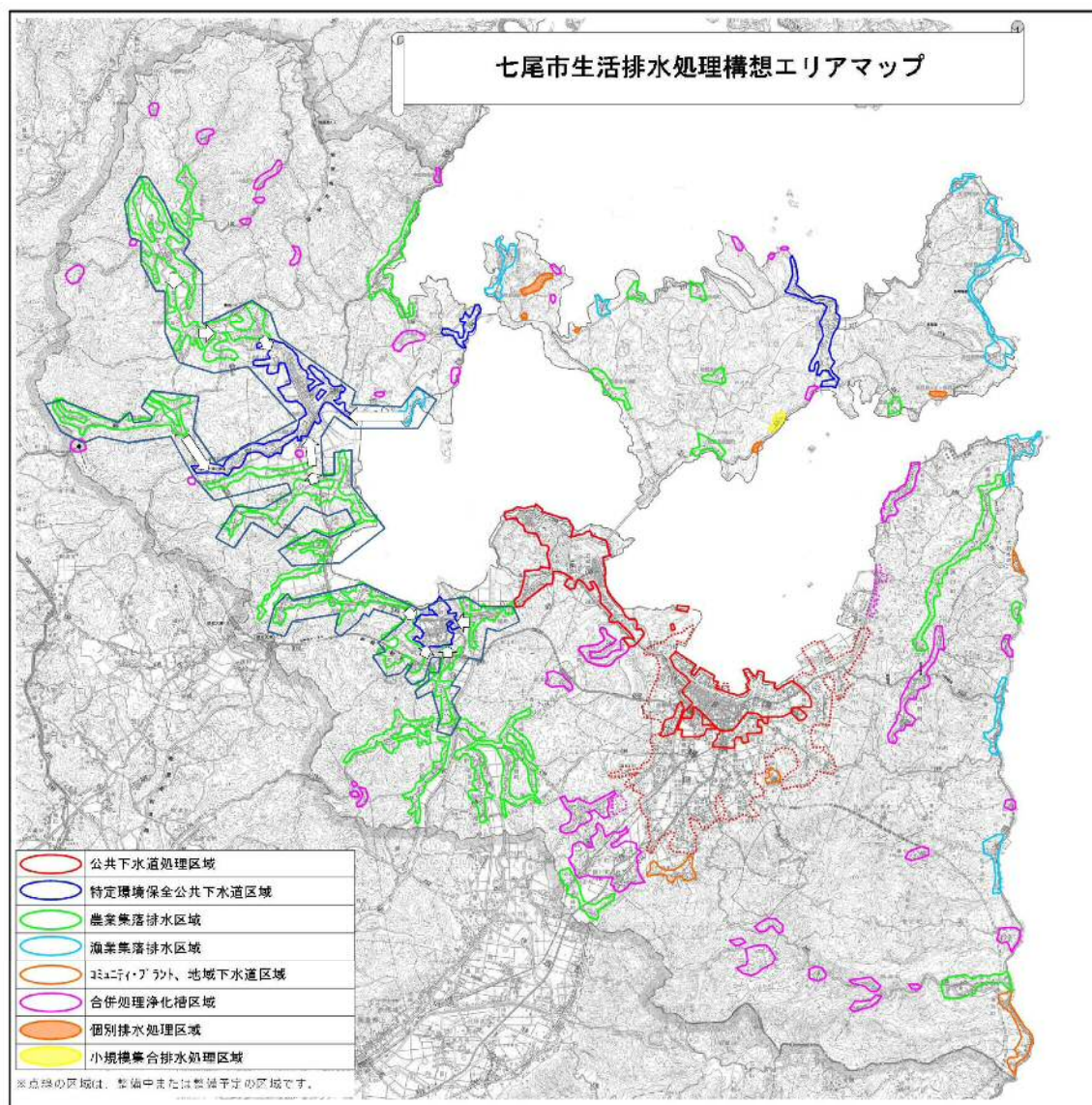


図 2-1-11 七尾市生活排水処理構想エリアマップ

出典) 七尾市汚水処理構想 (平成 29 年 3 月 七尾市)

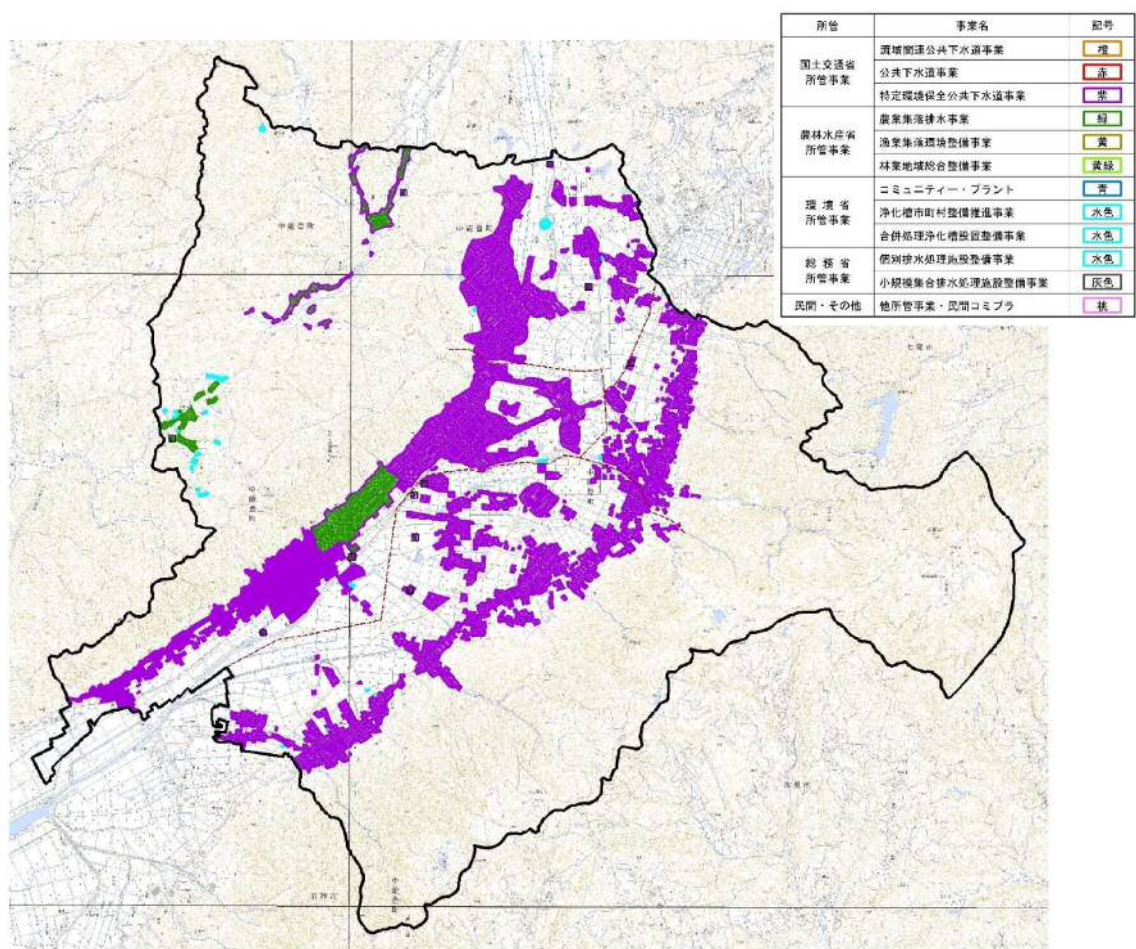


図 2-1-12 中能登町生活排水処理構想エリアマップ

出典) 中能登町污水处理構想 (平成 29 年 3 月 中能登町)

2) し尿処理場の整備状況、生活排水の発生量、処理・処分状況等

各市町における生活排水処理体系及び処理状況を図 2-1-13～図 2-1-16 を整理する。

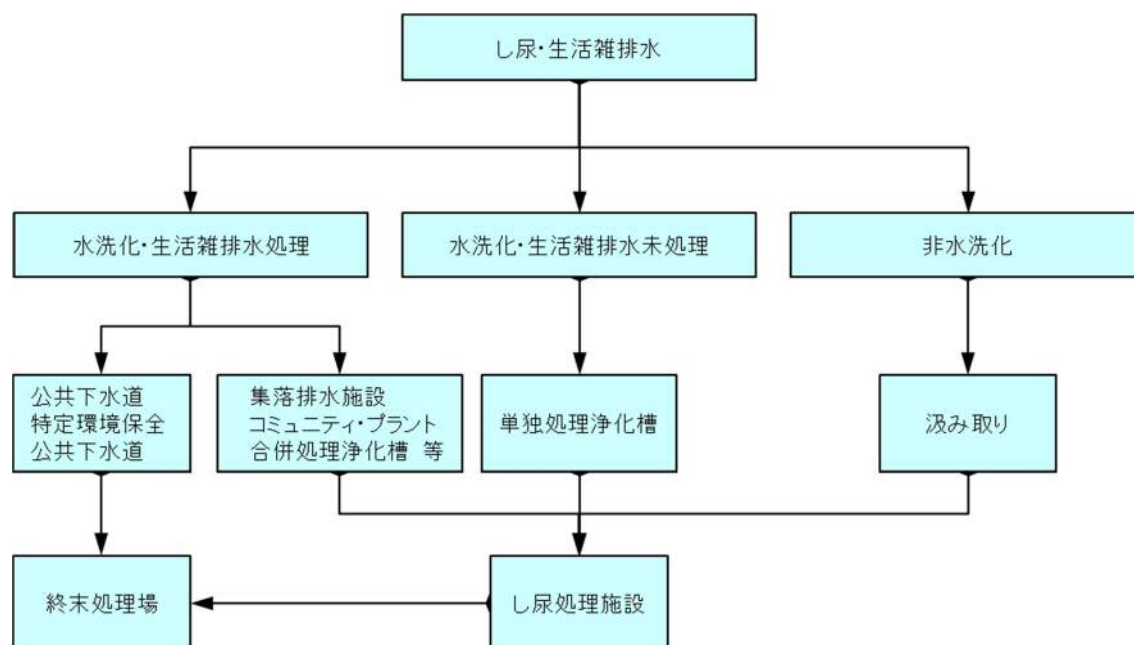


図 2-1-13 七尾市における生活排水処理体系

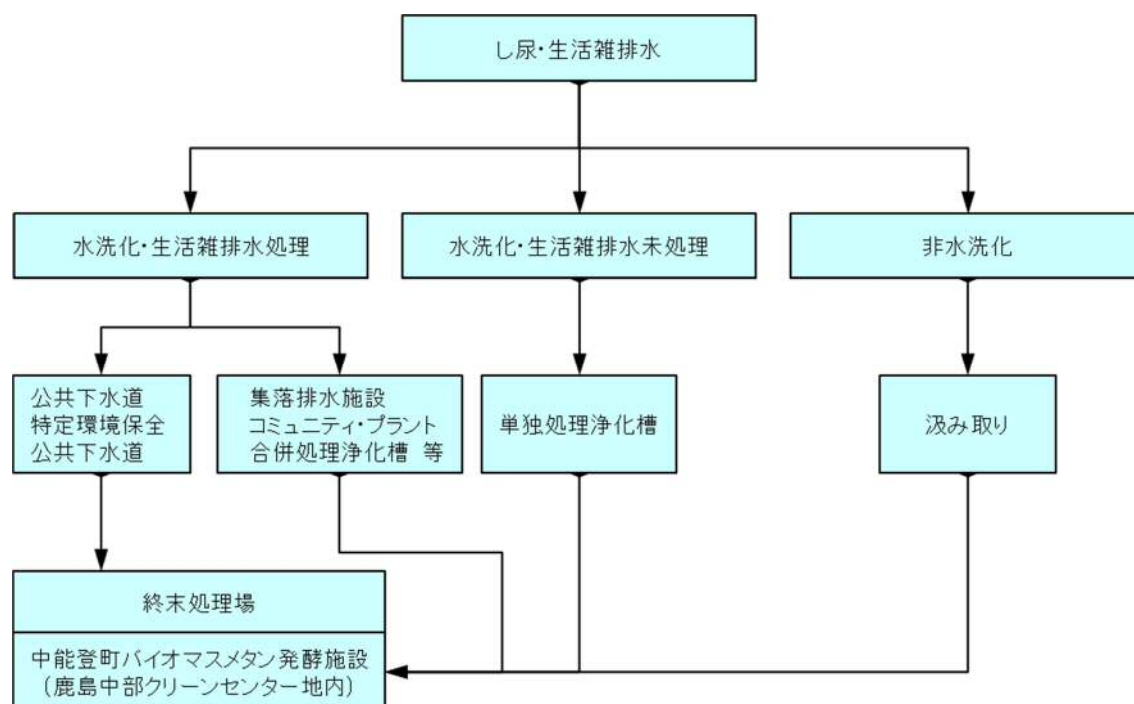


図 2-1-14 中能登町における生活排水処理体系

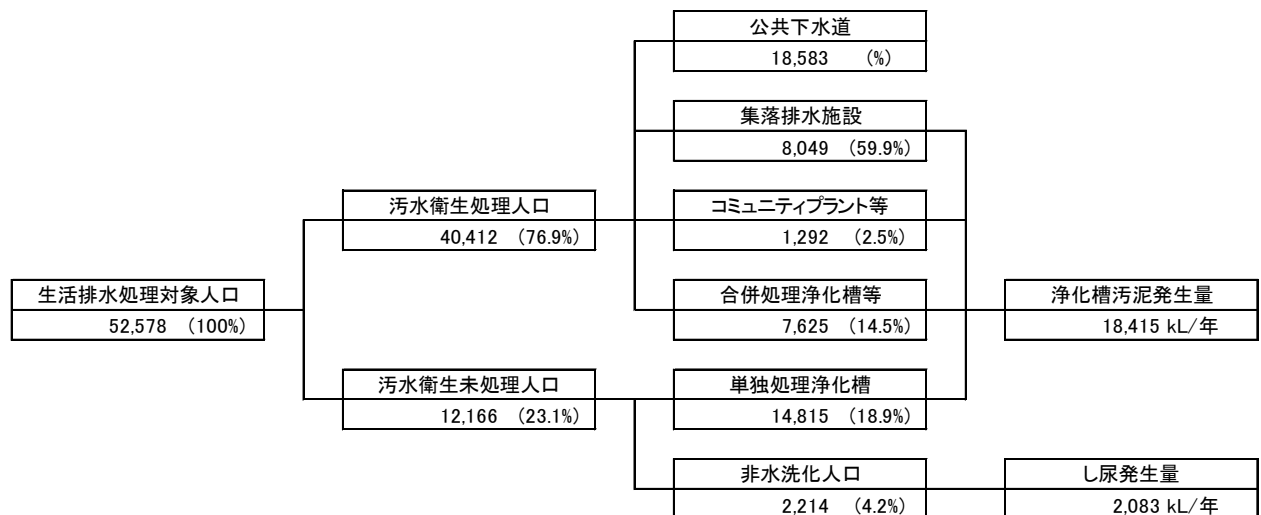


図 2-1-15 七尾市における生活排水の処理状況フロー

出典) 七尾市提供資料 (平成 31 年 3 月末日現在)

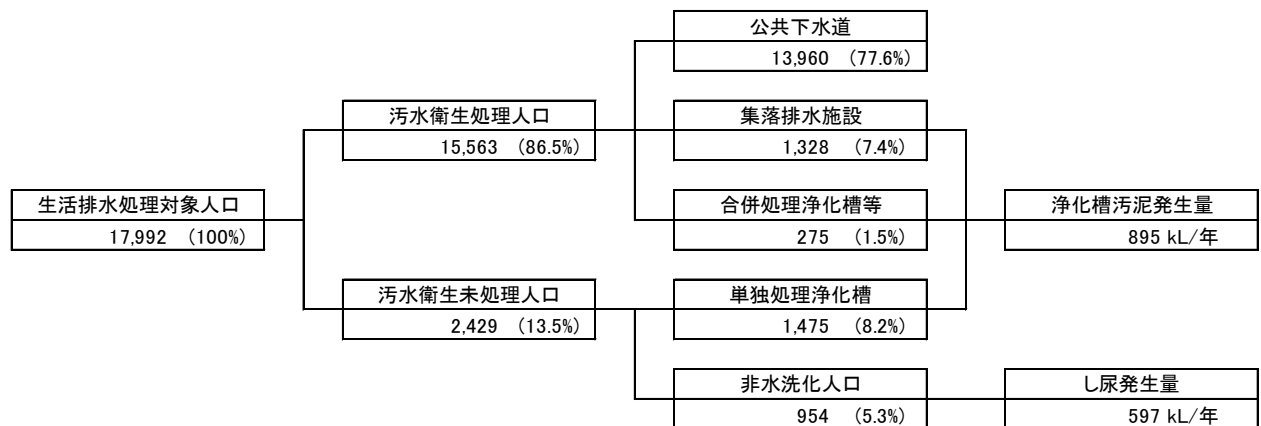


図 2-1-16 中能登町における生活排水の処理状況フロー

出典) 中能登町提供資料 (平成 31 年 3 月末日現在)

3) ごみ処理場の整備状況、ごみの発生量、処理・処分状況等

各市町におけるごみ処理体系及び処理状況を図 2-1-17～2-1-20 を整理する。

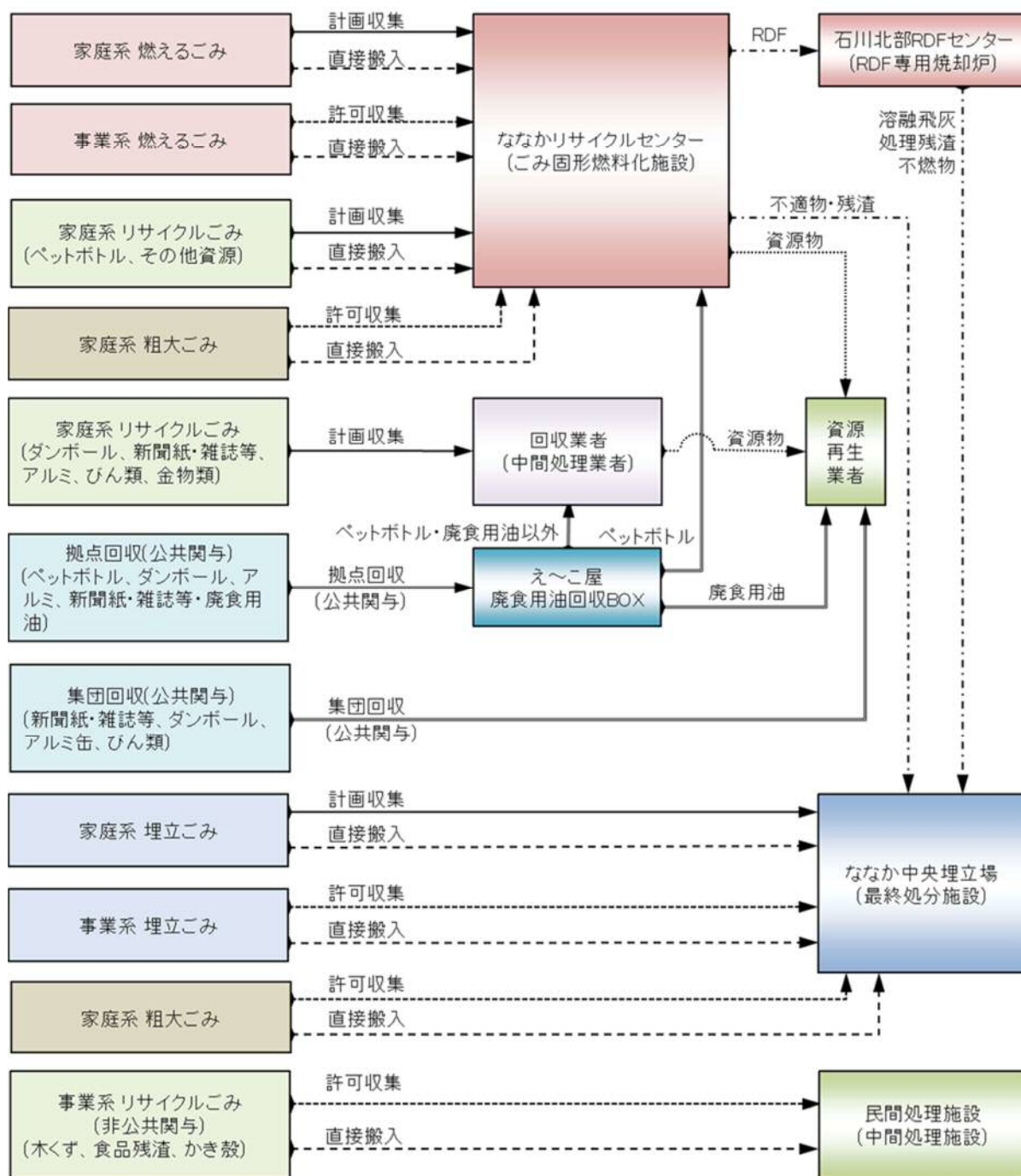


図 2-1-17 七尾市におけるごみ処理体系

出典) 一般廃棄物処理基本計画(平成 29 年度～平成 42 年度) (平成 29 年 3 月 七尾市)

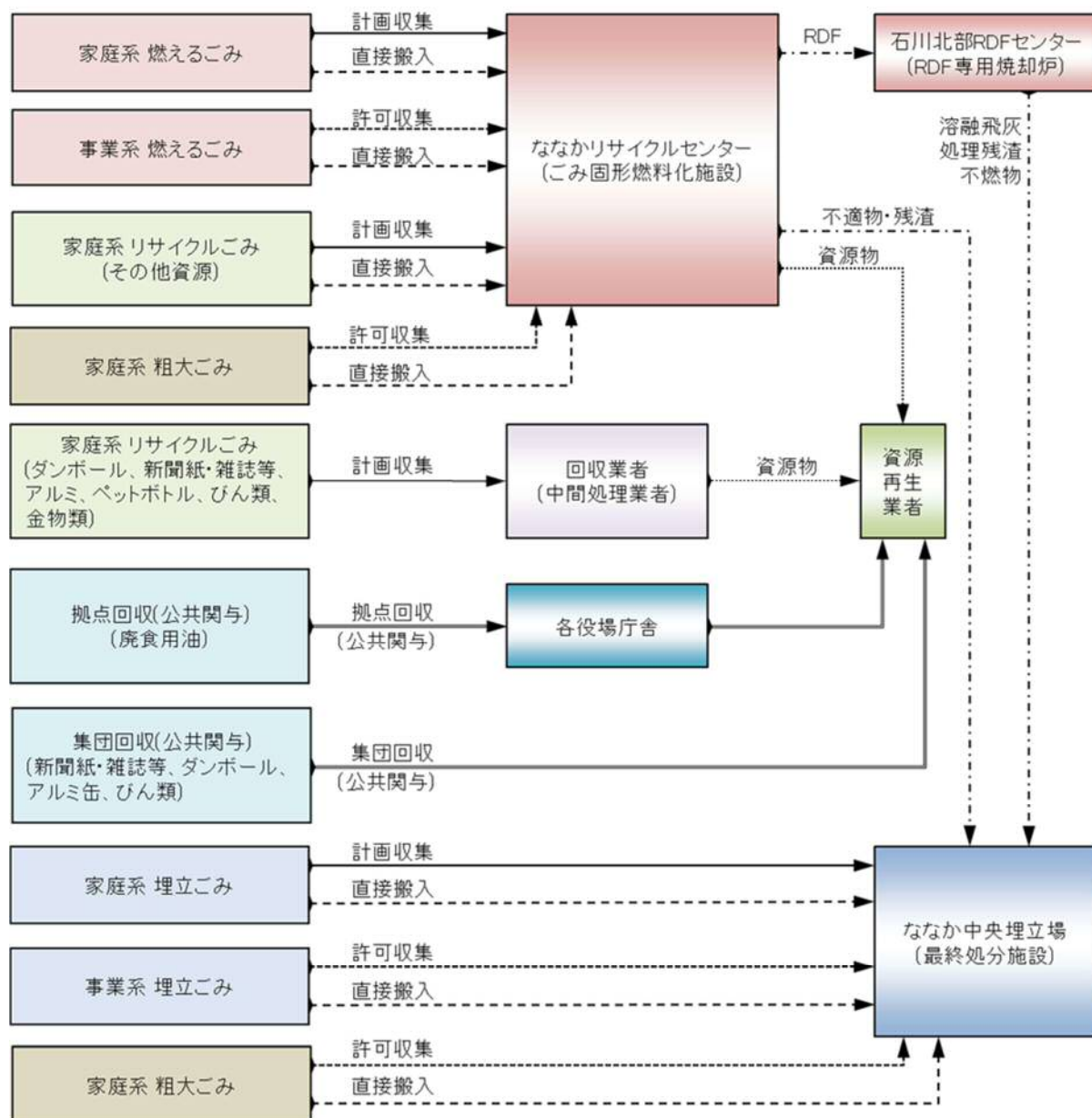


図 2-1-18 中能登町におけるごみ処理体系

出典) 一般廃棄物処理基本計画(平成 29 年度～平成 42 年度)(平成 29 年 3 月 中能登町)

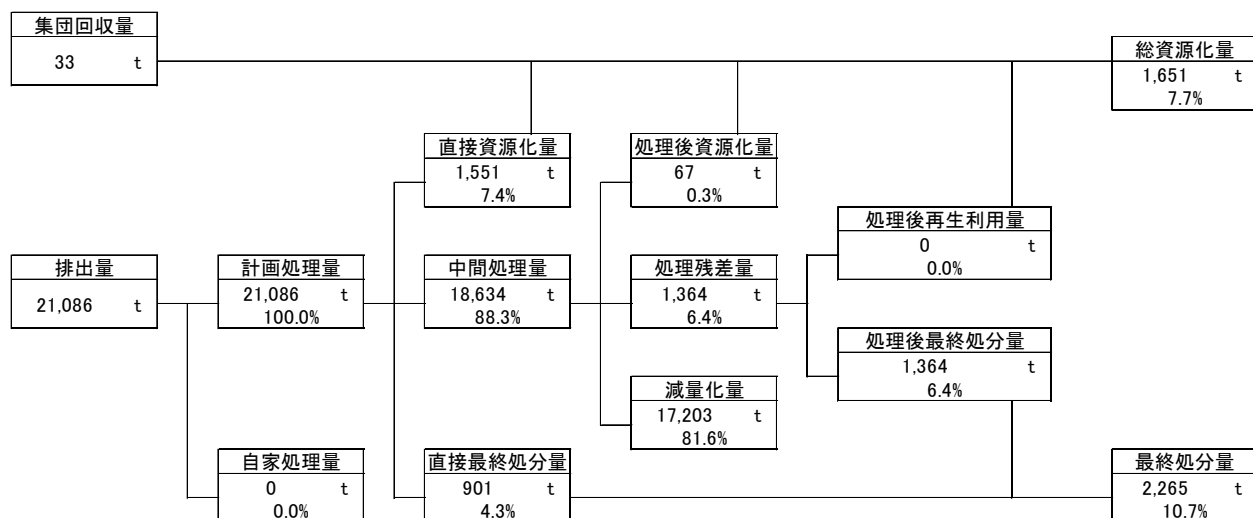


図 2-1-19 七尾市におけるごみの処理状況フロー

出典) 七尾市提供資料 (平成 31 年 3 月末日現在)

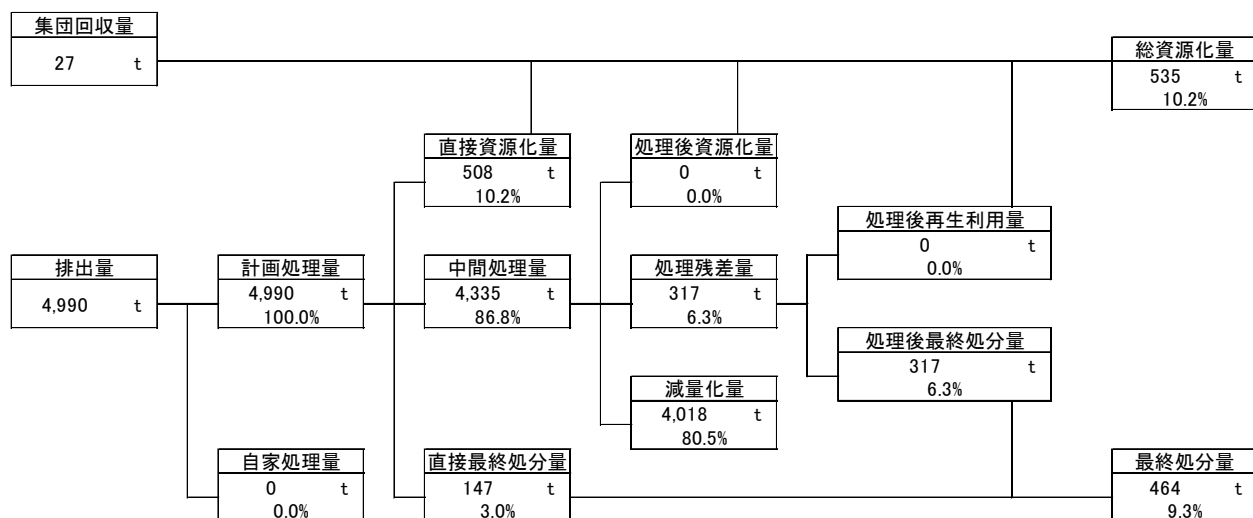


図 2-1-20 中能登町におけるごみの処理状況フロー

出典) 中能登町提供資料 (平成 31 年 3 月末日現在)

(6) 水利用の状況

事業予定地がある七尾市における水利用の状況を下記に整理する。

1) 上水道、工業用水

上水道・工業用水の整備状況については、「(5) 1) 上・下水道等の整備状況」に記載するとおり、上水道供給区域であるが、工業用水は供給されていない。

2) 井戸水

上水道や専用水道の水源として井戸水が利用されているが、事業予定地周辺には取水施設は存在しない（工業用水及び農業用水も同様）。井戸水を水源としている水道施設の概要を表 2-1-13 に示す。

表 2-1-13 井戸水を水源とする水道施設

市町名	事業種別	事業（設置）主体	主たる水源	深井戸数
七尾市	上水道	七尾市	浄水受水	14
	専用水道	湯快リゾート金波荘	深井戸水	

出典) 平成 29 年度 水道統計データ（平成 29 年 3 月 31 日現在）

3) 漁業権

漁業権については、事業予定地に隣接する河川等はないこと、本事業では周辺河川等から取水することはないこと等をふまえ、調査対象から除外した。

4) 水利権

水利権については、事業予定地に隣接する河川等はないこと、本事業では周辺河川等から取水することはないこと等をふまえ、調査対象から除外した。

(7) 騒音の状況

各市町における騒音の状況を下記に整理する。

1) 騒音の状況

一般環境における騒音の状況は、各市町において調査されたデータは確認できなかった。

各市町における自動車交通騒音面的評価結果を表 2-1-14 に示す。

表 2-1-14 自動車交通騒音面的評価結果

市町名	路線名	評価区間		評価区間延長(km)	住居等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
		始点住所	終点住所			昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
七尾市	159 号	川原町	古府町	1.2	139	139	139	139	100	100	100
	160 号	川原町	太田町	3.5	416	414	414	414	100	100	100
	249 号	川原町	小丸山台	1.3	202	202	199	199	100	99	99
	249 号	小丸山台	小丸山台	0.8	92	92	92	92	100	100	100
	249 号	高田町	深見町	4.1	130	129	130	129	99	100	99
	249 号	大津町	中島町浜田	2.3	61	61	61	61	100	100	100
	249 号	中島町浜田	中島町外	2.4	92	74	92	74	80	100	80
	249 号	高田町	高田町	0.6	16	8	8	8	50	50	50
	七尾輪島線	小島町	奥原町	1.0	76	76	76	76	100	100	100
	七尾輪島線	奥原町	田鶴浜町	1.5	23	23	23	23	100	100	100
	七尾輪島線	小島町	小島町	0.6	88	88	88	88	100	100	100
	七尾羽咋線	小丸山台	国分町	0.9	103	103	103	103	100	100	100
	田鶴浜堀松線	大津町	大津町	1.6	79	79	79	79	100	100	100
	氷見田鶴浜線	西下町	高田町	1.1	22	22	22	22	100	100	100
	七尾港線	府中町	御祓町	0.6	101	101	101	101	100	100	100
	和倉停車場線	和倉町	石崎町	1.8	161	161	161	161	100	100	100
中能登町	159	武部	水白	2.0	64	64	64	64	100	100	100
	159	小金森	曾祢	0.2	3	3	3	3	100	100	100
	七尾羽咋線	廿九日	良川	4.3	161	161	161	161	100	100	100

出典) 石川県環境白書(平成 30 年版)

2) 発生源の状況

各市町における騒音特定施設の届出状況を表 2-1-15 に示す。

表 2-1-15 騒音特定施設の届出状況(平成 29 年 3 月末現在)

項目		届出件数 (件)		
		七尾市	中能登町	合計
特定施設	金属加工機械	9	11	20
	空気圧縮機等	172	9	181
	土砂用破碎機等	0	0	0
	織機	1,758	11,333	13,091
	建設用資材製造機械	1	0	1
	穀物用製粉機	0	0	0
	木材加工機械	73	17	90
	抄紙機	0	0	0
	印刷機械	25	4	29
	合成樹脂用射出成型機	5	48	53
	鋳型造型機	0	0	0
施設数		2,043	11,422	13,465
工場数		162	540	702

出典) 石川県環境白書 (平成 30 年版)

3) 苦情発生状況

各市町における騒音に係る苦情件数の推移を表 2-1-16 に示す。

表 2-1-16 各市町における騒音に係る苦情件数の推移

年度	苦情件数 (件)		
	七尾市	中能登町	合計
平成 26 年度	3	0	3
平成 27 年度	5	0	5
平成 28 年度	1	0	1
平成 29 年度	0	0	0
平成 30 年度	2	0	2

出典) 七尾市、中能登町提供資料

(8) 振動の状況

各市町における振動の状況を下記に整理する。

1) 振動の状況

各市町における振動の状況を調査したデータは確認できなかった。

2) 発生源の状況

各市町における振動特定施設の届出状況を表 2-1-17 に示す。

表 2-1-17 振動特定施設の届出状況(平成 29 年 3 月末現在)

項目		届出件数 (件)		
		七尾市	中能登町	合計
特定施設	金属加工機械	9	30	39
	圧縮機等	23	19	42
	土砂用破碎機等	0	0	0
	織機	1,748	7,874	9,622
	ブロックマシン等コンクリート	0	0	0
	木材加工機械	8	5	13
	印刷機械	2	8	10
	ロール機	0	0	0
	合成樹脂用射出成型機	6	58	64
	鋳造型機	0	0	0
施設数		1,796	7,994	9,790
工場数		118	383	501

出典) 石川県環境白書 (平成 30 年版)

3) 苦情発生状況

各市町における振動に係る苦情件数の推移を表 2-1-18 に示す。

表 2-1-18 各市町における振動に係る苦情件数の推移

年度	苦情件数 (件)		
	七尾市	中能登町	合計
平成 26 年度	0	0	0
平成 27 年度	2	0	2
平成 28 年度	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0
平成 30 年度	0	0	0

出典) 七尾市、中能登町提供資料

(9) 悪臭の状況

各市町における悪臭の状況を下記に整理する。

1) 悪臭の状況

各市町における悪臭の状況を調査したデータは確認できなかった。

2) 発生源の状況

各市町における悪臭の発生源の状況を調査したデータは確認できなかった。

3) 苦情発生状況

各市町における悪臭に係る苦情件数の推移を表 2-1-19 に示す。

表 2-1-19 各市町における悪臭に係る苦情件数の推移

年度	苦情件数（件）		
	七尾市	中能登町	合計
平成 26 年度	5	0	5
平成 27 年度	3	0	3
平成 28 年度	1	0	1
平成 29 年度	0	0	0
平成 30 年度	1	0	1

出典) 七尾市、中能登町提供資料

(10) 地盤沈下等の状況

事業予定地がある七尾市における地盤沈下等の状況を下記に整理する。

1) 地盤高・地盤収縮量・地下水位 測定地点位置図、地盤沈下指定地域

事業予定地がある七尾市における地盤高・地盤収縮量・地下水位 測定地点位置図を図 2-1-21、地盤沈下指定地域図を図 2-1-22 に示す。事業予定地は、地盤沈下指定地域外に位置する。

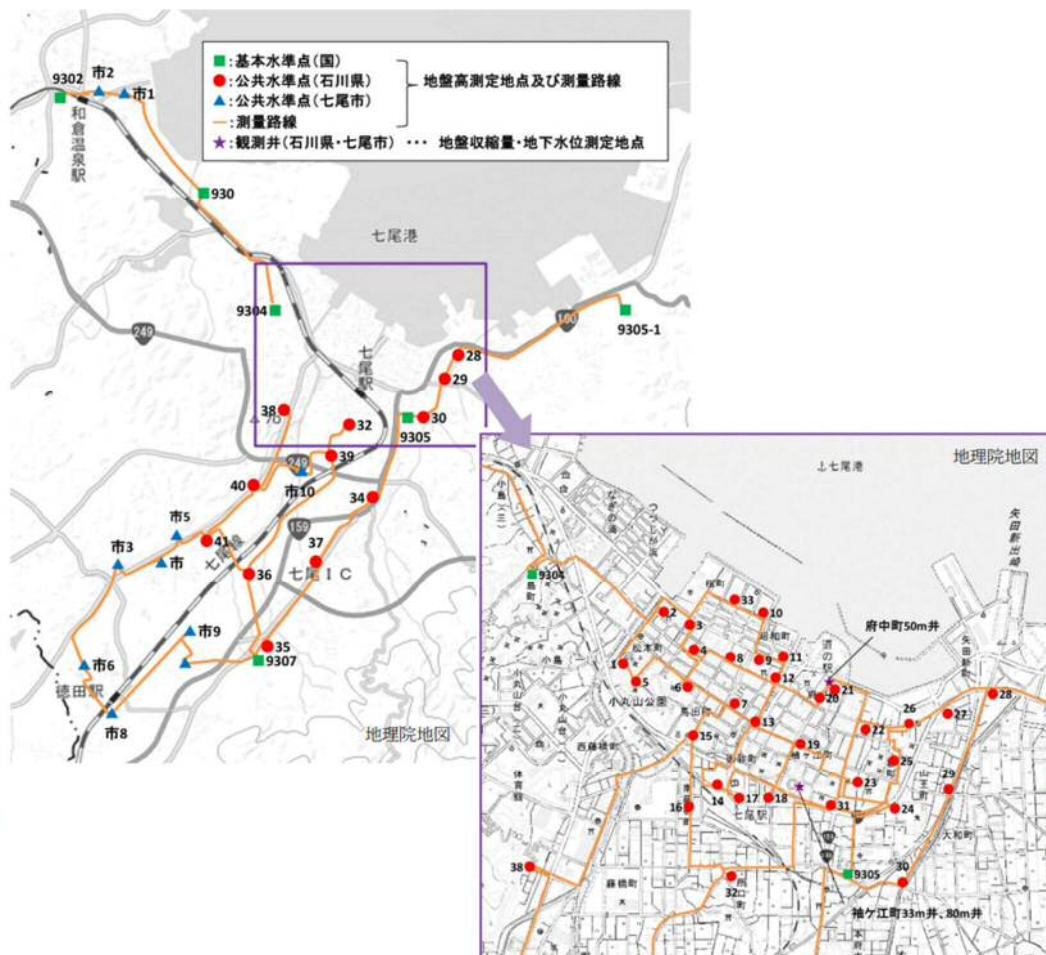


図 2-1-21 七尾市における地盤高・地盤収縮量・地下水位 測定地点位置図

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 29 年度版)



図 2-1-22 地盤沈下指定地域図

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 29 年度版)

2) 単年度沈下量

地盤沈下量測定地点（54 地点）のうち、年間沈下量が大きかった上位 3 点は表 2-1-20 のとおりである。1 年間の沈下量が 10mm 以上の地点は、国分町（標石番号 40）の 1 地点があったが、これは平成 22 年度に水準点を移設した地盤が造成地であったための沈下であった。

表 2-1-20 年間地盤沈下量の大きい上位 3 地点

順位	項目	H25	H26	H27	H28	H29
1	測定地点	国分町（40）	国分町（40）	国分町（40）	国分町（40）	国分町（40）
	沈下量（mm）	-23.4	-19.6	-19.8	-13.0	-14.1
2	測定地点	細口町（41）	所口町（32）	古府町（34）	石崎町（市 1）	細口町（41）
	沈下量（mm）	-3.0	-3.2	-10.5	-1.0	-1.9
3	測定地点	白馬町（3）	細口町（41）	細口町（41）、 白馬町（市 5）	富岡町（3）	富岡町（3）
	沈下量（mm）	-2.7	-3.0	-3.7	-0.9	-1.5

出典）七尾市の環境の現況（平成 29 年度版）

3) 累積沈下量

主な地点の累積地盤沈下量は図 2-1-23 のとおりである。従来沈下量が大きかった袖ヶ江地区（袖ヶ江町(18)、府中町(21)・(12)、御祓地区（昭和町（11））の地盤沈下は沈静化しつつあるが、その他の一部の地域でわずかに沈下傾向が見られる。

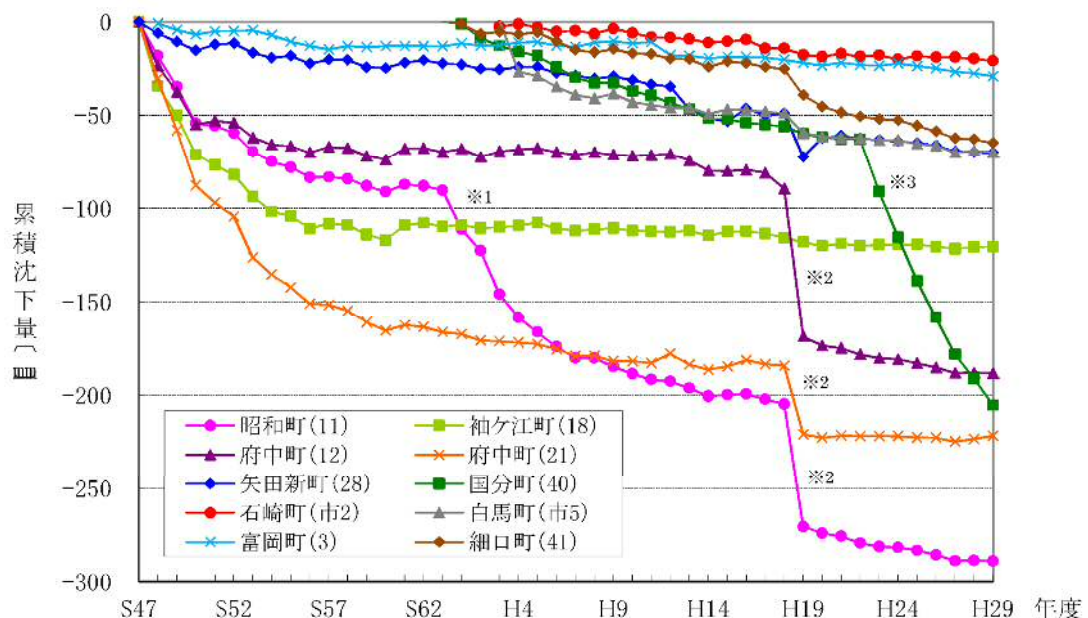


図 2-1-23 主な地点の累積沈下量

※1 隣接した道路工事の影響（工期：平成元年～3 年 5 ケ月）

※2 能登半島地震の影響

※3 水準点移設先が造成地であった影響

出典）七尾市の環境の現況（平成 29 年度版）

4) 単年度平均地下水位

地下水位の推移は表 2-1-21 のとおりである。地下水位は、ほぼ横ばいで安定している。

表 2-1-21 地下水位の推移

No.	観測井戸	年平均水位 (m)				
		H25	H26	H27	H28	H29
1	袖ヶ江町 33m 井	2.12	2.15	2.17	2.17	2.21
2	袖ヶ江町 80m 井	2.16	2.12	2.13	2.13	2.16
3	府中町 50m 井	-0.16	-0.17	-0.19	-0.19	-0.19

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 29 年度版)

5) 地下水位の経年変化

地下水位の経年変化は図 2-1-24 のとおりである。

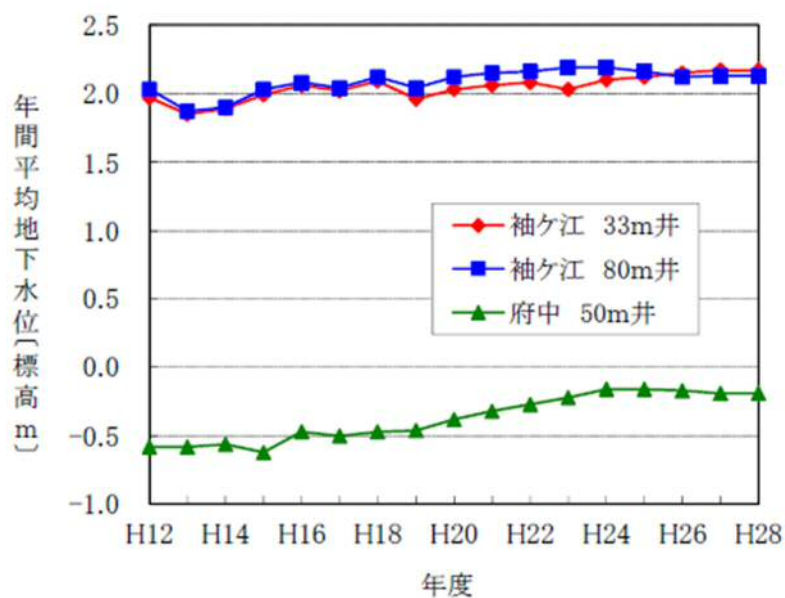


図 2-1-24 年平均地下水位の経年変化

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 29 年度版)

6) 地下水採取量の経年変化

地下水の採取量の経年変化を図 2-1-25 に示す。報告制度が開始された昭和 54 年度当初と比べると、採取量は大幅に減少しているが、近年はやや増加傾向となっている。

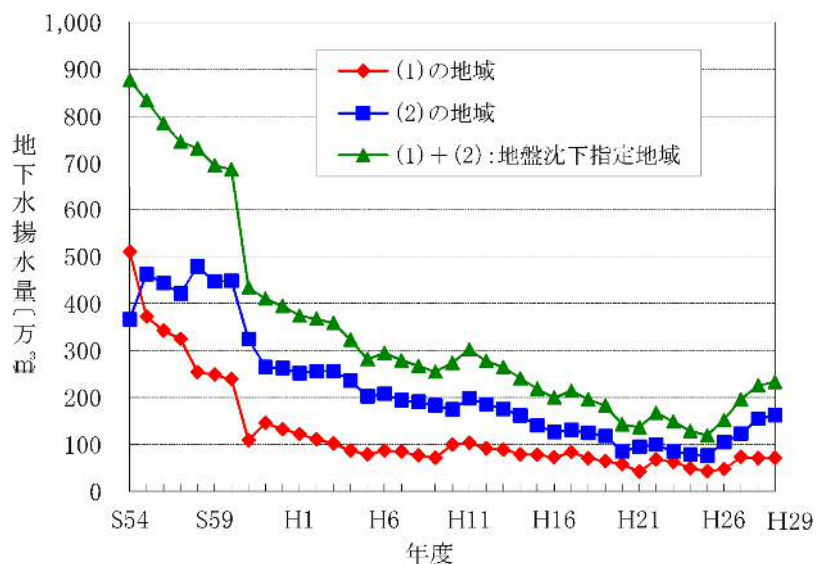


図 2-1-25 地下水採取量の経年変化

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 29 年度版)

7) 地下水の揚水状況

平成 29 年 3 月末現在の七尾市における揚水施設の許可・届出件数は、183 件 (平成 30 年版 石川県環境白書) となっている。

8) 地下水の水質

表 2-1-22 に七尾市における地下水の水質を示す。

表 2-1-22 七尾市における地下水の水質

地区名	西三階町	国分町	舟尾町	富岡町	中島町中島	和倉町
井戸深度 (m)	不明	25	不明	不明	不明	120
浅・深井戸	不明	浅井戸	不明	不明	不明	不明
用途区分	一般飲用	生活用水	一般飲用	一般飲用	一般飲用	一般飲用
採水年月日	H29.7.27	H29.7.27	H29.7.27	H29.7.27	H29.7.27	H29.8.2
水温 (℃)	16.0	14.5	16.0	14.0	20.0	30.0
電気伝導度 (mS/m)	24.9	13.2	20.5	32.3	15.4	65.2
pH	8.0	6.6	8.1	8.0	7.0	7.9
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.02	0.72	<0.02	<0.02	0.03	<0.02
フッ素	0.09	<0.08	0.16	<0.08	<0.08	0.16
ホウ素	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
1, 4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

出典) 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書(平成 29 年度 石川県)

(11) 土壌汚染

県内における土壌汚染対策法による要措置区域及び形質変更時要届出区域を表 2-1-23、2-1-24 に示す。

かほく市、内灘町、金沢市、能美市及び白山市において土壌汚染対策法の要措置区域、または形質変更時要届出区域が指定されている。このうち、かほく市の指定区域については、自然由来特例区域となっている。

事業予定地である七尾市には指定区域は存在しない。

表 2-1-23 県内における要措置区域

指定年月日	市町	所在地	区域面積(m ²)	基準に適合しない特定有害物質	備考
H26.8.1	金沢市	芳斉 1 丁目 273 番 2 の一部	94.2	六価クロム化合物	
H27.10.1	金沢市	長町 1 丁目 312 番、315 番 1、316 番 1、317 番、318 番、319 番、321 番、322 番及び 323 番の各一部	1,366.45	ヒ素及びその化合物	

※金沢市以外に要措置区域はなし

出典) 金沢市 HP (平成 30 年 11 月 1 日現在)

表 2-1-24 県内における形質変更時要届出区域

指定年月日	市町	所在地	区域面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質	備考
H21.2.23	金沢市	進和町 32 番 1 の一部	673	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物	
H27.7.1	金沢市	示野町リ 86 番の一部	321.2	ふっ素及びその化合物	
H30.11.1	金沢市	鞍月東 2 丁目 1 番	200	ヒ素及びその化合物	
H21.2.17	能美市	湯谷町ホ 18 番 1 の一部	5,511	鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物	
H23.8.30	かほく市	木津ハ 5 番 1 の一部、ハ 99 番の一部、高松丁 165 番 1 の一部	9,659	鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物	自然由来特例区域
H27.7.31	内灘市	大学一丁目 1 番 1 の一部	5,997	ヒ素及びその化合物	

出典) 石川県 HP (平成 31 年 4 月 1 日現在)、金沢市 HP (平成 30 年 11 月 1 日現在)

(12) レクリエーション施設、文化財等

調査対象については、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会平成 25 年 3 月）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（社団法人全国都市清掃会議 昭和 61 年 5 月）」に基づき、半径 3.0km の範囲内とした。

調査結果を表 2-1-25、表 2-1-26、図 2-1-26 に整理する。

表 2-1-25 事業予定地周辺のレクリエーション施設等

施設等名称	所在地
田鶴浜野鳥公園	七尾市田鶴浜町 2-1
赤蔵山 憩いの森	七尾市三引町
七尾市田鶴浜体育館	七尾市田鶴浜町ニ 144
七尾市田鶴浜勤労者体育センター	七尾市田鶴浜町ニ 117
七尾市田鶴浜室内ゲートボール場	七尾市田鶴浜町ロ 21-1
七尾市田鶴浜テニスコート	七尾市田鶴浜町ニ 60
七尾市田鶴浜武道館	七尾市田鶴浜町ニ 63
サンビーム日和ヶ丘	七尾市垣吉町へ 24
七尾市田鶴浜多目的グラウンド	七尾市垣吉町へ 24
七尾市健康増進センターアスロン	七尾市高田町ち 10

出典) 七尾市 HP、各施設 HP（令和元年 6 月閲覧）

表 2-1-26 事業予定地周辺の文化財等

出文化財等名称	所在地	区分（種別）	指定
七尾の酒造習俗	七尾市	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	国指定
赤蔵山	七尾市三引町	記念物(史跡)	県指定
東嶺寺山門	七尾市田鶴浜町ニ 253 甲	有形文化財(建造物)	市指定
赤倉神社本殿	七尾市三引町 53-5、9	有形文化財(建造物)	市指定
赤倉神社仁王門	七尾市三引町 54-10-2	有形文化財(建造物)	市指定

出典) 石川県 HP、七尾市 HP、各施設 HP（令和元年 6 月閲覧）、
いしかわ文化財ナビ 石川県教育委員会事務局文化財課（令和元年 6 月閲覧）

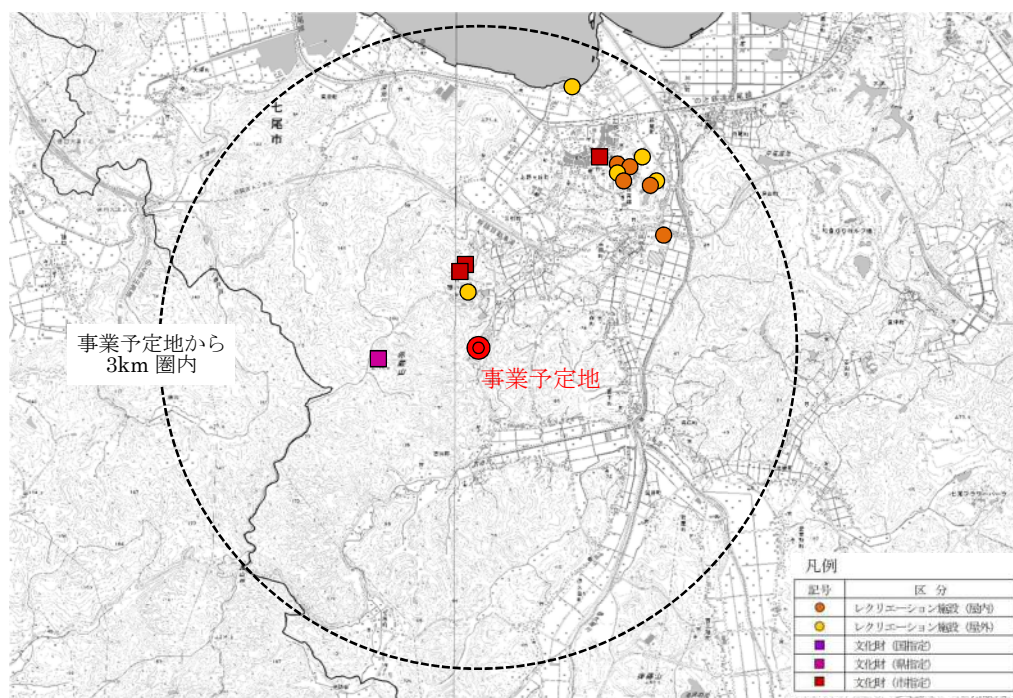


図 2-1-26 事業予定地周辺のレクリエーション施設、文化財等の分布

(13) 法令による指定及び規制等の状況

環境基本法では、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)を定める」ことが規定されている。

また、環境基本法を根幹法令に環境の保全上の支障を防止するための規制として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下、土地利用、自然環境に対する規制が関係法令で定められている。

これらのうち、環境基準及び規制基準を以下に示す。

1) 大気汚染

大気汚染に関する環境基準及び規制基準を表 2-1-27～表 2-1-32 に示す。

表 2-1-27 環境基本法における大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 16 日告示)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和 53 年 7 月 11 日告示)
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)
備考 ➤ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 ➤ 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。 ➤ 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 ➤ 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

法令)

大気の汚染に係る環境基準について

(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示 25 号、改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号)

二酸化窒素に係る環境基準について

(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示 38 号、改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号)

表 2-1-28 環境基本法に基づく有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。（平成 9 年 2 月 4 日告示）
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。（平成 30 年 11 月 19 日告示）
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。（平成 9 年 2 月 4 日告示）
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。（平成 13 年 4 月 20 日告示）
備考 ➤ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 ➤ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

法令）ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号、改正：平成 30 年 11 月 19 日環境省告示 100 号）

表 2-1-29 環境基本法に基づく微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。（平成 21 年 9 月 9 日告示）
備考 ➤ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 ➤ 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

法令）微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）

表 2-1-30 ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（平成 11 年 12 月 27 日告示）
備考 ➤ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 ➤ 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

法令）ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示 66 号、改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示 11 号）

表2-1-31 ばい煙発生施設（廃棄物焼却炉・連続炉）・水銀排出施設に係る規制基準

物質等	基準値		
規制対象規模	火格子面積が2m ² 以上、または焼却能力が1時間当たり200kg以上		
硫黄酸化物 (K値規制)	$q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$ この式において、q、K、及びHeはそれぞれ次の値を表す。 q；硫黄酸化物の量(単位；0℃、1気圧の状態に換算したm ³ /h) K；8.76 金沢市、白山市(平成17年2月の市町村合併前の松任市及び美川町の地域に限る。)、野々市市 17.5 上記以外の地域 He；補正された排出口の高さ(大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式による 単位；m)		
ばいじん	焼却能力4,000kg/h以上		0.04 g/m ³ N (標準酸素濃度12%)
	焼却能力2,000kg/h以上 4,000kg/h未満		0.08 g/m ³ N (標準酸素濃度12%)
	焼却能力2,000kg/h未満		0.15 g/m ³ N (標準酸素濃度12%)
窒素酸化物	浮遊回転燃焼式	4万m ³ N/h以上	450 ppm (標準酸素濃度12%)
		4万m ³ N/h未満	
	その他	4万m ³ N/h以上	250 ppm (標準酸素濃度12%)
		4万m ³ N/h未満	250 ppm (標準酸素濃度12%) ※
塩化水素	700 mg/m ³ N (標準酸素濃度12%)		
水銀	30 μg/m ³ N (標準酸素濃度12%)		

※ ニトロ、アミノ、シアノ各化合物、もしくはこれらの誘導体を製造、または使用する工程、アンモニアを用いて排水処理する工程から排出される廃棄物を焼却するものに限っては700ppm

法令) 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、改正：平成28年環境省令第22号)

表2-1-32 ダイオキシン類特定施設に係る規制基準(廃棄物焼却炉)

物質等	基準値	
規制対象規模	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5m ² 以上、または焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの	
ダイオキシン類	焼却能力4t/h以上	0.1 ng-TEQ/m ³ N (標準酸素濃度12%)
	焼却能力2t/h以上4t/h未満	1ng-TEQ/m ³ N (標準酸素濃度12%)
	焼却能力2t/h未満	5ng-TEQ/m ³ N (標準酸素濃度12%)

法令) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

(平成11年総理府令第67号、改正：平成22年環境省令第5号)

2) 水質汚濁

水質汚濁に関する環境基準及び規制基準を表 2-1-33～表 2-1-41 に示す。

七尾湾水域は「水質汚濁防止法」第 3 条第 3 項に規定される条例による排水基準（上乘せ排水基準）が定められているため、一般基準ではなく、上乘せ排水基準を遵守しなければならない。

表 2-1-33 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考 ➤ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 ➤ 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 ➤ 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 ➤ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1 、 43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

法令) 水質汚濁に係る環境基準について

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 46 号)

表 2-1-34 環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E 以下の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—
備考 ➤ 基準値は、日間平均値とする。 ➤ 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

法令）水質汚濁に係る環境基準について

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 46 号）

表 2-1-35 環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
備考 ➤ 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

法令) 水質汚濁に係る環境基準について

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 46 号)

表 2-1-36 環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準（海域）

類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1.0mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 ➤ 基準値は、年間平均値とする。 ➤ 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

法令) 水質汚濁に係る環境基準について

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 46 号)

表 2-1-37 ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下であること。（平成 11 年 12 月 27 日告示）
備考 ➤ 基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 ➤ 基準値は、年間平均値とする。	

法令）ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準
 （平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示 66 号、改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示 11 号）

表 2-1-38 環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 ➤ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 ➤ 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 ➤ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 ➤ 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

法令）地下水の水質汚濁に係る環境基準について

（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 54 号）

表 2-1-39 一律排水基準（有害物質）

項目	許容限度	項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
シアン化合物	1 mg CN/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
有機燐化合物	1mg/L	チウラム	0.06mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	シマジン	0.03mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チオベンカルブ	0.2mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	ベンゼン	0.1mg/L	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg-Se/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの	10 mg-B/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L		海域に排出されるもの	230 mg-B/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L			
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及び その化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの	8 mg-F/L
ジクロロメタン	0.2mg/L		海域に排出されるもの	15 mg-F/L
四塩化炭素	0.02mg/L			
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L			
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L			
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考

➤ 「有機燐化合物」は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。

➤ 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

➤ 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない

➤ 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」とは、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。

備考

- 「有機燐化合物」は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。
- 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない
- 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」とは、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。

法令）排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、改正：平成 30 年 4 月 10 日環境省令第 9 号）

表 2-1-40 一律排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
磷含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考		
➤ この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 ➤ 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 ➤ 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 ➤ 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 ➤ 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		

法令) 排水基準を定める省令

(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、改正：平成 30 年 4 月 10 日環境省令第 9 号)

表 2-1-41 上乗せ排水基準

区域	工場又は事業場	許容限度					
		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的 酸素要求量 (mg/L)		浮遊粒子 状物質 (mg/L)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
七 尾 湾 水 域	畜産業、食品製造業	80	120	80	120	100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃 棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロ ロエチレン、テトラクロロエチレン若し くはジクロロメタンによる洗浄施設・ これらの蒸留施設	30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	60	80	60	80	80	120

条例) ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (平成 16 年 3 月 23 日条例第 16 号)

3) 土壌汚染

土壌汚染に関する環境基準及び規制基準を表 2-1-42～表 2-1-47 に示す。

表 2-1-42 環境基本法における土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。

注記) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう
法令) 土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示 46 号）

表 2-1-43 ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
土壌	1,000pg-TEQ/L 以下であること。(平成 11 年 12 月 27 日告示)
備考 ➤ 基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。	

法令) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準
（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示 66 号、改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示 11 号）

表 2-1-44 土壌汚染対策防止法に基づく汚染状態に関する基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150 mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250 mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50 mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15 mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000 mg 以下であること。

法令) 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号、改正：平成 31 年環境省令第 3 号）

表 2-1-45 土壤汚染対策防止法に基づく汚染状態に関する基準（土壤溶出量基準）

特定有害物質の種類	溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01 mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005 mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1 mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物※	検液中に検出されないこと。

※有機りん化合物はパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。

法令）土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号、改正：平成 31 年環境省令第 3 号）

表 2-1-46 土壤汚染対策防止法に基づく汚染状態に関する基準（地下水基準）

特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.01 mg 以下であること。
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.05 mg 以下であること。
クロロエチレン	1Lにつき 0.002 mg 以下であること。
シマジン	1Lにつき 0.003 mg 以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	1Lにつき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	1Lにつき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.04 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.002 mg 以下であること。
ジクロロメタン	1Lにつき 0.02 mg 以下であること。
水銀及びその化合物	1Lにつき水銀 0.0005 mg 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.01 mg 以下であること。
チウラム	1Lにつき 0.006 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.03 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.01 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.01 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素 0.8 mg 以下であること。
ベンゼン	1Lにつき 0.01 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素 1 mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物※	検出されないこと。

※有機りん化合物はパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。

法令) 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号、改正：平成 31 年環境省令第 3 号）

表 2-1-47 土壤汚染対策防止法に基づく汚染状態に関する基準（第二溶出量基準）

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.3 mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 1.5 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
シアン化合物	検液 1L につきシアン 1 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.2 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.4 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.2 mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.005 mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.3 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.06 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 3 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.06 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.3 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.3 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.3 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 24 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 30 mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
有機りん化合物※	検液 1L につき 1 mg 以下であること。

※有機りん化合物はパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。

法令) 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号、改正：平成 31 年環境省令第 3 号）

4) 騒音

騒音に関する環境基準及び規制基準を表 2-1-48～表 2-52 に示す。

事業予定地周辺における騒音規制区域図を図 2-1-27 に示す。

事業予定地周辺は、騒音規制法の指定地域、環境基準の地域類型が指定された地域ではない。

表 2-1-48 環境基本法における騒音に係る環境基準（一般地域）

地域		基準値	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50dB 以下	40dB 以下
A	専ら住居の用に供される地域	55dB 以下	45dB 以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60dB 以下	50dB 以下

法令) 騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

表 2-1-49 環境基本法における騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域		基準値	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下

法令) 騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

表 2-1-50 環境基本法における騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

地域	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

法令) 騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

表 2-1-51 特定工場等における騒音の規制基準

区域	基準値		
	昼間 (8:00～19:00)	朝夕 (6:00～8:00) (1900～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第 2 種区域	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第 3 種区域	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第 4 種区域	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下

条例) 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準 (平成 24 年 3 月 13 日石川県告示第 104 号)

表 2-1-52 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65(75) dB (L _{Aeq})	55(70) dB (L _{Aeq})
a 区域うち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70(75) dB (L _{Aeq})	65(70) dB (L _{Aeq})
b 区域うち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75(75) dB (L _{Aeq})	70(70) dB (L _{Aeq})

注記) () の値は幹線道路(高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町道)に近接する区域の基準
上記の「近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離の範囲

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線道路 15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線道路 20m

条例) 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における

自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定 (平成 24 年 3 月 13 日石川県告示第 108 号)

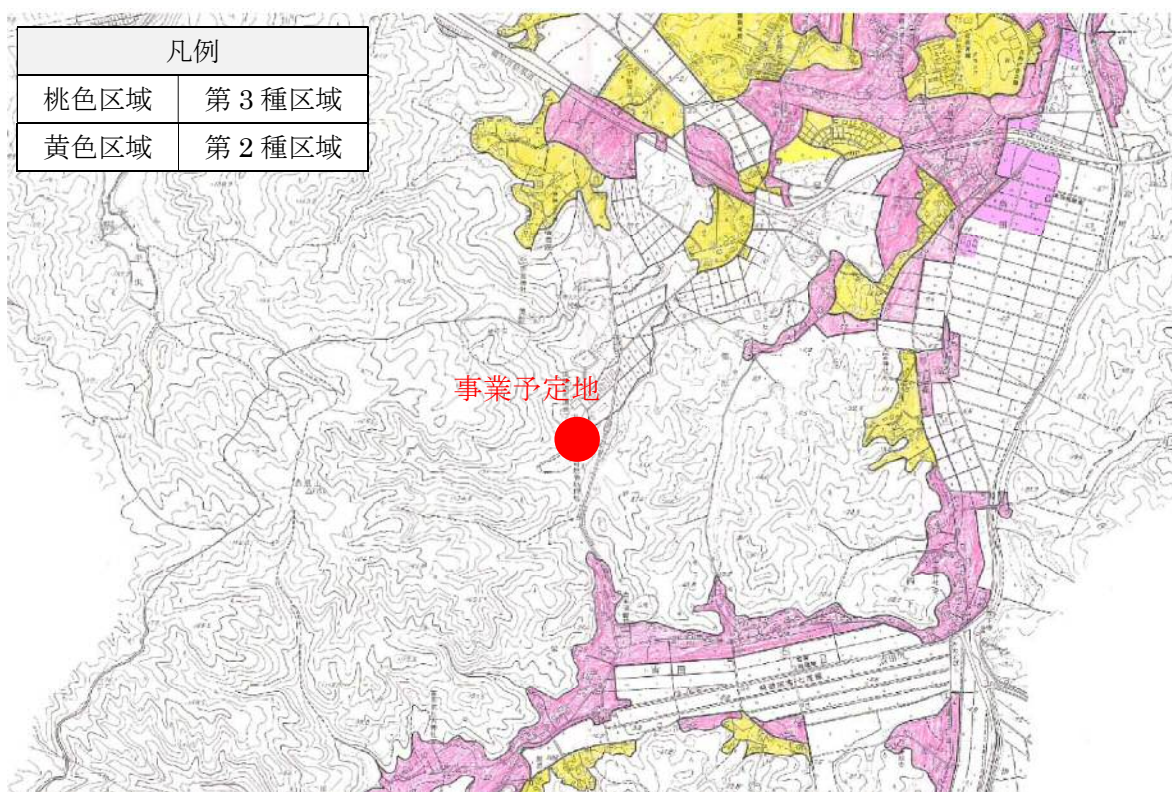


図 2-1-27 事業予定地周辺における騒音規制区域図

5) 振動

振動に関する環境基準及び規制基準を表 2-1-53～表 2-1-54 に示す。

事業予定地周辺における振動規制区域図を図 2-1-28 に示す。

事業予定地周辺は、振動規制法の指定地域、環境基準の地域類型が指定された地域ではない。

表 2-1-53 特定工場等における振動の規制基準

区域	基準値	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60dB 以下	55dB 以下
第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下

条例) 特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準
(平成 8 年 3 月 26 日石川県告示第 137 号)

表 2-1-54 道路交通振動に係る要請限度

区域	要請限度	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	65dB 以下	60dB 以下
第 2 種区域	70dB 以下	65dB 以下

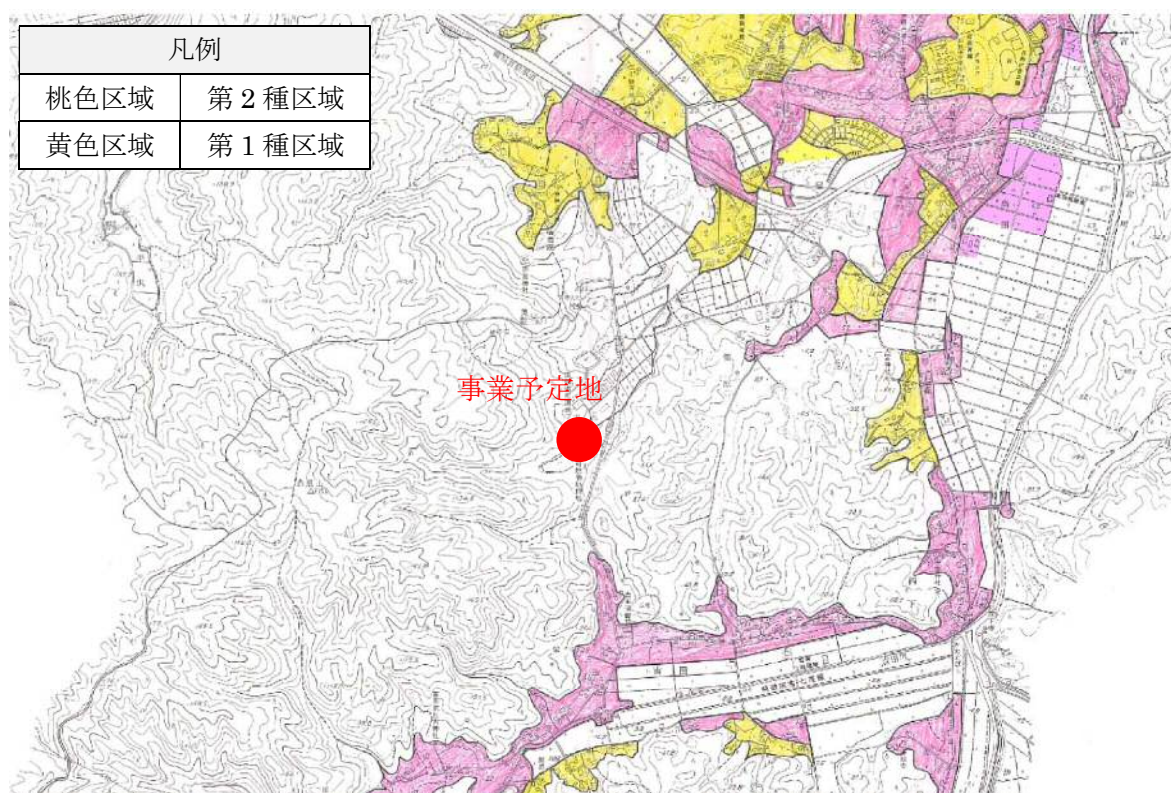


図 2-1-28 事業予定地周辺における騒音振動規制区域図

6) 悪臭

悪臭に関する環境基準及び規制基準を表 2-1-55～2-1-57 に示す。

事業予定地周辺における悪臭規制区域図を図 2-1-29 に示す。

事業予定地周辺は、悪臭規制区域 B 地域に指定されている。

表 2-1-55 工場・事業場の敷地境界線における規制基準

適用地域 特定悪臭物質		A 地域 (金沢市、野々市市及び 河北郡内灘町の一部)		B 地域 (金沢市、野々市市及び河北郡内灘町の 一部並びにその他の市町)	
1	アンモニア	大気中の濃度が	1 ppm 以下	大気中の濃度が	2 ppm 以下
2	メチルメルカプタン	"	0.002 ppm 以下	"	0.004 ppm 以下
3	硫化水素	"	0.02 ppm 以下	"	0.06 ppm 以下
4	硫化メチル	"	0.01 ppm 以下	"	0.05 ppm 以下
5	二硫化メチル	"	0.009 ppm 以下	"	0.03 ppm 以下
6	トリメチルアミン	"	0.005 ppm 以下	"	0.02 ppm 以下
7	アセトアルデヒド	"	0.05 ppm 以下	"	0.1 ppm 以下
8	プロピオンアルデヒド	"	0.05 ppm 以下	"	0.1 ppm 以下
9	ノルマルブチルアルデヒド	"	0.009 ppm 以下	"	0.03 ppm 以下
10	イソブチルアルデヒド	"	0.02 ppm 以下	"	0.07 ppm 以下
11	ノルマルバレールアルデヒド	"	0.009 ppm 以下	"	0.02 ppm 以下
12	イソバレールアルデヒド	"	0.003 ppm 以下	"	0.006 ppm 以下
13	イソブタノール	"	0.9 ppm 以下	"	4 ppm 以下
14	酢酸エチル	"	3 ppm 以下	"	7 ppm 以下
15	メチルイソブチルケトン	"	1 ppm 以下	"	3 ppm 以下
16	トルエン	"	10 ppm 以下	"	30 ppm 以下
17	スチレン	"	0.4 ppm 以下	"	0.8 ppm 以下
18	キシレン	"	1 ppm 以下	"	2 ppm 以下
19	プロピオン酸	"	0.03 ppm 以下	"	0.07 ppm 以下
20	ノルマル酪酸	"	0.001 ppm 以下	"	0.002 ppm 以下
21	ノルマル吉草酸	"	0.0009 ppm 以下	"	0.002 ppm 以下
22	イソ吉草酸	"	0.001 ppm 以下	"	0.004 ppm 以下

条例) 工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び
当該地域に係る規制基準 (平成 24 年 3 月 13 日石川県告示第 105 号)

表 2-1-56 工場・事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	次の式により算出した特定悪臭物質の流量とする。 $q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$ この式において q、H_e 及び C_m は各々、次の値を表すものとする。 q ; 流量(単位 ; 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時) H_e; 悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 2 条第 2 項に定める方法により補正された排出口の高さ(単位 ; メートル) C_m; 敷地境界線における規制基準として定められた値(単位 ; 百万分率) 補正された排出口の高さ(H_e)が 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

条例) 工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準 (平成 24 年 3 月 13 日石川県告示第 105 号)

表 2-1-57 特定悪臭物質に係る規制基準(工場・事業場から敷地外に排出される排水)

特定悪臭物質の種類	規制基準 (mg/L)					
	A 地域 金沢市、野々市市及び 河北郡内灘町の一部			B 地域 金沢市、野々市市及び 河北郡内灘町の一部、並びにその他の市町		
	0.001m ³ /秒 以下	0.001m ³ /秒超 0.1 m ³ /秒以下	0.1 m ³ /秒 超	0.001m ³ /秒 以下	0.001m ³ /秒超 0.1 m ³ /秒以下	0.1 m ³ /秒 超
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002	0.06	0.01	0.003
硫化水素	0.1	0.02	0.005	0.3	0.07	0.02
硫化メチル	0.3	0.07	0.01	2	0.3	0.07
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03	2	0.4	0.09

条例) 工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準 (平成 24 年 3 月 13 日石川県告示第 105 号)

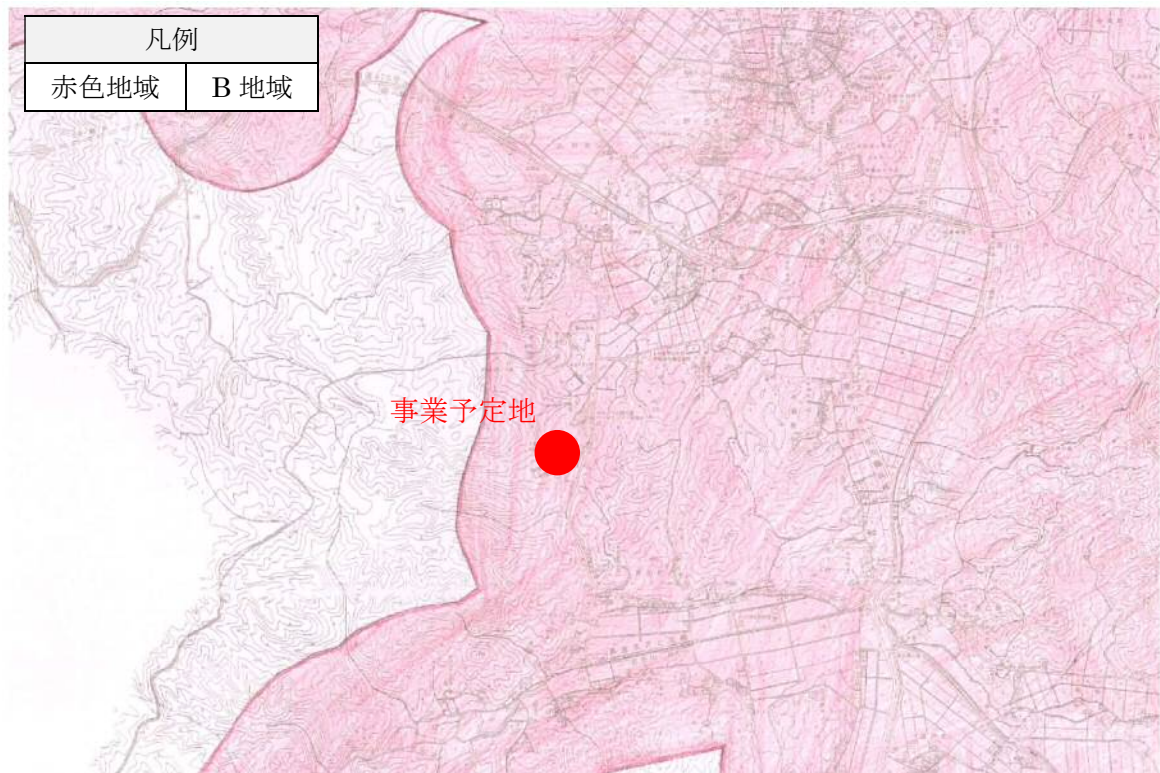


図 2-1-29 事業予定地周辺における悪臭規制区域図

(14) 地域の環境に係る方針等の状況

地域の環境に係る方針等の状況を下記に整理する。

1) 第2次七尾市総合計画

第2次七尾市総合計画は、今後10年間のまちづくりの基本的な方向性を示した計画であり、計画期間は、令和元年度（2019年度）から令和10年度となっている。七尾市では、「能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお」という将来像を実現するために、7つのキーワードを基に、7つのまちづくりの基本方針による取り組みを進めている。図2-1-30に7つの基本方針を示す。また、表2-1-58に地域の環境に係る基本計画を整理する。

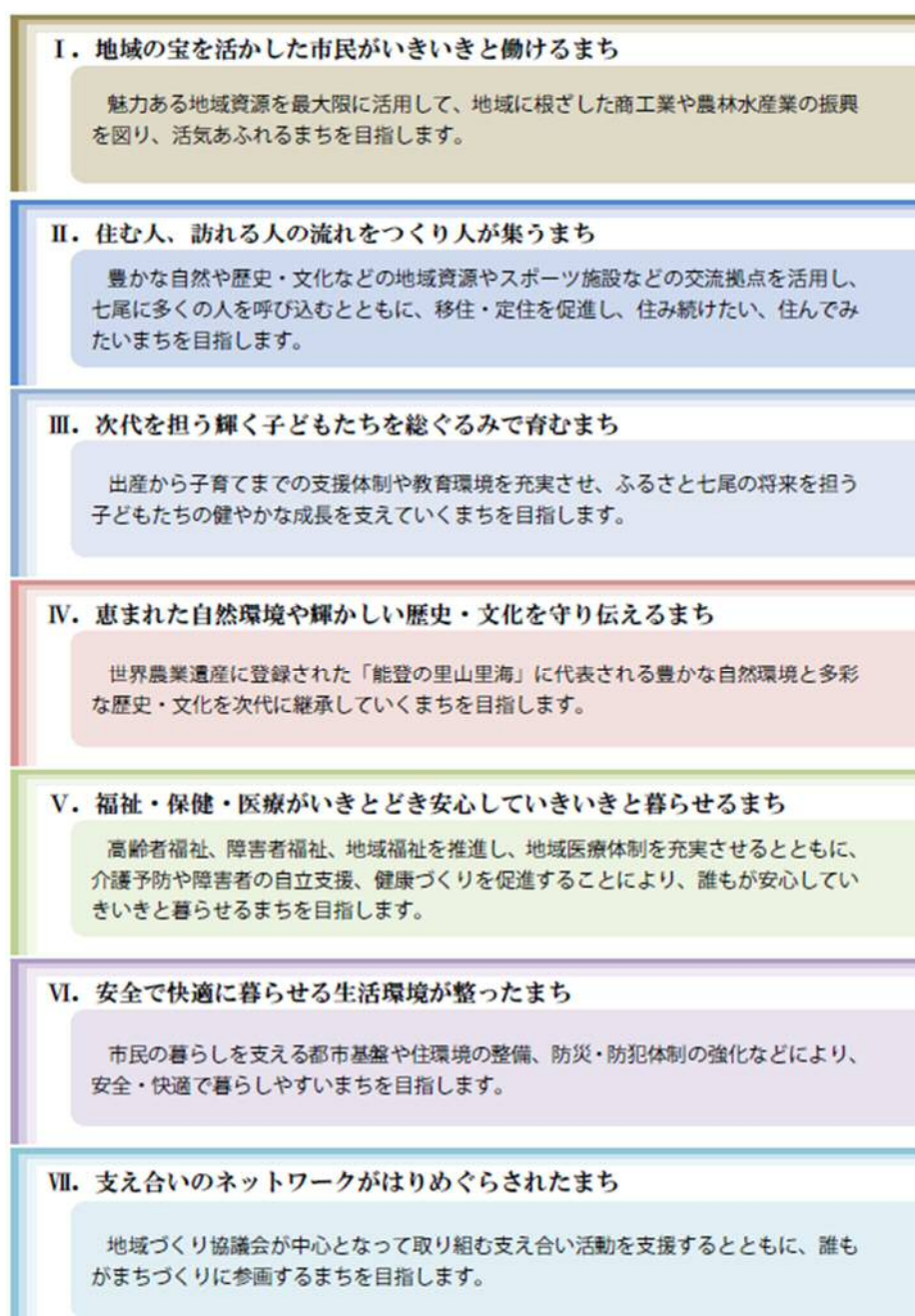


図2-1-30 第2次七尾市総合計画における7つの基本方針
出典) 第2次七尾市総合計画（令和元年5月 七尾市）

表 2-1-58 地域の環境に係る基本計画

IV. 恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち	
IV-1. 豊かな自然環境と景観の保全	
地球温暖化対策の推進	①地球温暖化防止に対する意識の高揚 市民、地域づくり協議会、事業者等に対する普及啓発を行い、地球温暖化防止に対する個々の意識の高揚及び活動の促進を図ります。 ②再生可能エネルギー導入及び省エネルギー・省資源化の促進 市民・事業者・行政それぞれの再生可能エネルギー導入を促進するとともに、省エネルギー・省資源化についての情報発信及び普及啓発を図ります。
循環型社会の形成	①資源循環型社会づくりの推進 「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくりを実現するため、資源循環型社会の重要性及び意義、具体的な取組等に対する市民・事業者の理解及び協力を促し、ごみの発生及び排出を抑制します。 ②廃棄物の適正処理の推進 ごみステーション回収、え〜こ屋による拠点回収、集団回収等の多様な収集体制の確保を図るとともに、環境に配慮したごみ処理施設の整備を進めます。また、市民・事業者に対し、ごみの分別、資源化等の啓発を図り、ごみの処分量の削減に努めます。 数値目標：1人1日当たりの家庭ごみ排出量 基準年（平成29年度）643g※ ⇒ 目標値（令和10年度）500g
VI. 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち	
VI-4. 生活環境の充実	
うるおいある生活環境の推進	①地域における美化活動の推進 不法投棄及びばい捨てへの監視体制を強化するとともに、海岸・河川等の清掃活動の推進に努めます。また、市民・事業者のモラル向上に向けた意識の啓発を図り、市民の快適な日常生活の確保に努めます。 ②快適な生活環境の維持・増進 騒音・大気汚染・水質汚濁等の調査及び空き家・空き地の増加による衛生問題への対応、動物飼育マナーの向上など、快適な生活環境づくりに努めます。
循環のみち 下水道の整備	① 下水道事業の安定した運営 積極的なPR活動の推進により、下水道の接続促進を図り、使用料収入の確保に努めます。また、下水道処理施設の統廃合を進めるなど、事業運営の健全化を図るとともに、状況に応じた使用料の見直しを進めます。 ②下水道等の整備 水資源の循環をととして、衛生的で快適な生活環境を支える下水道の普及率向上を目指し、下水道整備計画を見直しながら、効率的、効果的に整備を進めるとともに、地域特性に応じて浄化槽事業による整備を進めます。また、下水道処理施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

※リサイクルごみの排出量含む値である。

出典）第2次七尾市総合計画（令和元年5月 七尾市）

2) 七尾市都市マスタープラン

七尾市都市マスタープランは、七尾市における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、市における都市づくりの総合的な指針である。七尾市都市マスタープランでは、長期的な視点に立ったまちづくりの方針を設定しており、概ね 20 年後の令和 10 年を目標年次としている。

七尾市都市マスタープランは、全市的な視点でまちづくりの方針を示した「全体構想」と、全体構想を踏まえてそれぞれの地域でまちづくりを実践する上での指針となるまちづくりの方針を示した「地域別構想」、まちづくりの実現に向けた基本的な考え方をした「実現化方策」の 3 項目で構成されている。

環境づくりの方針を下記に示す。

《基本テーマ》

みんなの心が育む、人と環境にやさしいまち・ななお

《3つの環境像》

① 自然を守り育て共に生きる

七尾市の恵まれた身近な自然環境から、かけがえのない貴重・希少な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全するとともに、私たちも自然の生態系の一員としての自覚を持ち、共に生きる環境づくりを目指します。

② 暮らし続ける環境を創る

七尾市で暮らす誰もが、健康で安らぎや潤いを実感できる快適な生活を送るため、新たな価値観に基づき、将来にわたり地域の環境を保全しながら市民生活の質を高めて、環境への負荷の少ない生活スタイルの確立と持続的発展が可能な環境づくりを目指します。

③ 美しい地球を子や孫に引き継ぐ

人類の生存基盤を脅かしつつある地球環境問題について、私たち一人ひとりが十分に認識し、率先して取り組み、地球市民としての役割と責任を自覚し、地球環境の保全に貢献を果たし、将来の世代へしっかりと引き継ぐ環境づくりを目指します。

※七尾市都市マスタープラン（平成 23 年 3 月 七尾市）より抜粋

3) 第2次七尾市環境基本計画

七尾市環境基本計画は、「七尾市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、かけがえのない地球環境を保全するとともに、環境への負担が少ない持続的な発展が可能な七尾市を構築するため、市民・事業者・行政のそれぞれが果たすべき役割と責任を認識し、良好な環境の保全・共生をめざし、次代に継承するための基本的な考え方を示す計画である。計画期間は令和元年度から令和10年度となっている。図2-1-31に第2次七尾市環境基本計画の計画体系を示す。また、次頁以降に各基本方針の内、特にごみ処理施設に関係する項目について、詳細を示す。

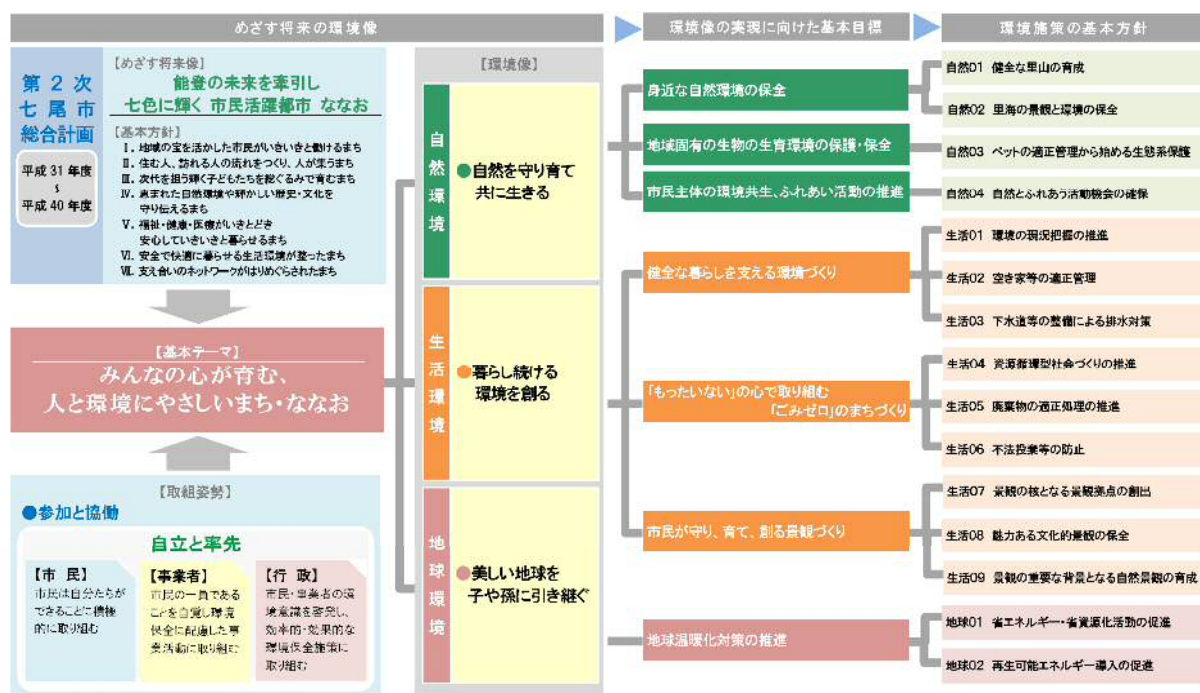


図 2-1-31 第2次七尾市環境基本計画の計画体系

出典) 第2次七尾市環境基本計画（平成31年3月 七尾市）

生活04 資源循環型社会づくりの推進

【基本方針】

資源循環に対する重要性や意義、具体的な取り組み等に対する市民・事業者の理解と協力を促進することで、物の長期使用や簡易包装商品の選択等、環境への負荷が少ないライフスタイルへの見直しを図り、ごみの発生と排出を抑制します。

【目標指標】

項目	目標指数 令和10年度 (2028年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (リサイクルごみの排出量を除く)	500g/ 人・日以下	551g/人・日	559g/人・日	550g/人・日	

【主な取り組み】

【市 民】	【事業者】	【行 政】
①買い物時は、エコバック等を持参するとともに、再利用可能な詰め替え商品やリターナブル容器等を選択するなど、ライフスタイルの見直し・改善を行います。 ②不用になった物は、バザーやフリーマーケットへの参加や「不用品活用銀行」を活用するなど、物の長期使用に努めます。 ③外食における適量の注文、食べ残しの削減等に努めます。	①ごみの減量計画書を作成し、事業系ごみの排出抑制に努めます。 ②耐久性の高い商品を製造・販売するとともに、不用となった事務機器等の再使用を推進します。 ③買い物の際のエコバックの持参や詰め替え商品の利用などを市民に対して呼びかけます。 ④消費期限切れによる商品の廃棄を削減するなど、生ごみの排出抑制・減量化に努めます。	①物の交換・譲渡を促進するための「不用品活用銀行」の取り組みを継続・PR し、物の長期使用を推進します。 ②事業者と連携して、買い物の際のエコバックの持参、詰め替え商品の利用等を市民に働き掛け、容器包装の利用削減を推進します。 ③「子どもごみ分別検定」や「ふろしき講習会」を実施するなど、ごみの分別・排出抑制・資源化に関する啓発活動を行います。 ④外食時における適量注文、食べ残しの削減等に努め、生ごみの減量化を推進します。

※第2次七尾市環境基本計画（平成31年3月 七尾市）より抜粋

生活05 廃棄物の適正処理の推進

【基本方針】

ごみの発生・排出抑制を行っても発生したごみについては、ステーション回収、集団回収、拠点回収等の多様な収集体制の確保、市民・事業者自らの積極的な再生利用、再生品の利用促進、ごみの分別・資源化の促進等により、ごみの最終処分量の削減を図ります。

【目標指標】

項目	目標指数 令和10年度 (2028年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
リサイクル率	25.0%以上	22.1%	22.3%	20.9%	リサイクル率＝総資源化量／(総処理量＋集団回収量)

【主な取り組み】

【市 民】	【事業者】	【行 政】
①資源物回収事業(集団回収)を促進します。 ②資源物集積所「え〜こ屋」などを活用し、リサイクルごみの拠点回収を推進します。 ③廃食用油回収BOX を活用し、廃食用油の回収を推進します。 ④リサイクル関連法等対象物である廃家電やパソコン等の適正な改修・再商品化に協力します。 ⑤生ごみ処理機やコンポスト容器などの家庭用ごみ減量機器を積極的に利用します。	①リサイクルごみの拠点回収を促進します。 ②紙類や食品残渣などの事業系ごみの資源化を促進します。 ③市と連携し、家電やパソコンなどのリサイクル対象物の適正な回収・リサイクルに協力するよう働きかけます。 ④コピー用紙等の事務用品は、再生品の利用に努めます。	①処理手数料の適正化の検討・調整及び排出抑制の重要性を発信します。 ②「家庭ごみの分け方・出し方」の配布などを行い、ごみの分別・出し方への意識を向上させます。 ③事業者による店舗拠点回収や集団回収を支援・促進し、情報を市民に周知します。 ④廃食用油、木くずや食品残渣などの事業系ごみを回収・資源化するバイオマスエネルギーの普及と活用を推進します。 ⑤リサイクル関連団体などと協力して、廃家電やパソコン等が適切に回収・再商品化されるよう、啓発を行います。

※第2次七尾市環境基本計画（平成31年3月 七尾市）より抜粋

生活06 不法投棄等の防止

【基本方針】

不法投棄・ばい捨てへの監視体制を強化するとともに、市民・事業者のモラル向上に向けた意識啓発、不法投棄されやすい場所の根絶、環境美化への取組を拡充・強化します。

【目標指標】

項目	目標指数 令和10年度 (2028年)	目標指標の過去の実績値			備考
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
不法投棄報告件数	0 件	38 件	32 件	42 件	

【主な取り組み】

【市 民】	【事業者】	【行 政】
①町会ボランティア団体が行う清掃活動への参加を促進します。 ②空き缶などのばい捨てや家電製品やタイヤなどの不法投棄を行いません。 ③地域ぐるみで不法投棄を監視します。	①市民・行政と協力して、不法投棄されない環境づくりに努めます。 ②地域で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域美化に貢献します。	①不法投棄監視員による監視を強化します。 ②地域やボランティア団体等が回収した不法投棄物の処分費を免除します。 ③不法投棄防止看板を設置するとともに、要望がある個人や団体等に配布します。

※第2次七尾市環境基本計画（平成31年3月 七尾市）より抜粋

(15) 廃棄物等の状況

各市町における廃棄物等の状況を下記に整理する。

1) ななか中央埋立場 施設概要

七尾市及び中能登町の埋立ごみは、「ななか中央埋立場」で処理している。

「ななか中央埋立場」の施設概要を表 2-1-59 に示す。

表 2-1-59 ななか中央埋立場 施設概要

施 設 名 称	中央埋立場	
所 在 地	七尾市藤橋町キ部 1 番地	
整 備 面 積	81,528 m ²	
着 工 年 月	平成 5 年 3 月	
竣 工 年 月	平成 7 年 5 月	
埋 立 処 分 場	埋立工法	サンドイッチ方式
	埋立対象物	不燃物、焼却灰
	埋立面積	25,500m ²
	埋立容量	210,800m ³
浸出水処理施設	処理能力	200 m ³ /日
	処理方法	接触曝気 → 凝集沈殿 → 砂ろ過
	放流水質	pH : 5.8~8.6 BOD : 10mg/L 以下 SS : 10mg/L 以下

出典) 一般廃棄物処理基本計画(平成 29 年度～平成 42 年度)(平成 29 年 3 月、七尾市)

2) 最終処分量の推移

ななか中央埋立場の処分実績を表 2-1-60、図 2-1-32 に示す。

残余容量は、H30 年度で 98,019 m³ であり、処理計画容量 210,800m³ の約 46% となっている。

表 2-1-60 ななか中央埋立場の処分実績

年度		H26	H27	H28	H29	H30
埋立量 (t/年)	埋立ごみ	1,308	1,622	1,757	1,444	1,115
	焼却灰	1,124	616	0	3	735
	覆土砂	238	86	262	237	232
		2,669	2,323	2,019	1,684	2,082
残余容量 (m ³)		104,558	102,684	101,056	99,698	98,019

出典) ななか中央埋立場維持管理年報 (H26～H30 年度結果)

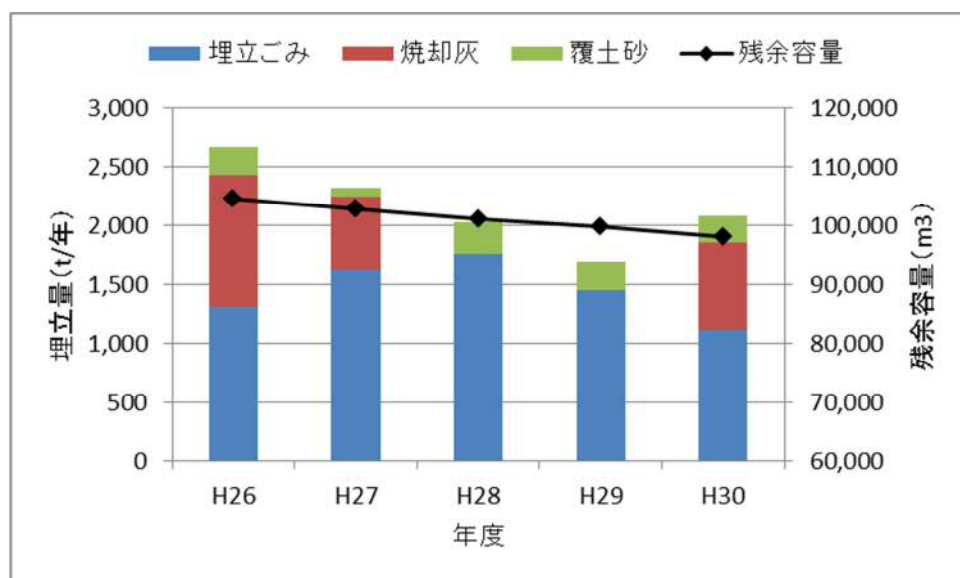


図 2-1-32 ななか中央埋立場の処分実績

出典) ななか中央埋立場維持管理年報 (H26～H30 年度結果)

(16) 温室効果ガス

七尾市では、自ら行う事務及び事業において排出される温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図ることを目的とした「七尾市地球温暖化対策実行計画」を策定している。

H26 年度策定の第 3 次実行計画からは、基準年度（H25 年度）の温室効果ガス排出量に公共下水道事業、ななかクリーンセンター、ななかりサイクルセンター、ななか中央埋立場、ななか斎場、消防本部、能登総合病院、指定管理者制度による施設が新たに追加となった。

温室効果ガス排出量が多い施設を図 2-1-33、第 3 次計画における温室効果ガス削減目標を表 2-1-61 に示す。

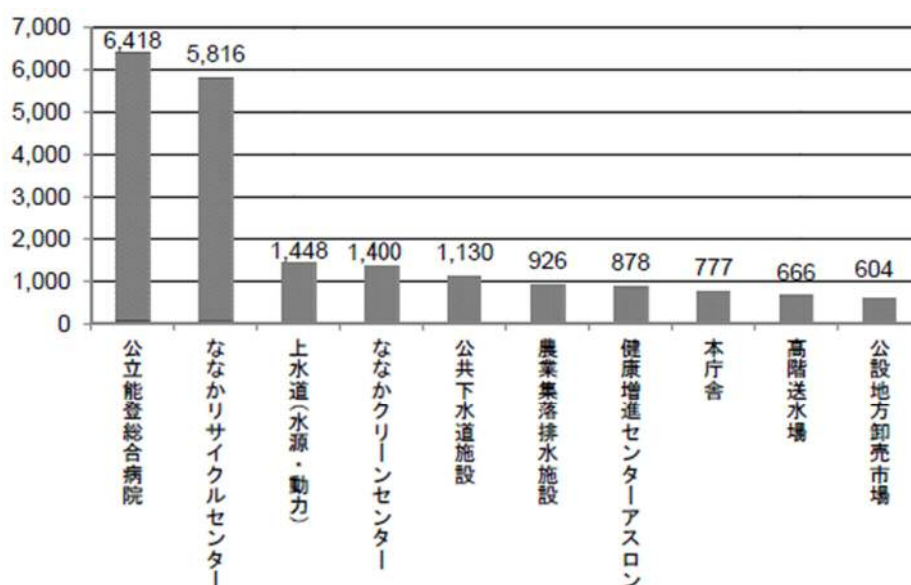


図 2-1-33 温室効果ガス排出量が多い施設（H25 年度）

出典）第 3 次七尾市地球温暖化対策実行計画（平成 26 年度 七尾市）

表 2-1-61 施設分類別の温室効果ガス削減目標

項目			排出量合計 (t-CO2)		目標値			
			基準年度 (平成 25 年度)	目標年度 (平成 30 年度)	総排出量			
事務系施設			11,280		10,733		-4.4%	
事業系施設	病院	能登総合病院	20,551	6,418	19,724	6,097	-4.0%	-5.0%
	RDF 製造施設	ななかりサイクルセンター		5,816		5,296		-9.0%
	下水道施設	下水道施設・ポンプ場		3,207		3,476		8.4%
	その他施設	水道施設		2,899		2,754		-5.0%
		ななかクリーンセンター ななか中央埋立場・ななか斎場		1,776		1,688		-5.0%
		消防施設		435		413		-5.0%
公用車			569		511		-10.0%	
合計			32,349		30,968		-4.3%	

出典）第 3 次七尾市地球温暖化対策実行計画（平成 26 年度 七尾市）

2.2 自然的状況に係る調査

表 2-2-1 に自然的状況に係る調査項目を示す。

表 2-2-1 自然的状況に係る調査項目

項 目		調査内容
自然的状況	気象の状況	風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量、大気安定度等
	大気環境の状況	大気質の現況、発生源の状況等
	水象の状況	地理的分布、流域区分、水質の現況、発生源の状況、河川の流量・流速、湖沼・海域の水位・流況、地下水位等
	地象の状況	一般的地形、特異な地形・地質、地すべり等の災害履歴等
	動物	主要種・貴重種の分布状況及びその生息環境特性
	植物	主な種・群落及び植生の分布状況、貴重な種・群落及び植生の分布状況及びその特性
	樹林地の状況	樹林地の分布・特性等
	景観の状況	景観計画、景観形成方針等

(1) 気象の状況

気象については、気象庁のアメダス（七尾観測所）における風向、風速、気温、降水量及び日照時間を調査した。なお、湿度及び日射量については測定されていなかった。

気象状況を表 2-2-2 及び図 2-2-1 に示す。

H30 年の平均気温は 14.0℃、年降水量は 2187.0mm となっており、風向は南西が卓越している。

表 2-2-2 気象の状況（過去 5 年）

項目			H26	H27	H28	H29	H30	
気温	平均		℃	13.2	13.8	14.2	13.3	14
	最高		℃	34.7	37.4	35.3	34.3	36.4
	最低		℃	-5	-3.9	-3.8	-4.5	-6
降水量	合計		mm	2,787	1, 79.5	1,978	2,258	2,187
	日最大		mm	134.0	79.5	88.0	166.5	172.5
	時間最大		mm	45.5	18.5	40.5	69.5	58
風向 風速	最多風向		16 方向	南西	南西	南西	南西	南西
	平均風速		m/s	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5
	日最大	風向	16 方向	南西	南西	南西	南西	南西
		風速	m/s	9.0	10.3	12.8	10.8	14.7
日照時間			h	1577.8	1531.3	1536	1549.3	1575.4

出典）七尾市アメダス（気象庁 HP）（令和元年 6 月閲覧）

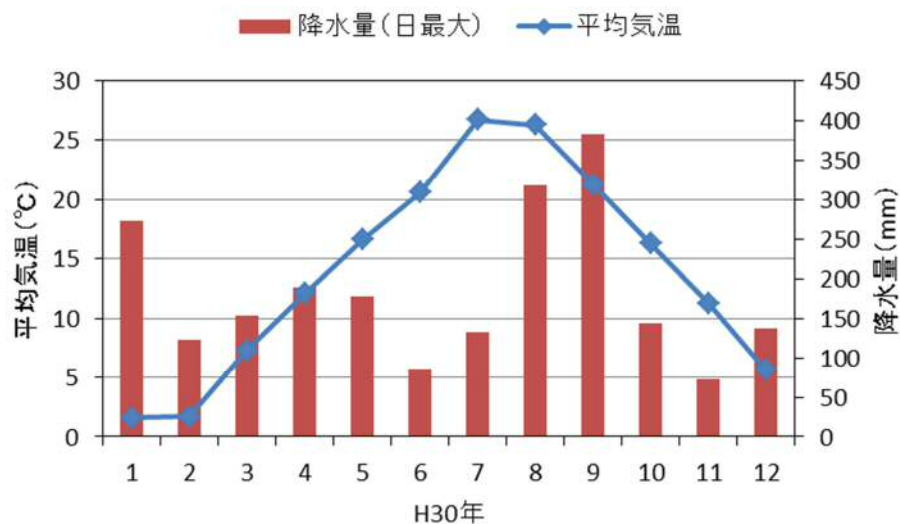


図 2-2-1 七尾市における平均気温と降水量（H30 年）

出典）七尾市アメダス（気象庁 HP）（令和元年 6 月閲覧）

(2) 大気環境の状況

大気環境の状況を下記に整理する。

1) 大気環境監視測定局

大気汚染に関しては、「人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準」として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質、並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準が定められており、石川県、金沢市、七尾市が一般環境の大気汚染を監視する環境大気測定局を 24 局、交通量の多い道路沿道の大気汚染を監視する自動車排気ガス測定局を 4 局設け、大気汚染の状態を常時監視している。

石川県内における大気環境監視測定局を図 2-2-2 に示す。



図 2-2-2 石川県内における大気環境監視測定局

出典) 石川県の大気環境状況 (令和元年 6 月閲覧)

2) 大気環境の状況

①二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄濃度の経年変化を図 2-2-3 に示す。二酸化硫黄の年平均値は 0.000～0.003ppm の範囲にあり近年は横ばい傾向にある。また、環境基準を評価するための日平均値 2%除外値（1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値）については、0.001～0.021ppm の範囲にあり、全測定局で環境基準（0.04ppm）を達成している。

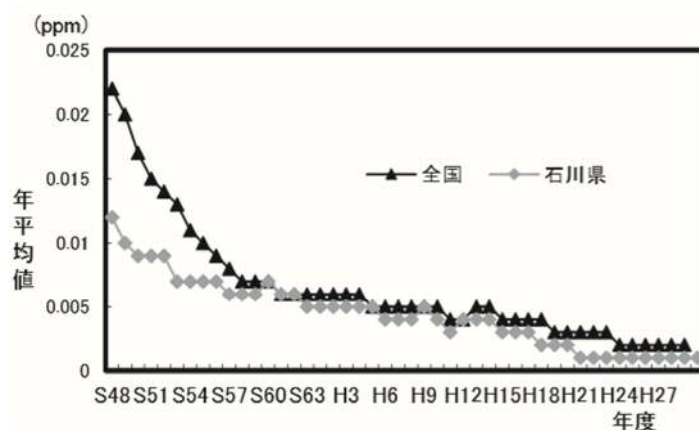


図 2-2-3 二酸化硫黄濃度の経年変化（一般環境：年平均値）
出典）石川県環境白書（平成 30 年 10 月 石川県）

②二酸化窒素 (NO₂)

a. 一般環境大気測定局における測定結果

二酸化窒素濃度の経年変化（一般環境大気測定局）を図 2-2-4 に示す。二酸化窒素の年平均値は 0.003～0.009ppm の範囲にあり、近年横ばいから減少傾向にある。また、環境基準を評価するための日平均値の年間 98%値（1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98%目にあたる値）は、0.006～0.021ppm の範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（0.04～0.06ppm の範囲内またはそれ以下）を達成していた。

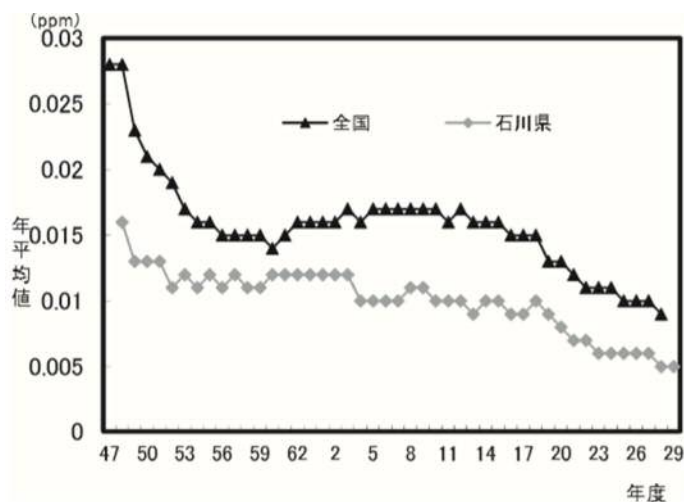


図 2-2-4 二酸化窒素濃度の経年変化（一般環境局、年平均値）
出典）石川県環境白書（平成 30 年 10 月 石川県）

b. 自動車排出ガス局における測定結果

二酸化窒素濃度の経年変化（自動車排出ガス局）を図 2-2-5 に示す。二酸化窒素の年平均値は 0.005～0.028ppm の範囲内にあり、近年は横ばいから減少傾向にある。また、環境基準を評価するための日平均値の年間 98%は 0.010～0.047ppm の範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（0.04～0.06ppm の範囲内またはそれ以下）を達成している。

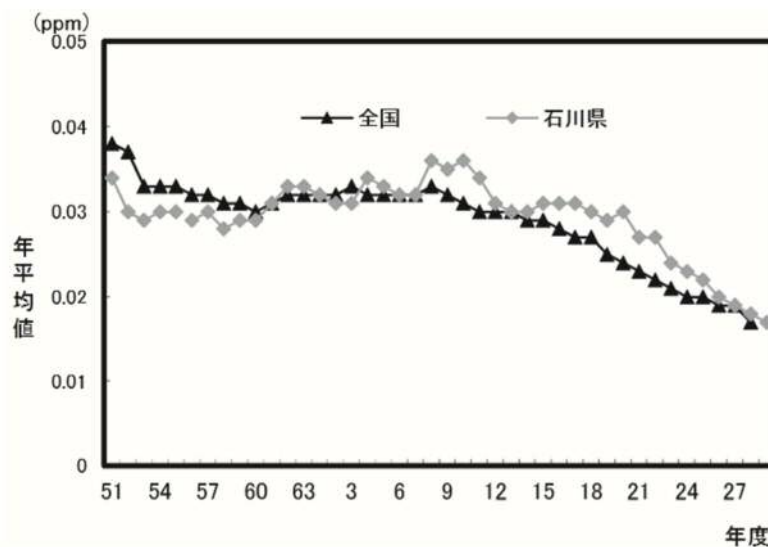


図 2-2-5 二酸化窒素濃度の経年変化（自動車排出ガス局：年平均値）

出典）石川県環境白書（平成 30 年 10 月 石川県）

③光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、昼間（午前 5 時～午後 8 時）の日最高 1 時間値の平均値は、0.047～0.056ppm の範囲にあり、近年は概ね横ばいの傾向である。また、昼間の 1 時間値の最高値は 0.103～0.121ppm の範囲にあり、全測定局で環境基準（0.06ppm）を超過していたが、これは本県に限らず、全国的な状況である。

④一酸化炭素濃度（CO）

a.一般環境大気測定局における測定結果

一酸化炭素濃度の経年変化（一般環境大気測定局）を図 2-2-6 に示す。一酸化炭素の年平均値は 0.1～0.2ppm の範囲にあり、近年は概ね横ばいの傾向にある。また、環境基準を評価するための日平均値の年間 2%除外値は、0.3～0.4ppm の範囲にあり、いずれも年間にわたる環境基準（10ppm）を達成している。

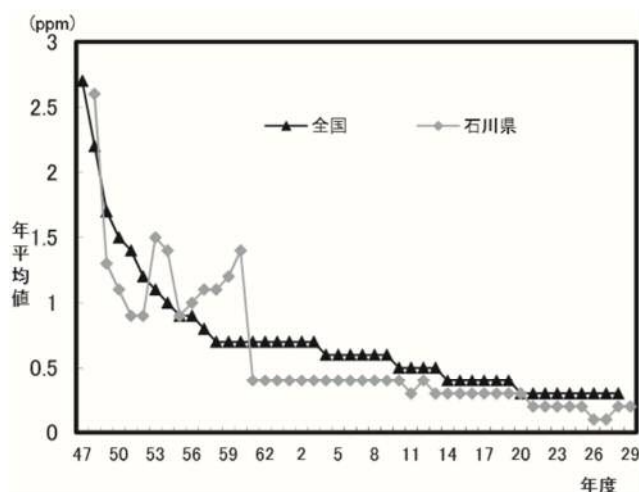


図 2-2-6 一酸化炭素濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

出典）石川県環境白書（平成 30 年 10 月 石川県）

b.自動車排出ガス局における測定結果

一酸化炭素濃度の経年変化（自動車排出ガス局）の経年変化を図 2-2-7 に示す。一酸化炭素年平均値は 0.2～0.7ppm の範囲にあり、近年横ばいから減少傾向にある。また、環境基準を評価するための日平均値の年間 2%除外値は、0.3～1.2ppm の範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（10ppm）を達成している。

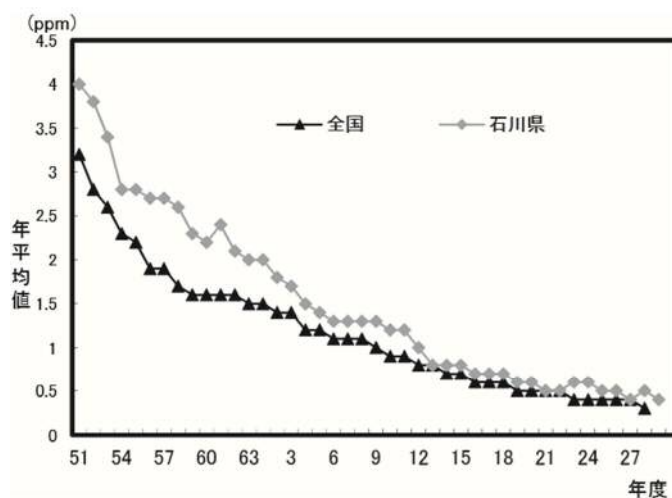


図 2-2-7 一酸化炭素濃度の経年変化（自動車排出ガス局：年平均値）

出典）石川県環境白書（平成 30 年 10 月 石川県）

⑤浮遊粒子状物質（SPM）

a. 一般環境大気測定局における測定結果

浮遊粒子状物質濃度の経年変化（一般環境大気測定局）を図 2-2-8 に示す。浮遊粒子状物質（大気中に浮遊する粒子のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）の年平均値は、 $0.011\sim0.017\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向にある。また、環境基準を評価するための日平均値の年間 2% 除外値は、 $0.029\sim0.055\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲にあり全測定局で年間にわたる環境基準（ $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ ）を達成している。

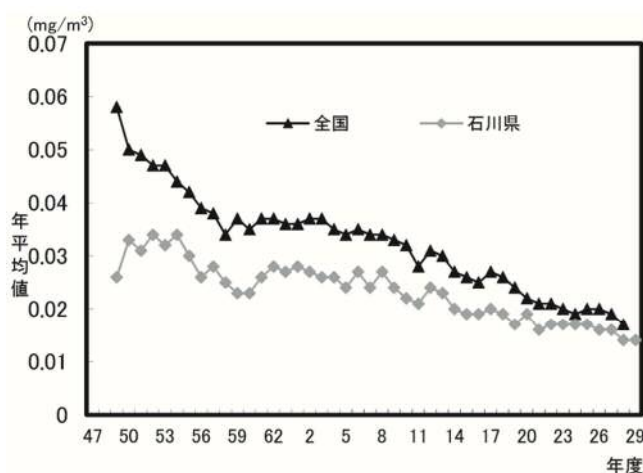


図 2-2-8 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

出典）石川県環境白書（平成 30 年 10 月 石川県）

b. 自動車排出ガス局における測定結果

浮遊粒子状物質濃度の経年変化（自動車排出ガス局）を図 2-2-9 に示す。浮遊粒子物質の年平均値は、 $0.012\sim0.019\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲にあり、近年は横ばいから減少方向にある。また、環境基準を評価するための日平均値の年間 2% 除外値は $0.028\sim0.046\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（ $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ ）を達成している。

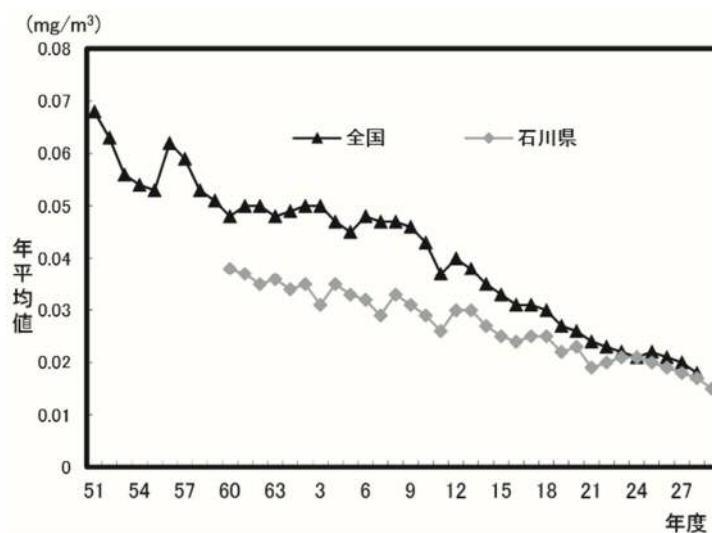


図 2-2-9 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（自動車排出ガス局：年平均値）

出典）石川県環境白書（平成 30 年 10 月 石川県）

⑥微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質濃度（大気中に浮遊する粒子のうち平均直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子）の経年変化を図 2-2-10 に示す。年平均値は $6.6\sim 10.4\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲にあり、経年的には横ばい、あるいは減少傾向となっている。また、環境基準を評価するための長期基準は全測定局で環境基準(1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$) 14 測定局すべてで環境基準を達成（長期基準と短期基準をともに達成）していた。

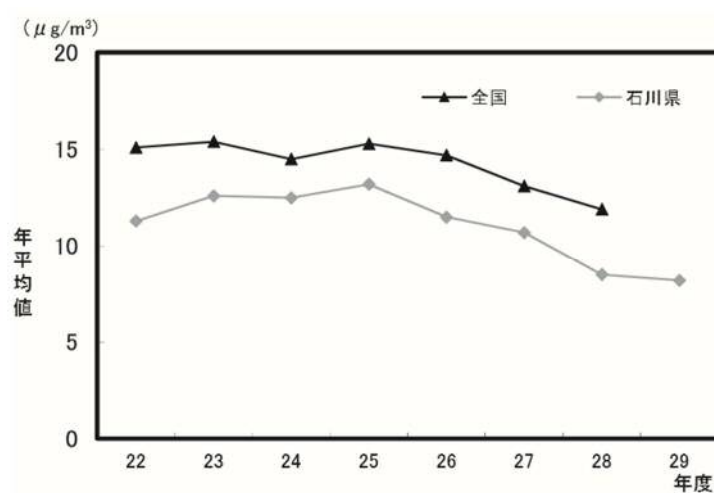


図 2-2-10 微小粒子状物質濃度の経年変化（一般環境：年平均値）

出典）石川県環境白書（平成 30 年 10 月 石川県）

3) 事業予定地周辺の大気環境の状況

事業予定地周辺における石川県が設置する一般環境測定局は、七尾測定局、大田測定局、田鶴浜測定局及び能登島測定局である。これらの測定局等の概要を表 2-2-3 に示す。

事業予定地周辺には、窯業工場における排ガスの影響を監視するため、七尾市が設置した石崎測定局もあるが、当該測定局における測定データは、窯業工場の影響を受けていると考えられるため、ごみ処理施設の影響を評価する本調査では対象外とした。

事業予定地付近における測定結果を表 2-2-4～表 2-2-11、図 2-2-11～図 2-2-18 に示す。

二酸化硫黄は、1 時間値の最高値が 0.018～0.032ppm、日平均値(2%除外値)が 0.002～0.003ppm であり、環境基準を達成している状況であった。

二酸化窒素は、1 時間値の最高値が 0.029～0.038ppm、日平均値(98%値)が 0.009～0.012ppm であり、環境基準を達成している状況であった。

一酸化窒素は、1 時間値の最高値が 0.047～0.078ppm、日平均値(98%値)が 0.004～0.007ppm であった。

窒素酸化物は、1 時間値の最高値が 0.061～0.105ppm、日平均値(98%値)が 0.013～0.018ppm であった。

光化学オキシダントは、1 時間値の最高値が 0.081～0.116ppm であり、環境基準を達成できていない状況であった。

浮遊粒子状物質は、1 時間値の最高値が 0.077～0.212mg/m³N、日平均値(2%除外値)が 0.032～0.063 mg/m³N であり、H26 年度の大田測定局における 1 時間値の最高値以外は環境基準を達成している状況であった。

微小粒子状物質は、1 時間値の最高値が 26.5～39.0 μg/m³N、日平均値(2%除外値)が 10.4～15.1 μg/m³N であり、H27 年度以降は環境基準を達成している状況であった。

ダイオキシン類は、年平均値が 0.0079～0.0170 pg-TEQ/m³N であり、環境基準を達成している状況であった。

表 2-2-3 事業予定地付近の測定局等の概要

測定局	所在地	測定項目						
		二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	ダイオキシン類
七尾	七尾市小島町二 33-4	○	○	○	—	○	○	○
大田	七尾市大田町赤崎	—	—	—	—	○	—	—
田鶴浜	七尾市田鶴浜町二 120	—	—	—	—	○	—	—
能登島	七尾市能登島向田町馬付谷内 38	—	—	—	—	○	—	—

出典) 環境大気調査報告書(平成 30 年 9 月 石川県)、ダイオキシン類環境調査報告書(平成 30 年 9 月 石川県)

表 2-2-4 二酸化硫黄の経年変化 (ppm)

測定局	データ	H25	H26	H27	H28	H29	平均	環境基準
七尾	1 時間値の 最高値	0.024	0.029	0.032	0.023	0.018	0.025	0.1 以下
	日平均 2%除外値	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.04 以下

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

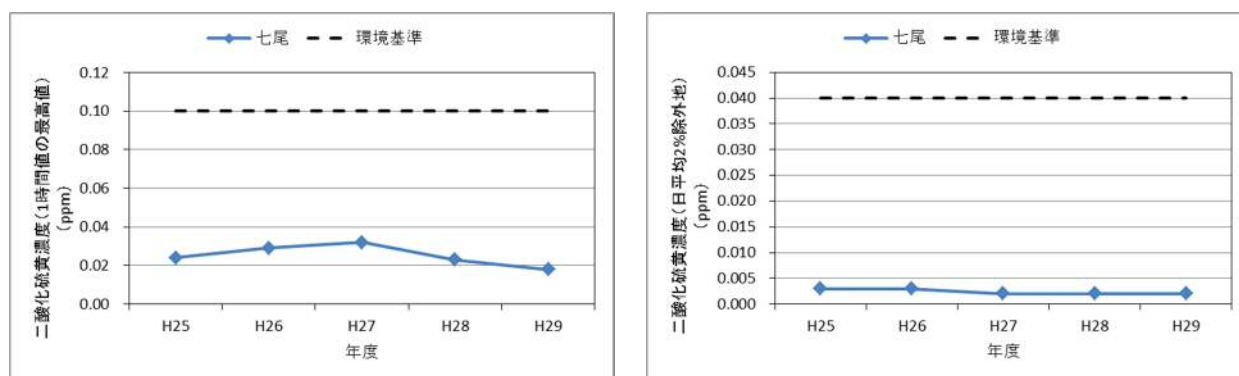


図 2-2-11 二酸化硫黄の経年変化 (左図：1 時間値の最高値、右図：日平均 2%除外値)

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

表 2-2-5 二酸化窒素の経年変化 (ppm)

測定局	データ	H25	H26	H27	H28	H29	平均	環境基準
七尾	1 時間値の 最高値	0.038	0.035	0.029	0.032	0.029	0.033	—
	日平均 98%値	0.012	0.011	0.009	0.010	0.009	0.010	0.04 以下

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

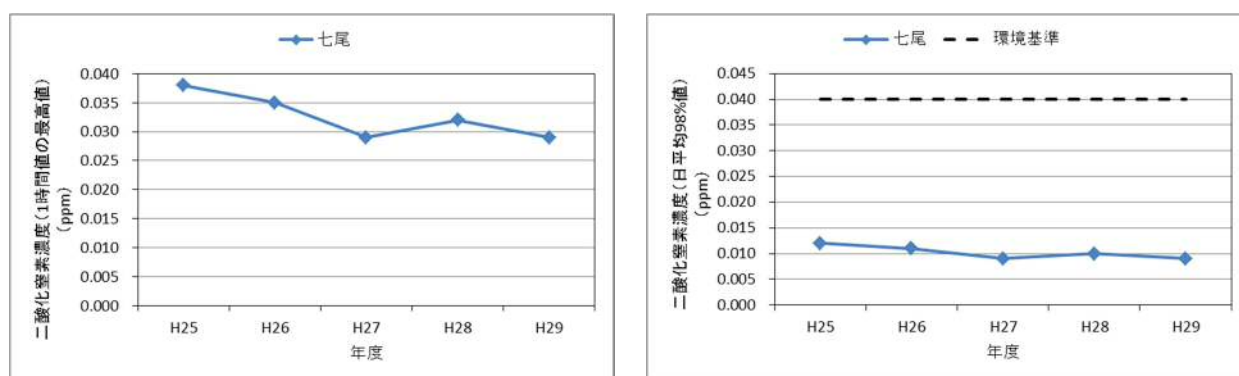


図 2-2-12 二酸化窒素の経年変化 (左図：1 時間値の最高値、右図：日平均 98%値)

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

表 2-2-6 一酸化窒素の経年変化 (ppm)

測定局	データ	H25	H26	H27	H28	H29	平均	環境基準
七尾	1 時間値の 最高値	0.078	0.061	0.065	0.047	0.047	0.060	—
	日平均 98%値	0.006	0.007	0.005	0.005	0.004	0.005	—

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

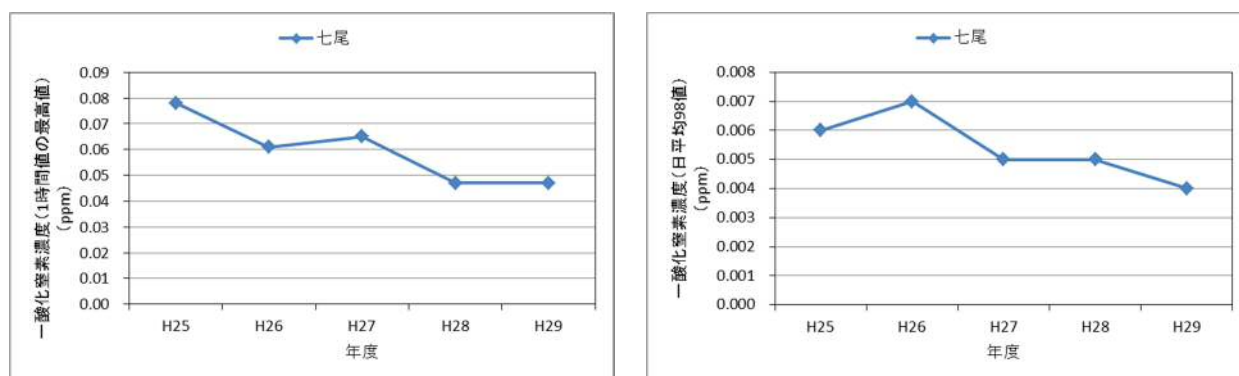


図 2-2-13 一酸化窒素の経年変化 (左図: 1 時間値の最高値、右図: 日平均 98%値)

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

表 2-2-7 窒素酸化物の経年変化 (ppm)

測定局	データ	H25	H26	H27	H28	H29	平均	環境基準
七尾	1 時間値の 最高値	0.105	0.092	0.082	0.074	0.061	0.083	—
	日平均 98%値	0.018	0.017	0.014	0.015	0.013	0.015	—

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

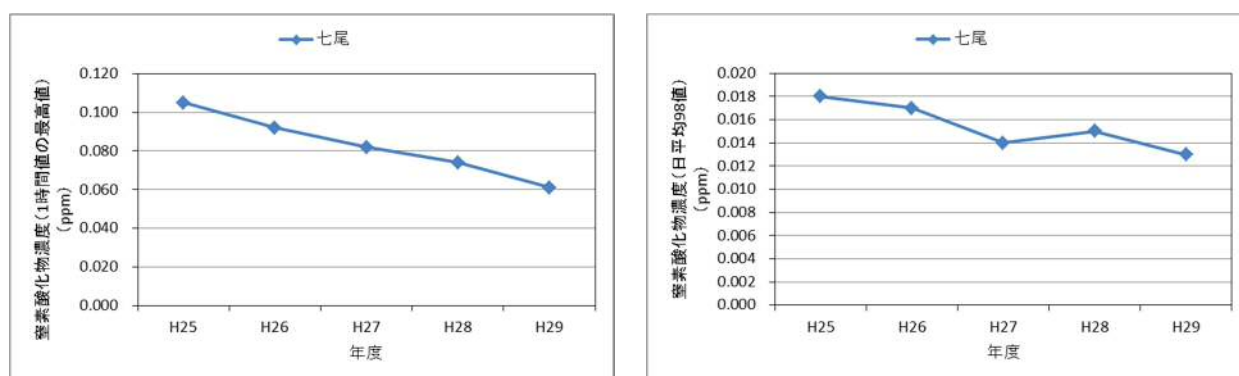


図 2-2-14 窒素酸化物の経年変化 (左図: 1 時間値の最高値、右図: 日平均 98%値)

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

表 2-2-8 光化学オキシダントの経年変化 (ppm)

測定局	データ	H25	H26	H27	H28	H29	平均	環境基準
七尾	昼間の 1 時間値の 最高値	0.101	0.096	0.116	0.081	0.116	0.102	0.06

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

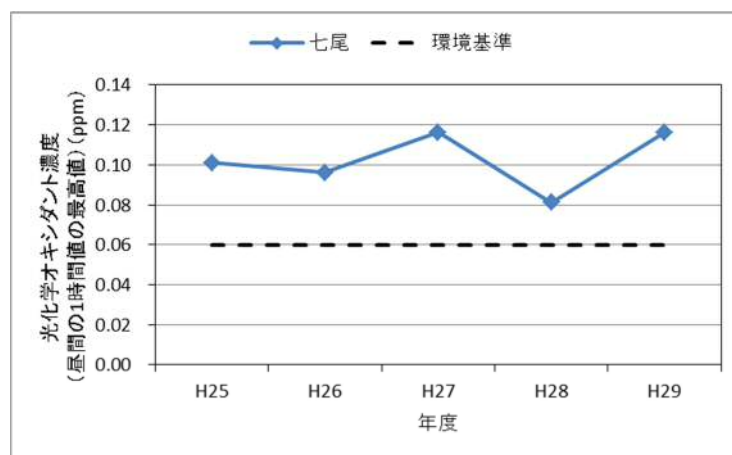


図 2-2-15 光化学オキシダントの経年変化

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

表 2-2-9 浮遊粒子状物質の経年変化 (mg/m³N)

測定局	データ	H25	H26	H27	H28	H29	平均	環境基準
七尾	1 時間値の 最高値	0.107	0.143	0.101	0.109	0.077	0.107	0.2
	日平均 2%除外値	0.058	0.045	0.048	0.034	0.032	0.043	0.1
大田	1 時間値の 最高値	0.191	0.212	0.166	0.175	0.170	0.183	0.2
	日平均 2%除外値	0.063	0.051	0.051	0.039	0.042	0.049	0.1
田鶴浜	1 時間値の 最高値	0.113	0.096	0.126	0.112	0.167	0.123	0.2
	日平均 2%除外値	0.063	0.043	0.049	0.033	0.037	0.045	0.1
能登島	1 時間値の 最高値	0.107	0.101	0.097	0.093	0.084	0.096	0.2
	日平均 2%除外値	0.063	0.047	0.047	0.028	0.029	0.043	0.1

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

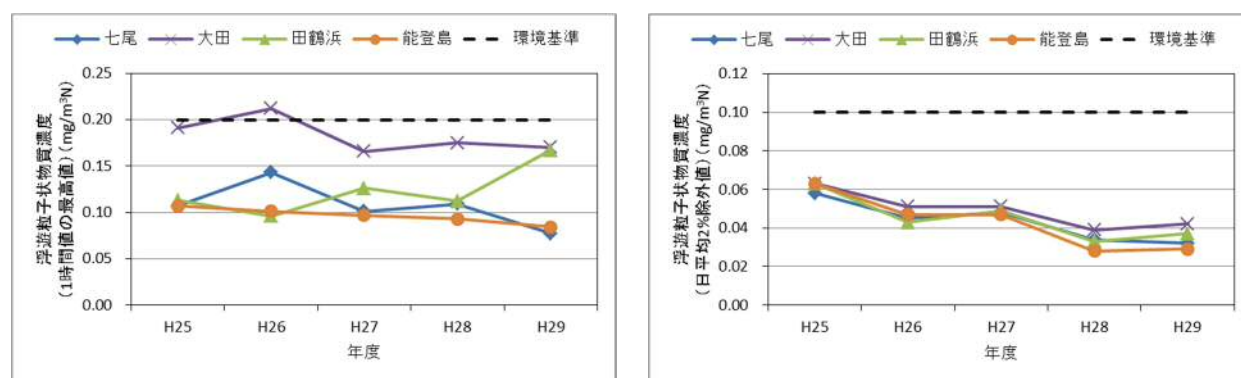


図 2-2-16 浮遊粒子状物質の経年変化 (左図 : 1 時間値の最高値、右図 : 日平均 2%除外値)

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

表 2-2-10 微小粒子状物質の経年変化 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)

測定局	データ	H25	H26	H27	H28	H29	平均	環境基準
七尾	日平均 98%値	38.4	39.0	33.8	26.5	30.3	33.6	35.0
	年平均値	15.1	13.4	12.5	11.0	10.4	12.5	15.0

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

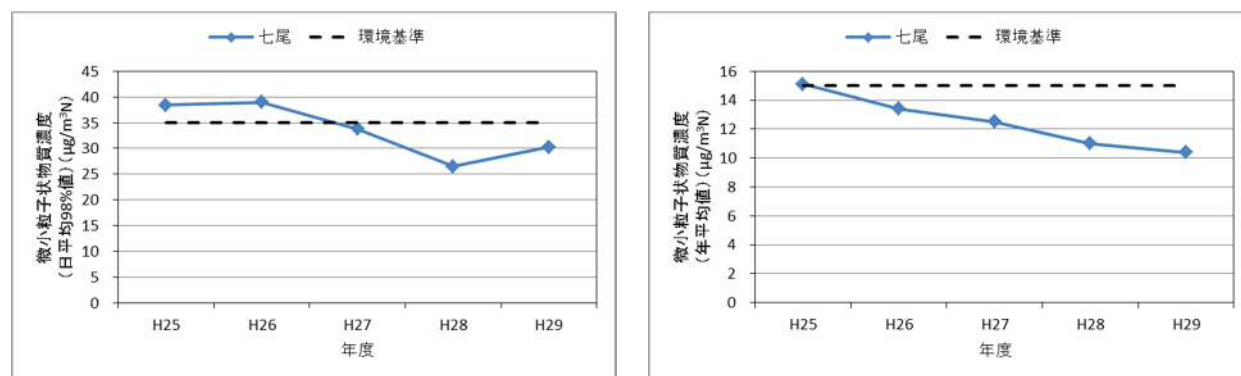


図 2-2-17 微小粒子状物質の経年変化 (左図：日平均 98%値、右図：年平均値)

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

表 2-2-11 ダイオキシン類の経年変化 (pg-TEQ/m³N)

測定局	データ	H25	H26	H27	H28	H29	平均	環境基準
七尾	年平均値	0.0079	0.0096	0.0170	0.0170	0.0120	0.0127	0.6

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

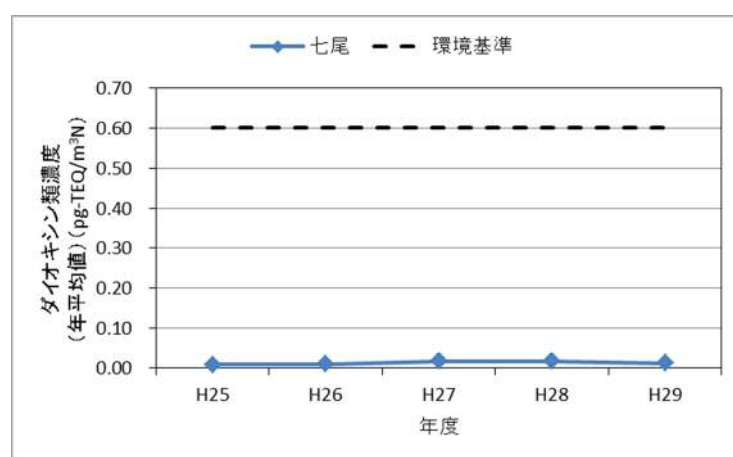


図 2-2-18 ダイオキシン類の経年変化

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

4) 発生源の状況

「大気汚染防止法」では、規制の対象となる「ばい煙発生施設」、「一般粉じん発生施設」、「特定粉じん発生施設」を設置する者に対して、その施設の届出を義務づけている。

石川県におけるばい煙発生施設数は、平成 29 年度末で 2,608 施設となっており、施設の種類の順となっている。ばい煙発生施設数の年度推移を表 2-2-12 に示す。

表 2-2-12 ばい煙発生施設数の年度推移

施設種類	年度					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ボイラー	2,070	2,072	2,018	1,985	1,974	1,959
溶解炉	29	30	30	30	30	29
加熱炉	38	40	41	44	44	43
焼成炉	20	19	20	20	20	21
乾燥炉	55	57	62	59	59	61
廃棄物焼却炉	52	52	53	53	53	52
ガスタービン	94	100	101	102	102	104
ディーゼル機関	306	316	330	337	321	334
その他	5	5	5	3	3	5
合計	2,669	2,691	2,660	2,633	2,606	2,608

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

石川県では、一般粉じん発生施設数は、平成 29 年度末 666 施設であり、施設の種類の順となっている。粉じん発生施設数の年度別推移を表 2-2-13 に示す。

表 2-2-13 粉じん発生施設数の年度別推移

施設種類	年度					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般粉じん発生施設	707	692	691	693	670	666
堆積場	132	132	131	133	134	131
ベルトコンベア	345	332	332	332	316	316
破碎機、摩砕器	144	143	143	143	137	137
ふるい	86	85	85	85	83	82
特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0

出典) 環境大気調査報告書 (各年 9 月 石川県)

(3) 水象の状況

水象の状況を下記に整理する。

1) 概況

七尾市は、海に面している地域が多く、広く能登半島国定公園に指定され、水産資源に富み、自ら多大な恩恵を受けている。しかし高度成長期からは、工場・事業所の産業活動に伴う排水や、家庭からの生活排水により、川や海の水質汚濁が進行し、特に市街部の排水が流れ込む御祓川や、御祓川から繋がる七尾湾南湾の汚濁が深刻となっている。七尾南湾は、平成 7 年に水質汚濁防止法に基づく「生活排水重点地域」に指定され、平成 8 年に「七尾南湾流域生活排水対策推進計画」が策定され、対策が進められている。当時の調査では、七尾南湾における汚濁の約 6 割が家庭からの生活排水によるものであった。水質改善には家庭からの生活排水への対策が重要となっている（「七尾市の環境の現況」（平成 31 年 3 月 七尾市）より抜粋）。

2) 水質の現況

七尾市の水域における対象類型を表 2-2-14 に示す。御祓川は、石川県と富山県の境をなす石動山脈に源を発し、途中、県道七尾・羽咋線に沿って流れる鷹合川と合流した後、西藤橋町で放水路を分派し、七尾の中心市街地を貫流して七尾湾に注ぐ二級河川である（流域面積約 23km²、幹川流路延長約 7km）。

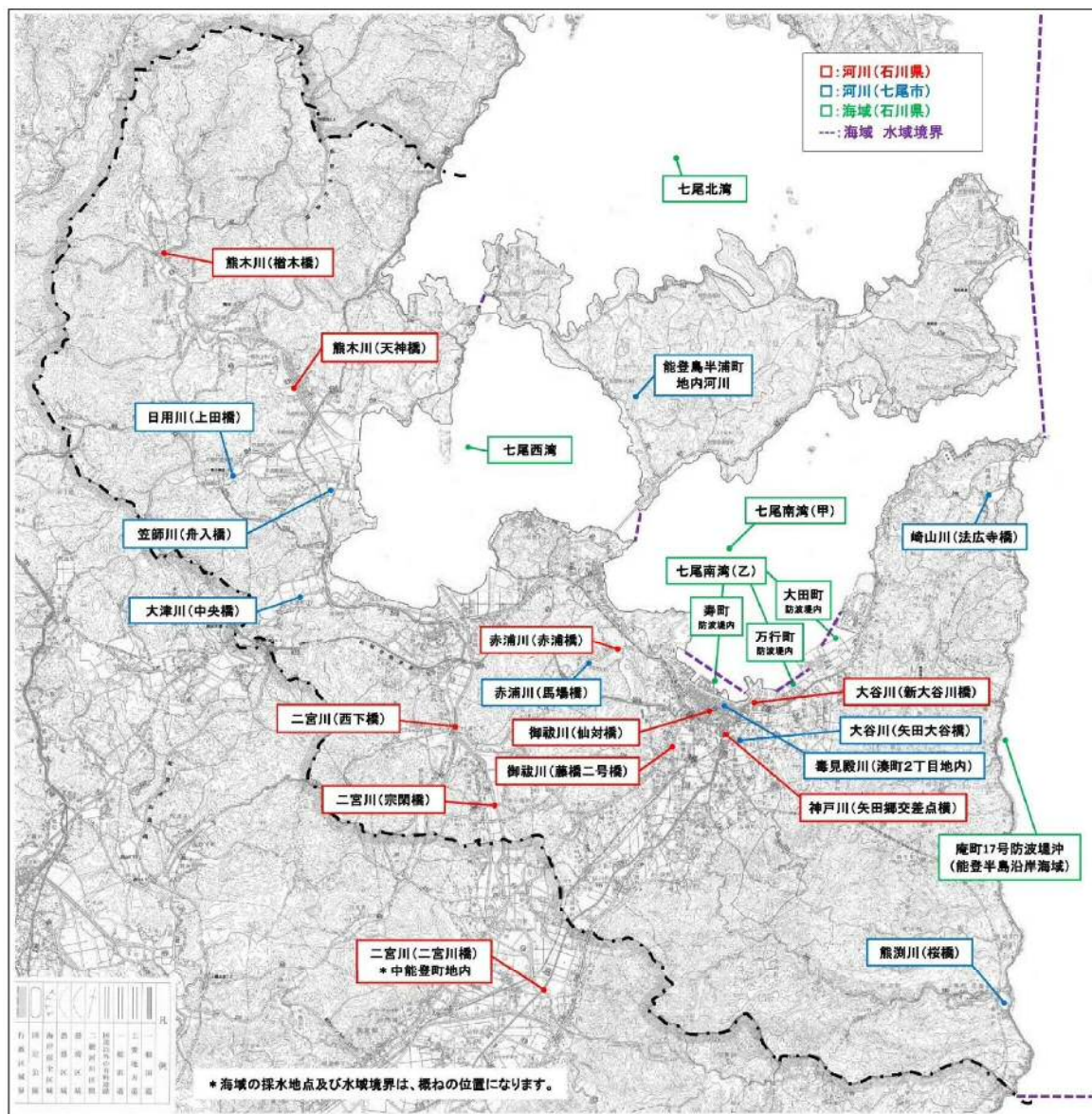
七尾湾は湾口幅 11.58km、面積 182.92km²となっている。なお、七尾南湾は生活排水による汚濁が著しいため、水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されている。

表 2-2-14 七尾市の水域における対象類型

項目区分		水域区分	水域名	環境基準地点 (基準適合性判定地点)	類型	達成 期間	指定 年度
人の健康の保護 に関する項目			全公共水域 (全国共通)	—	—	イ	—
生活環境の保全に関する項目	pH BOD COD SS 大腸菌 群数	河川	御祓川上流	藤橋二号橋	B	ロ	S48
			御祓川下流	仙対橋	C	ハ	S48
		海域	七尾北湾	水域内の 1 点	A	イ	S49
			七尾西湾	水域内の 1 点	A	イ	S49
			七尾南湾甲	水域内の 1 点	A	イ	S49
			七尾南湾乙	水域内の 3 点 ・ 寿町防波堤沖 ・ 万行防波堤沖 ・ 大田防波堤沖	B	イ	S49
			能登半島 沿岸海域	水域内の 14 点 (このうち七尾市内にある のは「七尾市庵町 17 号防波 堤沖」の 1 点のみ)	A	イ	S52
	全窒素 全リン	海域	七尾南湾甲	水域内の 1 点	Ⅱ	イ	H7
			七尾南湾乙	水域内の 3 点の平均 ・ 寿町防波堤沖 ・ 万行防波堤沖 ・ 大田防波堤沖	Ⅲ	イ	H7
備考 ※達成期間について 「イ」直ちに達成 「ロ」5 年以内で可及的にすみやかに達成 「ハ」5 年を超える期間で可及的にすみやかに達成							

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

石川県では、環境基準が指定されている河川、海域のほか、主要な河川において水質測定が実施されている。また、七尾市では、石川県が測定を行っている河川以外の主要な河川等において水質測定を行っている。その測定地点を図 2-2-19 に示す。



海域における環境基準指定水域の水質状況を表 2-2-15～表 2-2-16、図 2-2-20～図 2-2-24 に示す。

表 2-2-15 COD 濃度測定結果及び環境基準達成状況 (mg/L)

水域名	測定地点	類型	環境基準値 mg/L	H25		H26		H27		H28		H29	
				75% 値	判定	75% 値	判定	75% 値	判定	75% 値	判定	75% 値	判定
七尾北湾	北湾中央部	A	2.0	2.0	○	1.8	○	1.5	○	1.5	○	1.5	○
七尾西湾	西湾中央部	A	2.0	3.0	×	2.0	○	2.1	×	2.3	×	1.8	○
七尾南湾甲	南湾甲中央部	A	2.0	2.6	×	2.1	×	1.8	○	1.7	○	1.8	○
七尾南湾乙	寿町防波堤内	B	3.0	3.2	×	3.3	×	4.1	×	3.0	○	2.2	○
	万行防波堤内			2.9		2.4		3.0		2.4		2.1	
	大田防波堤内			3.6		2.1		2.6		2.3		1.7	
能登半島沿岸海域 ※	庵町 17 号防波堤	A	2.0	1.2	○	1.7	○	1.1	○	1.4	×	1.5	×

※能登半島沿岸海域は、庵町 17 号防波堤沖のほかに他市町に 13 か所の測定地点があり、全地点の測定値が環境基準値を下回ったときに環境基準の達成となります。表中の値は、75%値は同地点における値を、判定は水域全体でのものを記載しています。

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

表 2-2-16 全窒素、全リン濃度測定結果及び環境基準達成状況 (mg/L)

水域名	測定地点	類型	項目	環境基準値 mg/L	H25		H26		H27		H28		H29	
					年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定
七尾南湾甲	南湾甲中央部	Ⅱ	全窒素	0.3	0.19	○	0.16	○	0.17	○	0.14	○	0.11	○
			全リン	0.03	0.016	○	0.020	○	0.016	○	0.016	○	0.023	○
七尾南湾乙	※	Ⅲ	全窒素	0.6	0.37	○	0.28	○	0.32	○	0.26	○	0.15	○
			全リン	0.05	0.051	×	0.043	○	0.053	×	0.054	×	0.043	○

※七尾南湾乙は、3 基準地点(寿町防波堤内、万行防波堤内、大田防波堤内)の年平均値の平均です。

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)



図 2-2-20 七尾南湾甲 COD 濃度経年変化

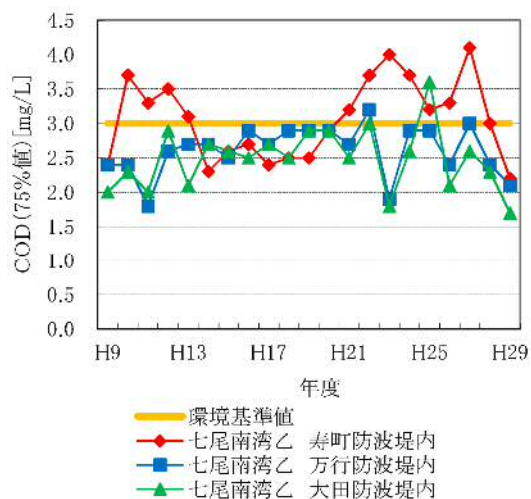


図 2-2-21 七尾南湾乙 COD 濃度経年変化

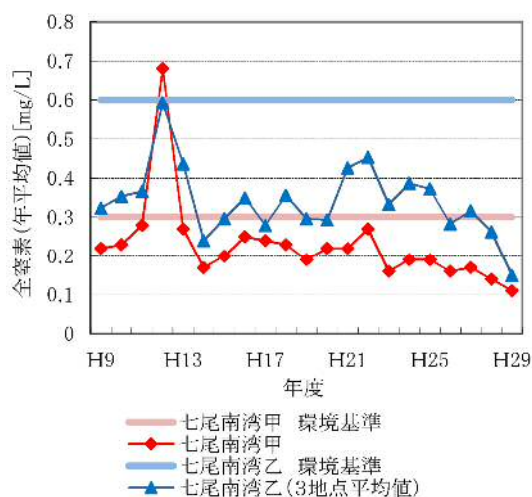


図 2-2-22 七尾南湾 全窒素経年変化

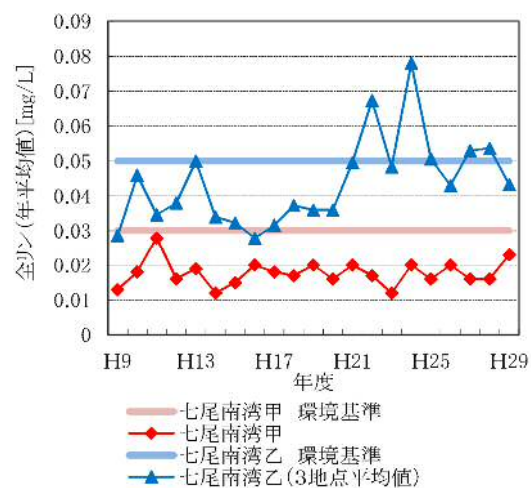


図 2-2-23 七尾南湾 全リン濃度経年変化

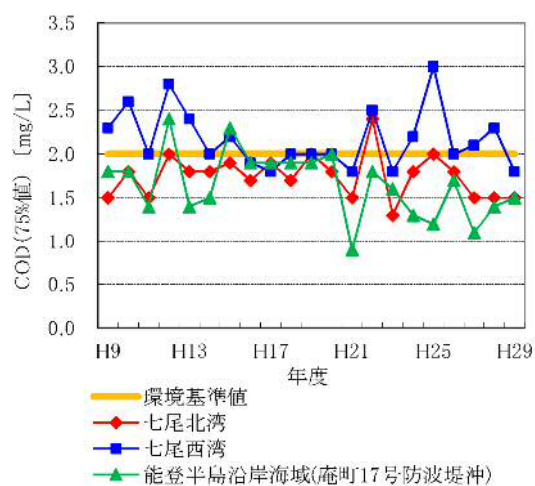


図 2-2-24 七尾北湾、西湾、能登半島沿岸海域
COD 濃度経年変化

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

河川における環境基準指定水域の水質状況を表 2-2-17～表 2-2-18、図 2-2-25～図 2-2-35 に示す。

表 2-2-17 御祓川における BOD 濃度測定結果及び環境基準達成状況 (mg/L)

水域名	測定地点	類型	環境 基準値 mg/L	H25		H26		H27		H28		H29	
				75% 値	判定	75% 値	判定	75% 値	判定	75% 値	判定	75% 値	判定
御祓川上流	藤橋二号橋	B	3.0	3.1	×	3.1	×	4.2	×	3.0	○	3.5	×
御祓川下流	仙対橋	C	5.0	3.7	○	2.7	○	3.4	○	2.9	○	2.9	○

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

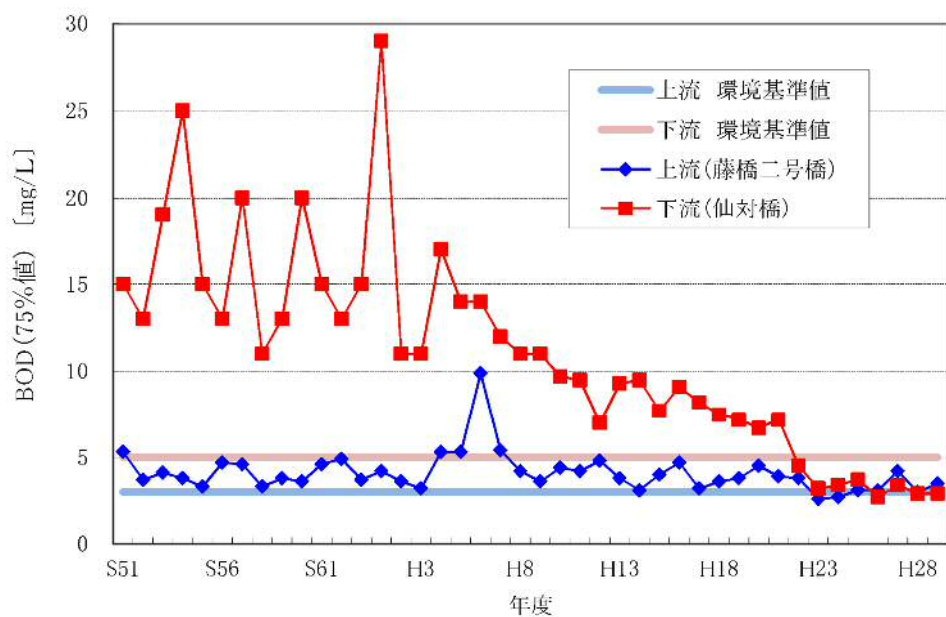


図 2-2-25 御祓川 BOD 濃度経年変化

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

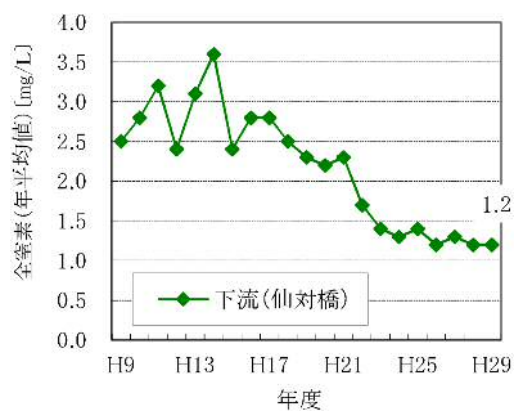


図 2-2-26 御祓川 全窒素濃度経年変化

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

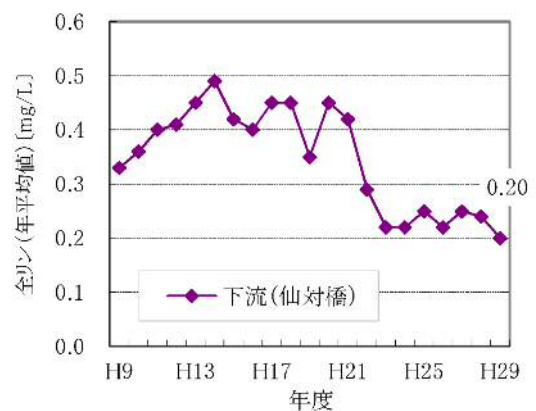


図 2-2-27 御祓川 全リン濃度経年変化

表 2-2-18 主要河川における BOD 濃度（年平均値）測定結果（mg/L）

河川名	測定地点名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	測定者
大谷川	新大谷川橋	4.2	2.2	3.2	2.9	2.7	2.3	3.0	2.0	2.4	石川県
	矢田大谷橋	1.0	1.5	2.2	2.6	2.4	2.3	1.8	1.6	1.4	七尾市
赤浦川	赤浦橋	4.8	2.2	4.8	4.4	5.0	5.1	5.6	7.7	5.0	石川県
	馬場橋	1.5	2.7	2.5	9.1	3.3	2.5	4.0	2.7	4.9	七尾市
二宮川	二宮川橋 (中能登町)	0.5	<0.5	0.6	0.8	0.7	0.9	0.8	0.6	0.8	石川県
	宗閑橋	1.5	1.9	1.8	1.7	1.9	1.3	1.0	1.2	1.2	
	西下橋	1.0	2.2	1.5	1.7	1.6	1.4	1.3	1.9	1.4	
熊木川	楢木橋	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.5	
	天神橋	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.6	0.8	1.0	0.6	
神戸川	矢田郷交差点横	8.8	5.7	8.2	7.7	9.9	8.9	8.8	8.1	14.	七尾市
毒見殿川	湊町2丁目地内	-	-	-	-	7.9	11.2	9.8	33.5	24.9	
熊渕川	桜川橋	0.6	0.6	1.4	1.4	1.5	1.4	1.1	1.2	1.0	
崎山川	法広寺橋	0.6	1.1	1.5	2.2	1.8	1.7	1.6	3.8	1.3	
大津川	中央橋	0.8	0.8	1.4	2.1	1.6	2.4	1.9	1.8	1.8	
笠師川	舟入橋	0.8	0.5	1.2	2.5	1.6	2.0	2.3	1.9	1.6	
日用川	上田橋	0.8	0.5	1.0	1.4	1.3	1.8	1.1	1.2	1.4	
能登島半浦 地内河川	能登島広域 農道脇	0.5	0.6	1.4	0.9	1.4	1.4	0.9	1.1	0.7	

※毒見殿川の測定地点では河川水量が少ないために、生活排水等の流入のタイミングにより、水質が大きく変動しているものと予想される。

出典）七尾市の環境の現況（平成 31 年 3 月 七尾市）

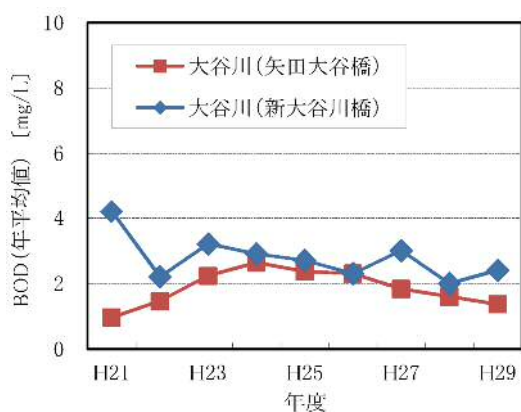


図 2-2-28 大谷川 BOD 濃度経年変化

出典）七尾市の環境の現況（平成 31 年 3 月 七尾市）

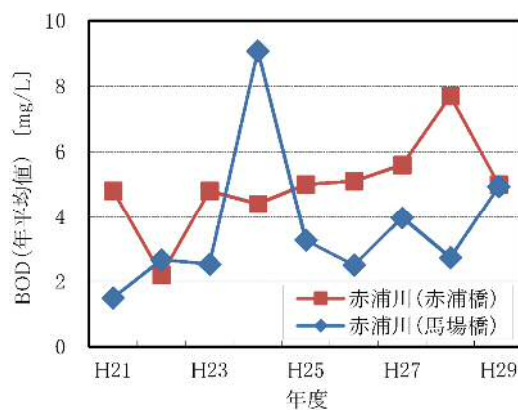


図 2-2-29 赤浦川 BOD 濃度経年変化

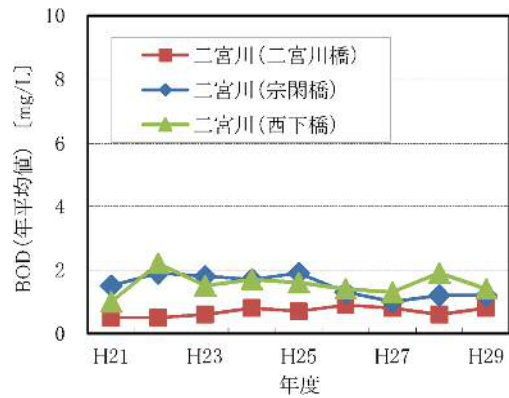


図 2-2-30 二宮川 BOD 濃度経年変化

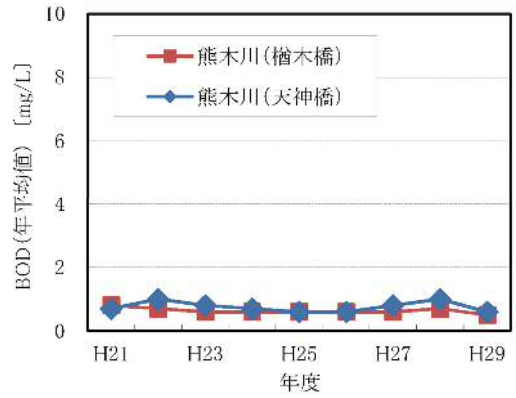


図 2-2-31 熊木川 BOD 濃度経年変化

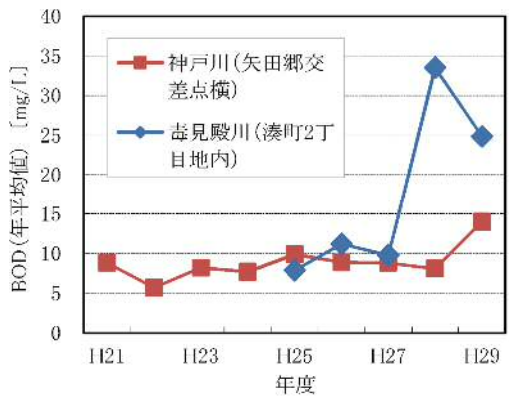


図 2-2-32 神戸川、毒見殿川
BOD 濃度経年変化

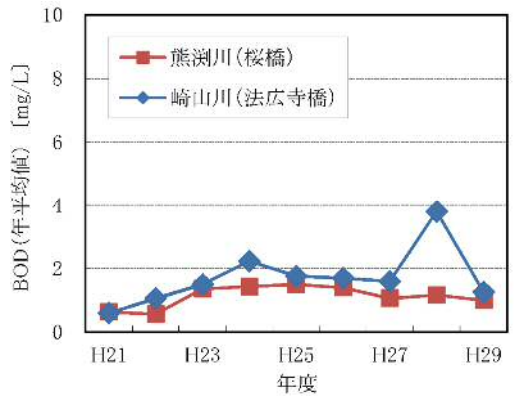


図 2-2-33 熊淵川、崎山川
BOD 濃度経年変化

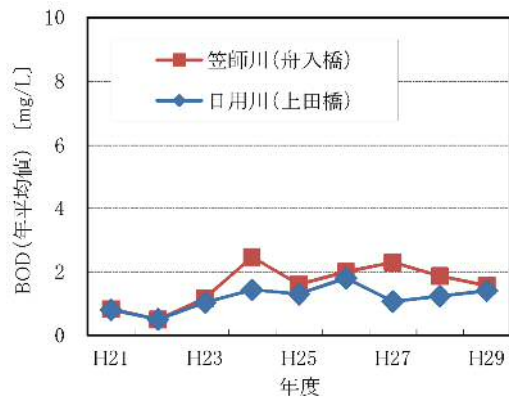


図 2-2-34 笠師川、日用川
BOD 濃度経年変化

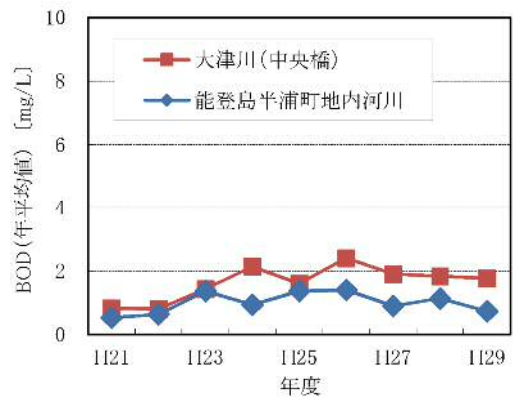


図 2-2-35 大津川、能登島半浦町地内河川
BOD 濃度経年変化

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

(4) 地象の状況

地象の状況を下記に整理する。

1) 一般的地形の状況

七尾市の中心部には七尾西湾、七尾南湾が広がり、北には能登島が浮かび、東には富山湾に面している。七尾南湾に臨む七尾港周辺に市街地が展開し、東西は山地に挟まれ、南は平野が広がっている（「平成 29 年度版七尾市環境の現況」より抜粋）。

2) 特異的地形・地質

七尾市街地を中心とする地域は、最上部が最大厚さ 20cm 程度の柔らかい粘土層で、その下部は砂礫層、シルト層、砂層、安山岩層となっており、多くが砂礫層から地下水を採取している。砂礫層から地下水を採取すると、上部の粘土層からより水を通しやすい砂礫層に水が絞り出され、粘土層が脱水圧密されて収縮することで、地盤沈下が生じる（「平成 29 年度版七尾市環境の現況」より抜粋）。図 2-2-36 に七尾市中心部の地層構造を示す。



図 2-2-36 七尾市中心部の地層構造

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

3) 地滑り等の災害履歴

表 2-2-19 に七尾市における地すべり等の災害履歴（直近 10 年間）を整理する。

表 2-2-19 七尾市における地すべり等の災害履歴（直近 10 年間）

発生年月日	災害	地域	発生時の異常気象等
2009/01/25	がけ崩れ	七尾市 鵜浦町	
2010/07/09	がけ崩れ	七尾市 仏前	
2013/04/13	がけ崩れ	七尾市 七原町	
2013/04/13	がけ崩れ	七尾市	降雨
2013/06/19	地すべり	七尾市 松尾	梅雨前線豪雨
2013/06/19	がけ崩れ	七尾市 能登島須曽町、 七尾市 上沢野	梅雨前線豪雨
2013/06/20	がけ崩れ	七尾市	梅雨前線豪雨
2013/07/24	がけ崩れ	七尾市	降雨
2014/08/17	がけ崩れ	七尾市 ケ部	豪雨
2014/08/17	がけ崩れ	七尾市	豪雨

出典）石川県土砂災害情報システム SABO アイ（令和元年 6 月閲覧）

4) 事業予定地周辺の土砂災害警戒区域の指定状況

図 2-2-37 に事業予定地周辺の土砂災害警戒区域の指定状況を示す。

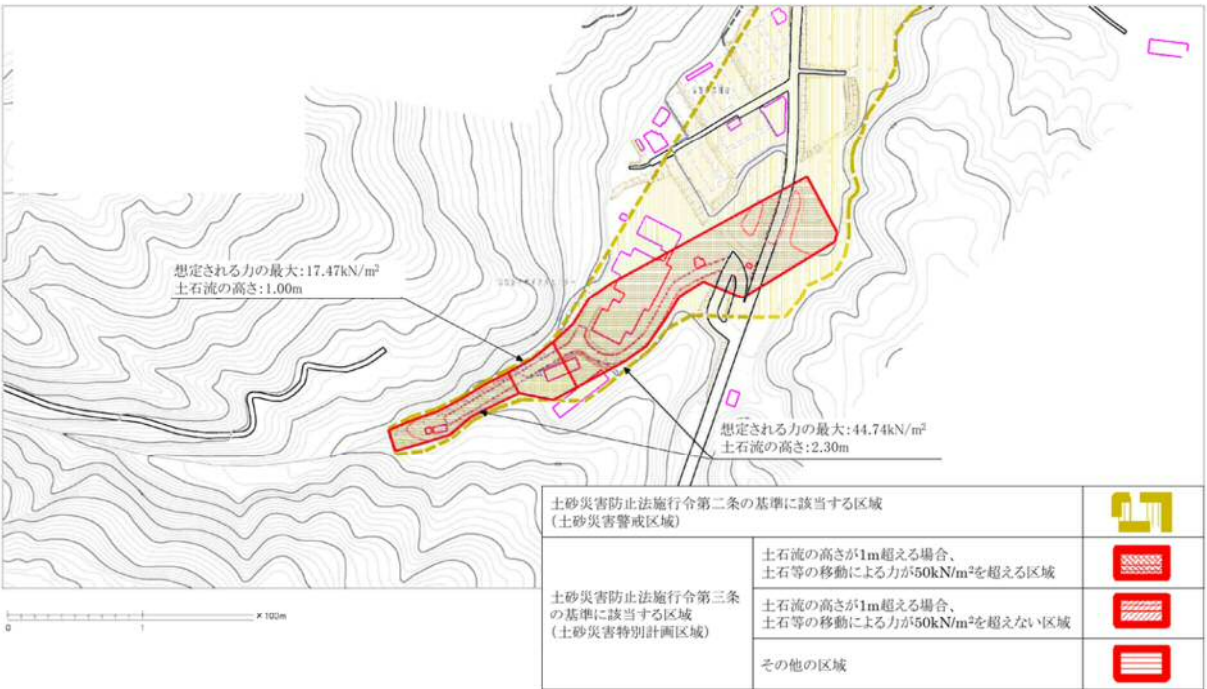


図 2-2-37 土砂災害警戒区域等の指定状況

出典）土砂災害警戒区域の指定の公示に係る図書（その 2）平成 20 年 3 月 21 日（一部加筆修正）
石川県土砂災害情報システム SABO アイ（令和元年 6 月閲覧）

(5) 動物・植物

動物・植物の状況を下記に整理する。

1) 野生動植物の保護・保全

七尾市では、野生動植物の生息用に関する情報をまとめ、保全・保護すべき種を選定し、七尾市版レッドデータの作成を目指している。これをもとに絶滅の危機にある種を含めて、市民や事業者へ情報を提供し、種や生態系の保存を行う予定である。表 2-2-20 に七尾市内に生息していると思われる重要種を整理する。

レッドデータに指定されている種で、ほかの地域に比べて七尾市に多く生息や繁殖が確認されているのが「ホクリクサンショウウオ」である。清らかな水質環境を好むサンショウウオの仲間は良好な里山の象徴的な生物であり、七尾市にはその他にもヒダサンショウウオ、クロサンショウウオも多く生息と繁殖が確認されている。

表 2-2-20 基礎資料に記録された重要種の数

項目	市内に生息していると思われる 重要種の数※1	市内で確認された 種の数
哺乳類	1	0
鳥類	92	59
爬虫類	3	2
両生類	5	5
魚類	16	9
昆虫類	68	8
浅海域の生物	18	0
その他の生物※2	20	5
植物	298	169
合計	521	257

※1 いしかわレッドデータブック等の資料を基に、七尾市内でかつて生息が記載されていた環境省レッドリスト種、石川県希少種、石川県レッドデータブック種、種の保存法指定種、天然記念物をまとめた

※2 その他の動物は無脊椎動物、甲殻類、サンゴ類、貝類等を指す。

出典) 七尾市の環境の現況(平成 31 年 3 月 七尾市)

2) 鳥獣保護区

七尾市内には、鳥獣保護区特別保護区や国指定鳥獣保護区はないが、県指定鳥獣保護区が4箇所指定されている。その概要を表2-2-21、図2-2-38に整理する。

表 2-2-21 鳥獣保護区域

No.	区名	所在地	指定目的の区分	指定期間	面積 〔ha〕
①	和倉	和倉町地内	森林鳥獣生息地	H25.11.1～H45.10.31	550
②	小丸山	馬出町地内		H25.11.1～H45.10.31	45
③	鹿渡島	鶴浦町地内		H21.11.1～H41.10.31	15
④	七尾西湾	田鶴浜町地内	集団飛来地	H20.11.1～H40.10.31	200

出典) 七尾市の環境の現況 (平成31年3月 七尾市)

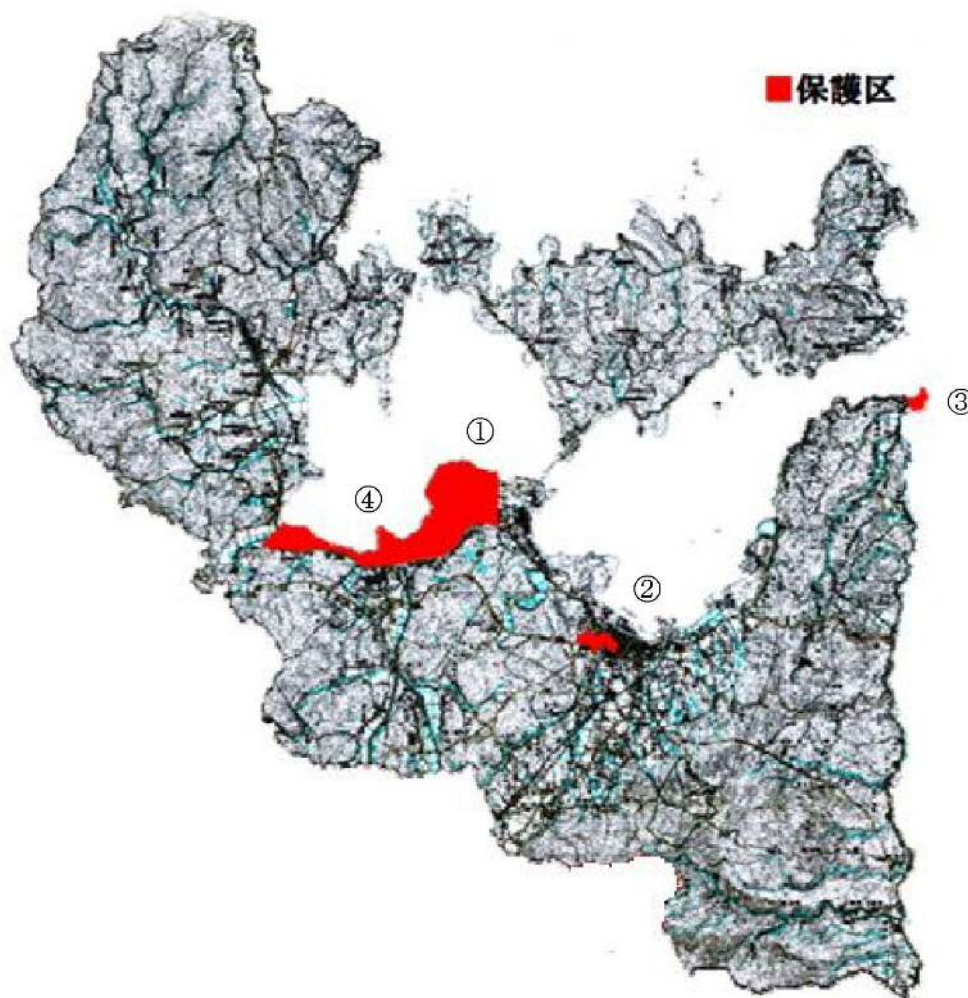


図 2-2-38 鳥獣保護区域図

出典) 七尾市の環境の現況 (平成31年3月 七尾市)

3) 七尾市の希少な野生動植物

七尾市では、七尾市野生動植物生息等調査委員会が中心となり、平成 30 年 2 月に七尾市内の珍しい野生動植物たちを紹介する「七尾市希少野生動植物啓発リーフレット」を作成している。リーフレットに掲載されている動植物は、表 2-2-22 の通りである。

表 2-2-22 七尾市の希少な野生動植物

区分	動植物
植物	イワダイゲキ、サンインギク、サクラバハシノキ、ミヤマノコギリシダ
鳥類	ミサゴ、ウミウ、コウノトリ、シロカモメ
昆虫	オオゴキブリ、ヒナカマキリ、ミズスマシ、オオキンカメムシ
水生生物	ノトウミヒルモ、ホソエガサ、メダカ、イトヨ

出典) 七尾市希少野生動植物啓発リーフレット (平成 30 年 2 月 七尾市)

4) 七尾市の天然記念物

七尾市内の天然記念物の種類、所在地、指定年月日を次の表 2-2-23 に示す

表 2-2-23 天然記念物

No	名称	所在地	指定年月日	指定機関
1	飯川のヒヨドリザクラ	飯川町2部48番地甲	S47. 8. 23	石川県
2	井影山神社のイチヨウ	庵町ケ部 6 番地	H2. 9. 26	
3	岩屋化石層	小島町西部4～8番地地内	H2. 9. 26	
4	唐島神社社叢タブ林	中島町塩津イ部64番地	H14. 8. 27	七尾市
5	飯川のケヤキ	飯川町 1 部30番地	S40. 10. 1	
6	龍門寺のラカンマキ	小島町リ部15番地	S40. 10. 1	
7	久麻加夫都良加志比古神社のスギ	中島町宮前ホ部68番地1ー1	S47. 3. 23	
8	秋葉神社のタブノキ	大野木町 秋葉神社地内	S48. 7. 25	
9	阿良加志比古神社のスギ	楊崎町カ部35番地	S48. 7. 25	
10	子丸山公園常緑広葉樹林	小島町ハ部147番地、馬出町76番地	S57. 12. 24	
11	椿林寺常緑広葉樹林	鵜浦長ト部13番地内、甲	S59. 12. 22	
12	観音寺海浜植物群落	鵜浦町7部1番地甲、乙	S59. 12. 22	
13	雄島・雌島の植物群	七尾南湾	H2. 12. 21	
14	出村家のタブノキ	能登島長崎町28部38番地	H8. 3. 26	
15	小牧のスジダイ	中島町小牧ユ部53番地	H8. 6. 24	

出典) 七尾市の環境の現況 (平成 31 年 3 月 七尾市)

(6) 樹林地の状況

七尾市では、唐島（七尾市中島町塩津地内）のタブノキ、ヤブツバキの天然林である 1.0ha が、県自然観光保全地域に指定されている。図 2-2-39 に位置図を示す。県自然環境保全地域とは、すぐれた天然林や動植物等が良好な状態を維持している地域等、県土の自然環境を県民共有の財産として保護し、将来に継承することを目的として、石川県自然環境保全条例に基づき、石川県が指定するものである。

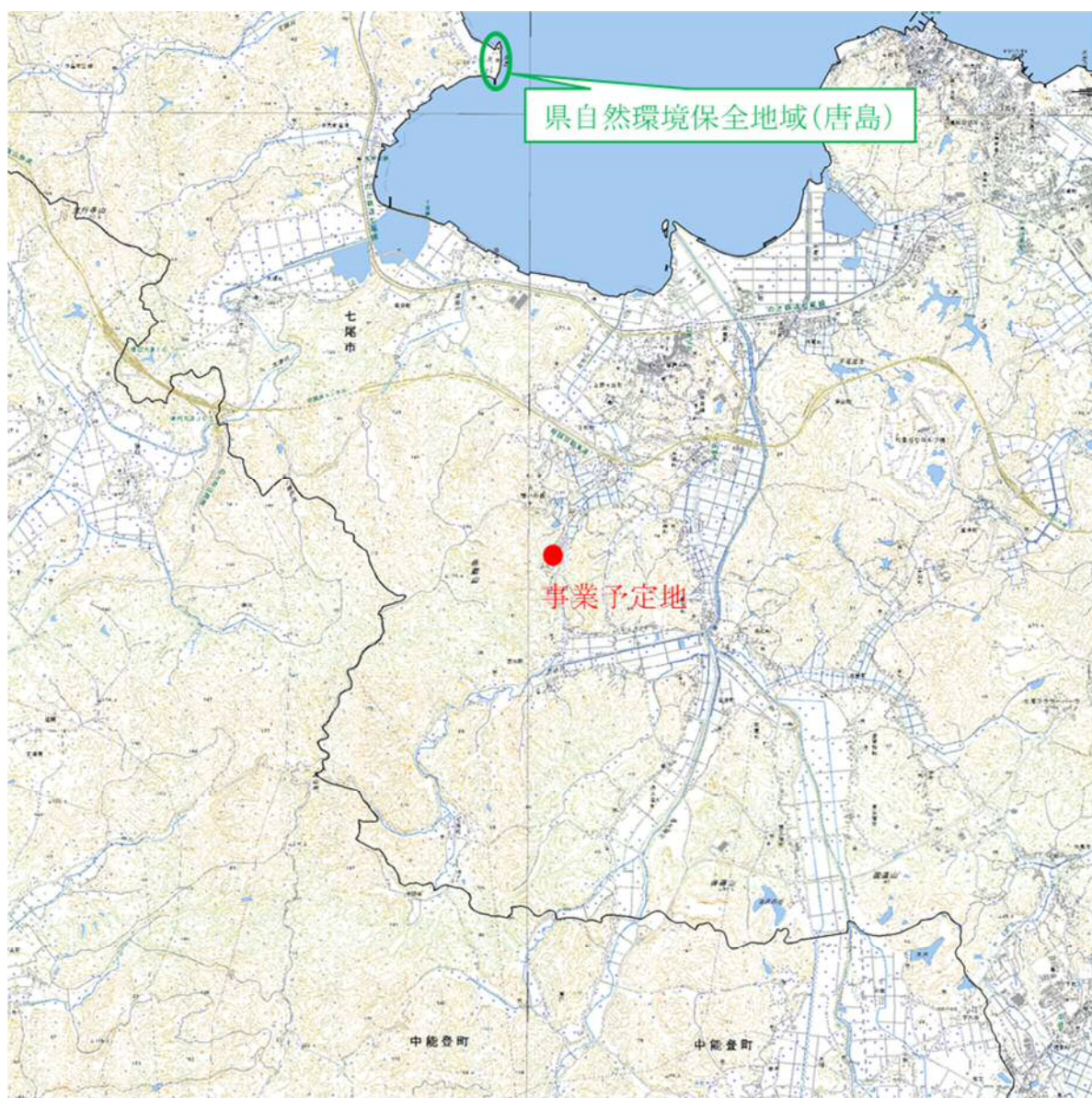


図 2-2-39 県自然環境保全地域（唐島）の位置図

出典）国土地理院 地理院地図（一部加筆編集）

(7) 景観の状況

七尾市は、七尾湾や能登島など豊かな自然環境があり、また、能登特有の気候・風土に培われた歴史や文化が残るとともに渚のいで湯として全国的に有名な和倉温泉など多彩な観光地がある。七尾市では、「市全域」（海域側は汀線から 1km 含む）を七尾市景観計画の景観計画区域としている。七尾市景観計画では、景観計画区域内に一律の同じ基準で景観誘導を行うのではなく、地域の特性や景観誘導の重要性等に応じ、よりきめ細かな基準により景観誘導を行う区域を定めている。景観計画区域において、行為の制限に関する基準を設定するそれぞれの区域と性格を表 2-2-24、景観計画区域を図 2-2-40、景観重点地区を図 2-2-41 に示す。

事業予定地は、特別地域、景観重点地区には該当していないが、景観重点地区である田鶴浜景観地域が近くに位置する。田鶴浜景観地域における景観形成の方針は表 2-2-25 の通りである。

表 2-2-24 景観計画区域の性格

区域	性格
景観計画区域	景観法に基づく策定する景観計画の対象となる区域 建築物や工作物の新築等、開発行為に対し景観阻害を呈することのないよう、景観に及ぼす一般的な影響に配慮した基準で景観誘導を図る区域
特別地域	「建築物等が景観に及ぼす影響の大きな地域」として規制誘導を拡充すべき地域として下記の道路の区間及び本線の道路境界から両側 100m の範囲 1) のと里山海道沿線 2) 能越自動車道沿線（線形の決定した区間） 3) のと里海エリア
景観重点地区	市民が主体となり、優先的に景観的な取り組みを実践する地区 景観計画区域における行為の制限に関する基準に加えて、地区の計画特性に応じた具体的な個別基準を設定

出典）七尾市景観計画（平成 27 年 10 月 七尾市）



図 2-2-40 景観計画区域

出典) 七尾市景観計画 (平成 27 年 10 月 七尾市) (一部加筆修正)

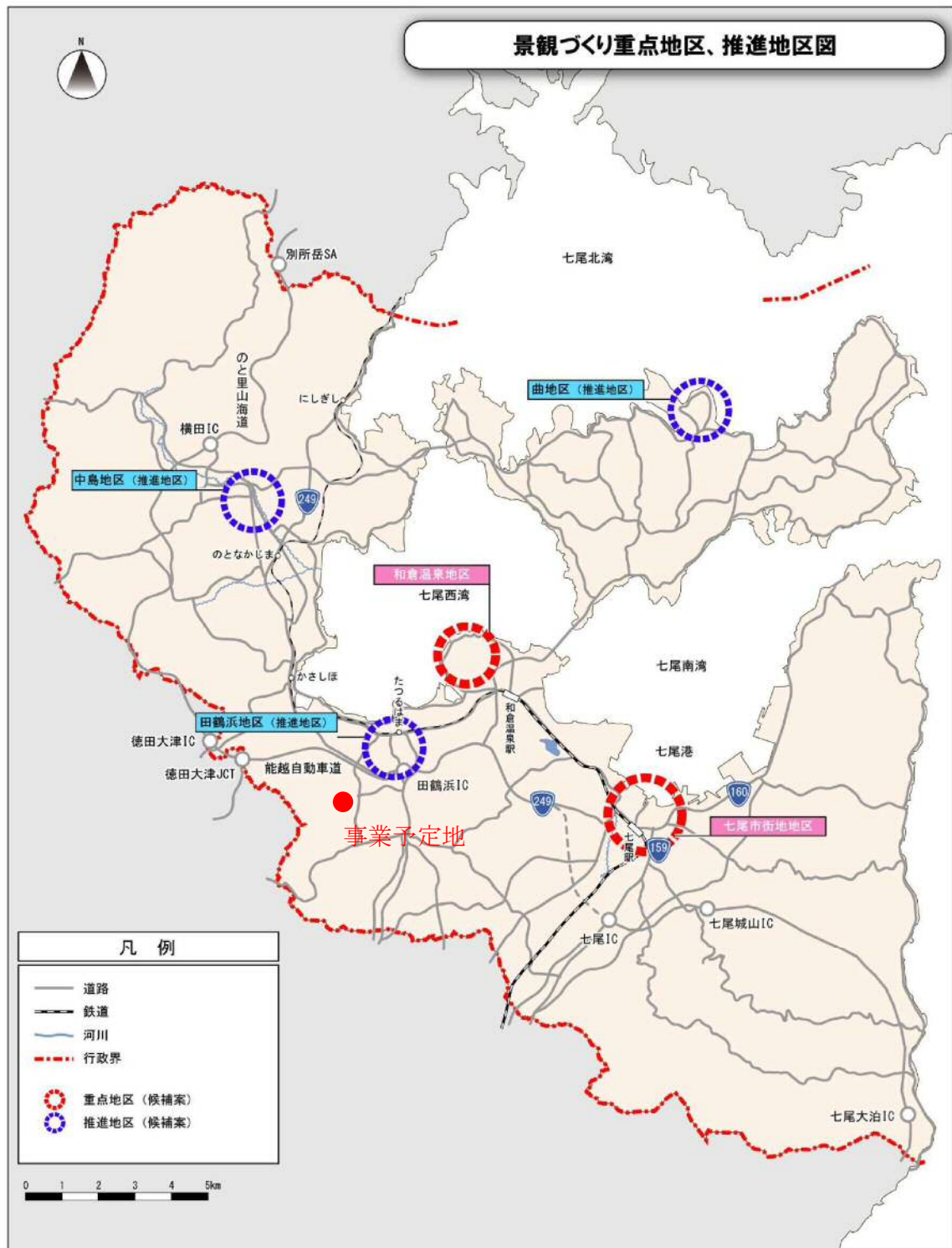


図 2-2-41 景観重点地区

出典) 七尾市景観計画 (平成 27 年 10 月 七尾市) (一部加筆修正)

表 2-2-25 田鶴浜景観地域における景観形成の方針

方針	内容
七尾西湾沿岸の 景観の保全	七尾西湾への眺望、渡り 鳥の渡来地である大津潟や野鳥公園など、自然と調和する景観資源を大切に保全します。 ・七尾西湾や大津潟の水辺景観の保全 ・カキ棚・船小屋など地域特有の産業、生活様式の保全と継承 ・自然と調和した景観資源の保全
歴史的まちなみ景観 と良好な田園景観の 保全と育成	地域の風土に調和した伝統的な建築様式を受け継ぐまちなみの景観や、東嶺寺をはじめとする歴史性のある建築物の保全・継承を図ります。 ・風土・伝統を受け継ぐ集落景観の保全、育成 ・良好な田園景 観の保全、育成 ・歴史的まちなみ 景観と調和する清らかな用水の保全
交通拠点（インター チェンジ）や良好な 沿道景観の形成	七尾市への玄関口となる徳田大津インターチェンジ 周辺の景観に配慮するとともに、市内と連絡する幹線道路、また、七尾西湾のシークエンス景観が楽しめる湾岸道路の良好な沿道景観を形成します。 徳田大津 インターチェンジ 周辺の景観形成 インターチェンジ と市内を結ぶ幹線道路沿道景観の形成 松並木が美しい湾岸道路の眺望保全

出典）七尾市景観計画（平成 27 年 10 月 七尾市）